

## 平成22年第3回涌谷町議会定例会（第1日）

平成22年6月17日（木曜日）

### 議事日程（第1号）

1. 開 会
1. 開 議
1. 議事日程の報告
1. 会議録署名議員の指名
1. 会期の決定
1. 諸般の報告
1. 行政報告
1. 一般質問
1. 承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 報告第1号の上程、説明、質疑、討論
1. 報告第2号の上程、説明、質疑、討論
1. 報告第3号の上程、説明、質疑、討論
1. 議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 議案第49号～議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 散会について
1. 散 会

午前10時開会

出席議員（15名）

1番	杉浦謙一君	2番	久勉君
3番	大平義孝君	4番	安部元彦君
5番	伊藤雅一君	6番	門田善則君
7番	鈴木英雅君	8番	大泉治君
9番	菅原富士郎君	10番	長崎達雄君
11番	遠藤积雄君	12番	木村正義君
13番	笹木健一君	14番	加藤紀君
15番	大橋信夫君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋莊治君	副町長	安部周治君
総務企画課長	菅原孝治君	総務企画課 統括主幹	城口貴志生君
町民税務課長	齋藤正俊君	町民税務課 統括主幹	高橋勝一君
町民医療福祉センター 副センター長	佐々木敏雄君	町民医療福祉センター 総務管理課長	高橋宏明君
町民医療福祉センター 健康福祉課長	佐々木忠弘君	町民医療福祉センター 健康福祉課副参事	熊坂礼子君
産業振興課長	大友信一君	産業振興課 商工観光室長	村上芳行君
建設水道課長	菊地満君	建設水道課 統括主幹	澤田勝治君
会計課長	櫻井信君	教育委員会教育長	木村達夫君
教育文化課長	久道章夫君	教育文化課 統括主幹	川口美恵子君
教育文化課 統括主幹	三塚尚登君	代表監査委員	牛渡稔君
農業委員会会長	佐竹榮一君		

---

事務局職員出席者

事務局長	安部政志	総務班長	小関文恵
主査	荒木達也		

◎開会の宣告

(午前10時)

○議長(大橋信夫君) 開会前にお知らせしておきます。議員、遅参、欠席の届けはございません。

ただいまから平成22年第3回涌谷町議会定例会を開会します。

---

◎開議の宣告

○議長(大橋信夫君) 直ちに開議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長(大橋信夫君) お知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(大橋信夫君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第110条の規定により、議長において6番門田善則君、7番鈴木英雅君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長(大橋信夫君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日17日から18日までの2日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大橋信夫君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日17日から18日までの2日間と決しました。

---

◎諸般の報告

○議長（大橋信夫君） この際諸般の報告をいたします。

諸般の報告の内容は、印刷物をもってお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。



### ◎行政報告

○議長（大橋信夫君） 日程第3、行政報告。

町長の行政報告を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、早速行政報告について報告をさせていただきます。

あらかじめ行政報告3件について、お配りいたしております一覧表の項目に従いまして、報告をさせていただきます。

初めに、平成21年度涌谷町一般会計並びに各種特別会計の出納閉鎖が5月31日をもって行われたところでありますが、収支の結果が出ましたので、ご報告を申し上げます。

一般会計につきましては、収入済額68億9,397万7,000円に対しまして支出済額66億7,112万3,000円と相なり、差し引き2億2,285万4,000円の収支残額が見込まれるところであります。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計でございますが、収入済額24億1,100万9,000円に対しまして支出済額23億1,238万6,000円で、差し引き9,862万3,000円の収支残額が見込まれるところであります。

ここに、平成21年度の町税、国保税を合わせました収納状況についてご報告を申し上げます。

ご案内のとおり、サブプライムローン問題に端を発した世界経済不況は、国内におきましても長引く不況となっております。最近の経済報告では、景気は着実に持ち直してきていると言われておりますが、なお自律性は弱く失業率が高水準にあるなど厳しい状況にありますと発表されており、国内経済における回復の兆しはまだ遠いものと思われ、特に地方では停滞感が継続しており、地方ほど回復の歩みは遅いものと思っております。このような背景から、平成21年度法人税調定額は前年に比べて約1億900万円減少をいたしており、7,104万3,000円となっております。

このように、税を取り巻く環境は一段と厳しい状況でございまして、こうした中で徴収率の向上の対策といたしまして、従来の夜間納税相談や休日窓口徴収事務に加え、文書による催告はもとより、頻回な電話による催告を初め、昨年4月に発足した宮城県地方税滞納整理機構と連携をしながら、情報の共有を図りながら、納税相談の早期実施など常習滞納者の減少にも努めてまいりました。

しかしながら、町税、国保税を合わせた現年度課税分の収納率は94.28%で、前年度を0.7ポイント下回り、過年度課税分の収納率は23.07%で、前年度を1.19ポイント上回りましたが、総体では85.14%で、前年度を1.06ポイント下回るものとなっております。このことにつきましては、現在の経済情勢の影響と判断いたしておりますが、今後も負担公平の適正を保つためにも滞納者に対しては厳正な措置を行い、自主財源の確保に努めてまいり所存であります。

次に、老人保健特別会計につきましては、収入済額374万7,000円に対し支出済額112万4,000円で、差し引き262万3,000円の収支残額が見込まれるところであります。

後期高齢者医療保険事業勘定特別会計につきましては、収入済額1億3,399万1,000円に対し支出済額1億3,116万4,000円で、差し引き282万7,000円の収支残額が見込まれるところであります。

土地取得特別会計につきましては、収入済額205万9,000円に対し支出済額7万1,000円で、差し引き198万8,000円の収支残額が見込まれるところであります。

公共下水道事業特別会計につきましては、収入済額5億4,764万1,000円に対し支出済額5億4,538万3,000円で、差し引き225万8,000円の収支残額が見込まれるところであります。

また、農業集落排水事業特別会計におきましては、収入済額1億4,083万1,000円に対し支出済額は1億3,915万4,000円で、差し引き167万7,000円の収支残額が見込まれるところであります。

介護保険事業勘定特別会計におきましては、収入済額11億8,273万8,000円に対し支出済額11億4,497万1,000円で、差し引き3,776万7,000円の収支残額が見込まれるところであります。

介護支援事業勘定特別会計におきましては、収入済額2,651万1,000円に対し支出済額2,604万4,000円で、差し引き46万7,000円の収支残額が見込まれるところであります。

次に、涌谷町水道事業会計の決算状況についてご報告を申し上げます。

年間有収水量につきましては、前年度と比較して7,700立方メートル減少して132万5,000立方メートルとなりましたが、収益的収支につきましては、総収益4億103万4,000円、総費用3億8,827万8,000円で、1,275万6,000円の純利益となっております。資本的収支につきましては、6,727万6,000円の収支不足額を生じましたが、過年度分損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

次に、涌谷町国民健康保険病院事業会計の決算状況について申し上げます。

まず、患者数の実績でございますが、入院が年間延べ3万8,960人、1日平均106.7人の実績で、前年度と比較して延べ1,101人の、1日当たり3.1人の減となっております。外来患者数につきましては、年間延べ6万785人、1日平均251.2人と、前年度と比較して延べ人数で5,998人の減となり、1日平均では23.6人の減となっております。収益的収支につきましては、総収益19億3,702万2,000円に対し総費用20億3,522万4,000円となり、純損失9,820万2,000円の計上となり、平成21年度末の未処理欠損金7億1,304万3,000円を翌年度へ繰り越した次第でございます。

次に、涌谷町老人保健施設事業会計につきましては、入所利用者については、年間延べ2万8,086人、1日平均77.2人の実績で、前年度と比較して延べ536人、1日平均1.5人の減となり、通所利用者は年間延べ1万2,248人、1日平均33.6人で、1日平均では前年度と比較して1.5人の減となっております。次に、収益的収支につきましては、総収益4億8,731万3,000円に対しまして総費用が5億2,655万2,000円となり、平成21年度末の未処理欠損金1億8,300万1,000円を翌年度へ繰り越しをいたしたところでございます。

次に、涌谷町訪問看護ステーション事業会計につきましては、訪問件数延べ7,475人、1日平均30.9人の実績で、前年度と比較して延べ627人、1日平均2.4人の減となりました。収益的収支につきましては、総収益5,872万9,000円に対し総費用5,647万6,000円となり、純利益225万3,000円の計上となり、平成21年度末の未処理利益剰余金4,571万6,000円を翌年度へ繰り越しいたしたところでございます。

以上申し上げましたとおりであります。各会計の決算につきましては、帳簿・書類等を調製の上、監査を経て改めて議会にお諮りを申し上げ、決算認定をお願いいたす予定でございますので、よろしくお願いを申し上げます。出納閉鎖の報告とさせていただきます。

次に、第16期（平成21年度）涌谷町地域振興公社決算についてご報告を申し上げます。

天平ろまん館及びわくや天平の湯の運営につきましては、日ごろから格別のご理解とご支援を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

さて、地域振興公社決算につきましては、去る5月27日に開かれました通常総会におきまして第16期決算が確定いたしましたので、別紙資料によりご報告を申し上げます。

わくや天平の湯におきましては、昨年の9月15日に入浴者200万人を達成いたしました。10月26日より和風、洋風浴室の屋根の改修のため入浴を中止し一部分のみの営業となり、ご利用いただいている方々に多大なるご不便をおかけいたしました。天平ろまん館におきましては、国内の団体客誘致活動として、遠く新潟、北関東の営業活動を展開いたしました。南三陸道開通によりまして国道346号線の利用客が減少し大きな効果には至っておりませんが、外国人旅行団体につきましては中国本土団体の集客が増加し、前年度を上回る集客となっております。わくや天平の湯、天平ろまん館の両施設を合わせますと、経常損失92万円となっております。

平成22年度におきましては、6月10日、わくや天平の湯がリニューアルオープンし、多くのお客様にご来館いただいておりますことはご案内のとおりでございます。地域振興公社職員一丸となって、これまで以上にお客様から喜ばれる接客と施設の管理を徹底してまいりますので、今後とも議員各位のご意見、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、口蹄疫に対する現状と今後の対策につきまして議員の皆様方にご報告申し上げます。

家畜伝染病に指定されている口蹄疫の疑似患畜が4月20日に宮崎県で確認されて以来、口蹄疫の問題は連日のように新聞、テレビ等で取り上げられておりまして、まさに日本全体が震撼そのものでございまして、農家のみならず今や全国民の関心の的となっております。

農林水産省の発表では、6月14日現在で289例、家畜頭数では19万8,000頭が確認され、約17万8,000頭が処分されております。宮崎県での口蹄疫発生確認後、宮城県では4月22日に市町村及び関係機関を招集し、口蹄疫の疑似患畜発生に係る緊急防疫対策会議を開催いたしております。この会議では、宮崎県における状況説明と、宮城県内での異常が見受けられる牛や豚に関する情報収集についての依頼がありました。これを受けまして、涌谷町では翌23日から畜産農家の実態調査を行い、異常のないことを県北部家畜保健衛生所に報告いたしております。

今回発生しました宮崎県は、10年前の3月にも発生しており、その年の5月には北海道で発生するなど、当時も家畜の移動のみならず、人や車両等の移動に伴い拡大が恐れられておりました。こうした深刻な状況を踏まえまして、町といたしましては、5月21日に消毒効果があり、しかも比較的畜産農家が取り扱いやすい消石灰20キログラムを3袋、町内の全畜産農家に対して無償配付を決定し、26日まで配付を完了いたしております。また、5月24日にはJ Aみどりの主催の口蹄疫に対する研修会が開催され、約300名余りの畜産農家の皆様方にお集まりいただき、防疫に対する意識の確認をいたしております。

涌谷町としましては、さらなる防疫意識の高揚を図るため、6月1日には町内全畜産農家に啓蒙用チラシの

配布をいたしております。また、6月10日には、涌谷町口蹄疫警戒対策会議を開催いたし、今後の対応策について協議をいたし、これに基づき11日には涌谷町口蹄疫相談窓口を設置したほか、一般町民の方々にも口蹄疫に対する理解をしていただくため、6月15日のお知らせ版に掲載をするなど啓蒙活動に努めてまいりました。

伝染病に対する防疫対策は、広域的な対応が原則ではありますが、特に今回の口蹄疫は非常に伝染性が強いことから、今後県を中心に各自自治体並びに関係団体がスクラムを組み、一丸となって水際作戦を展開し、絶対に当地に入り込まないように最大の対応をしていかなければならないという考えでおりますので、議員の皆様方のご理解とご協力を重ねてお願いを申し上げて、行政報告といたします。

工事請負契約について申し上げますが、工事請負契約の締結についてご報告を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づかない予定価格3,000万円以上5,000万円未満の工事請負契約を締結いたしました。今回の工事は、本年3月定例議会で、平成21年度きめ細かな交付金事業として補正予算及び予算の繰り越しについてお認めいただきました旧水道課庁舎を解体し、建設水道課が一つになって庁舎を建築する工事となります。詳細につきましては、担当課長よりご報告させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。私の行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君） それでは、工事請負契約につきまして説明させていただきます。

4番目に載せておりますが、契約の目的、平成21年度（きめ細かな）涌谷町建設水道課庁舎新築等工事。契約の方法、公募型設計・施工一括発注方式。契約の金額、3,790万5,000円。工期、平成22年5月31日から平成22年10月31日まで。契約の相手方、仙台市宮城野区高砂一丁目24番4号、日成ビルド工業株式会社仙台支店、支店長西本昌司。

今回の工事発注に当たりましては、予算及び工期が限られておりまして、工期が短いプレハブ工法ということであれば特殊な設計も必要がないことから、工事請負業者が設計も行う設計・施工一括発注方式を採用いたしております。入札条件につきましては、3,000万円以上ということですからAランク工事となります。経営事項審査の総合点数を町内におきましては750点以上、町外におきましては850点以上といたしまして、宮城県内に本・支店を有することといたしております。4月28日に公告、これはホームページで予算額も含めて公表しております。5月20日に入札書提出を締め切り、3者が応札されております。5月24日に指名委員会におきまして、応札者からの提案説明を受け審査した結果、日成ビルド工業の提案書を採用することとしたものでございます。

それでは、設計概要につきまして説明いたしますので、定例会資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

設計概要でございます。

建物の概要でございますけれども、一部2階建てのプレハブ建築でございます。建築面積につきましては、本体、玄関ポーチ合わせまして338.16平米、延べ床面積につきましては右側でございますが、全体、2階部分も合わせまして496.46平米、約160坪でございます。

構造概要でございますけれども、基礎形式は鉄筋コンクリートの布基礎、軸部につきましては鉄骨造ということでございます。内部軸組みにつきましては、床、書庫とか水道の資材倉庫につきましては土間コンクリート

の床になります。事務室等につきましても土間コンクリートで、それに覆いフロアを敷き、そしてタイルカーペットを張るという構造になっております。間仕切りにつきまして、壁等でございますが、LGS、これは軽量鉄骨でございますけれども、下地にプラスターボード、これは石こうボードでございます。を張り、そして外壁回りにつきましてはグラスウールを充てんいたしまして実施するという事です。天井につきましては、これも軽量鉄骨の下地にジプトーン、これは天井材でございますが、これも石こうボードでございます。を張り、天井裏にはグラスウールを充てんするという事でございます。

外部仕上げでございますが、屋根につきましてはガルバリウム鋼板ということで、これはアルミニウムが55%含まれております。さびにくい鋼板を使用いたしております。外壁につきましては、内部に硬質ウレタンフォームを充てんいたしまして、それがサンドイッチ形式になりました形の壁ということになります。開口部につきましては、アルミサッシを使用いたします。

室内仕上げにつきましては、それぞれ1階、2階、事務室、そして資材倉庫、書庫等の仕様が載っておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次の5ページでございますけれども、1階平面図でございます。右側が事務室となります。事務室の面積が174.8平米、左側が水道の資材倉庫と書庫でございます。書庫の広さが115.6平米でございます。そのほかに、トイレ、湯沸かし室を設置いたします。

次のページをお願いいたします。

2階部分でございます。一部2階ということで、書庫、そして水道の資材倉庫の上は2階という形に設置いたしまして、2階には会議室を二つ、それと収納庫、それと男女の更衣室を配置いたします。

次のページでございますが、南側立面図でございます。ちょうど、役場の現水道庁舎、旧水道庁舎の跡地に建つわけでございます。下が北側の立面図でございます。

次のページが、左側が東側の立面図、そして右側が西側の立面図ということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） 暫時休憩します。

休憩中に、ただいまの行政報告について質問等がありましたらば許可いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時35分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

---

◇

◎一般質問

○議長（大橋信夫君） 日程第4、かねて通告のありました一般質問をこれより許可いたします。



10番長崎達雄君、一般質問席へ登壇願います。

〔10番 長崎達雄君登壇〕

○10番（長崎達雄君） 一般質問を行わせていただきます。

今回、一般質問に当たり通告しておりました附属機関の運営のあり方について、町長の考え方をただしたいと思います。

この件については、これまで私は何度も一般質問や質疑で取り上げてきました。多くの町民から、「国民健康保険税や民生委員は、だれがどうやって決めているのか」という声が寄せられております。町民には、そのプロセスが全くわからないのであります。

平成10年全国町村会議議長会の町村議会の活性化に関する報告書でも、附属機関について注文をつけております。また、全国各自治体の中にも見直しをすることが多くなっております。一度決めたのだからよしとするのではなく、世の中の変遷も早く、その流れに乗りおくれることなく、常に見直しをしてよりよいシステムにすることが肝要だと考えるものであります。

附属機関とは、町民、学識経験者、有識者、関係団体の代表者などから構成され、町の事務事業について必要な審査、審議または調査等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された機関で、本町には14の附属機関があります。附属機関に類似する協議会等々は、町が行う事務事業の実施等に当たり、町民の意見やニーズの把握を目的とし、法令、条例で設置される附属機関に準じた形で規則や要綱等により設置された協議会等をいい、本町には68あります。要するに、涌谷町には附属機関と協議会等を合わせて附属機関等は82あることとなります。

では、1問目として、委員の選出基準は何かについてお聞きします。

私は、附属機関等で広く町民の意見を求めることは、町政と町民の距離を縮める上でも評価できることであると思っておりますが、82の附属機関等の委員の人選に町長がすべて目を通すことは困難だと思われませんが、法律や政令の委員は任命、要綱、規則等の委員は委嘱と、町長が最終的に決定者であります。これらの中には、役人が考えた案に賛成してくれそうな人を、学識経験者、有識者として任命、委嘱することが多いのではないかと。要するに、町長の好みとか恣意的な人選が行われているのもあるのではないかと。委員の任期があるにもかかわらず、オーバーな表現をすれば無期限に委員であり続ける、これは問題なしとは言えません。少なくとも、委員の選出方法をめぐる合理的な基本理念や方針を明確にするよう、全体として検討する考えはないかお聞きします。これが1問目です。

○議長（大橋信夫君） 町長。

〔町長 大橋荘治君登壇〕

○町長（大橋荘治君） それでは、附属機関の運営のあり方と委員選考の基準は何かとのご質問でございますが、まずは、先ほどおっしゃったように町長の好みによって決めるわけではございません。したがって、民生委員の選出方法でございますが、民生委員は地域の方々がお選びになっている方々でございますが、町長のお話をするところではございません。

そしてまた、勘違いもあったわけでございますが、一つの例を申し上げます。例えば、健康推進員の会長の推薦については、あなたのような考え方ではないですかといったふうな手紙もちょうだいいたしましたが、健

康推進協議会の会長さんは健康推進協議会で決めますので、町長の好みによって決めるわけではございません。あなたの勘違いも甚だしいと町長は思っておりますが、まず一つ目の委員の選考基準は何かということでお答えを申し上げます。

町の附属機関である各種審議会、委員会等の委員選任に当たりましては、各条例または規則等の設置目的に応じ、それぞれの選出規定によりまして選任いたしているところでございます。以上です。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 2回目に移ります。

次にお聞きしたいのは、82の附属機関等全部ではありませんが、それらに議員が名を連ねていることに関して疑問を禁じ得ないところであります。執行機関に置く審議会等の委員の就任については、法令により議員と定められているのが監査委員、民生委員推薦会委員、都市計画審議会委員で、国民健康保険運営協議会委員への議員の就任については、法令上の規定は議員ではなく公益代表となっています。私は、法令で議員と規定されたもの以外については見直すべきではないか、その理由としては地方自治法上の議会と町長との関係においてであります。議員が附属機関の委員になることによって、議決機関と執行機関との役割分担をあいまいにする。また、権力分立に反するのではないかという指摘もあるところであります。

私は、法律に定めのあるものを除き議員は就任すべきではない理由として、一つには、附属機関の審議を参考にして議案を作成し議会に提出したとき、委員となった議員は議会での審議において質疑を行うことができなくなる場合があります。二つ目は、附属機関の委員になることで、その議員の発言が議会全体の総意であるとの誤解を生じることにもなりかねない。三つ目は、議員が執行機関の一部分とも言える附属機関の委員になることは、議会本来の機能の低下を招き、議決機関と執行機関の二元代表制の観点からも適当ではないのであります。

このような状態が続いているから、議会審議が低調なのではありませんか。時代の流れにもなっているのだから、ここで見直す決断をするべきではないかと思えます。82もある附属機関等でありますから、昨年度に一回も開催されなかった協議会や委員会もあったと思えますが、整理統合を検討するお考えはないかお聞きします。

2回目終わり。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋荘治君） それではお答え申し上げますが、議会と議員といわゆる附属機関の関係、これは学識経験者として選ばせていただいているわけございまして、例えば、あなたは今回奨学資金の貸与選考委員等々を受けられましたね。それならば、あなたは辞退すべきではないですか。勘違いも甚だしいです、あなたは。

これは、何といたっても公平・中立を基準にして選出しているところでございますので、委員に代表されるような方々は、議会から選ばれようと、この方々は学識経験者として選ばせていただいているわけでございますので、いわゆる意見、学識経験等が公正かつ均衡がとれ、幅広い分野で年齢層の委員構成となるよう留意しているところでございます。さらに、女性委員の割合を高めるよう努力をしており、町民の方々の幅広い層から意見の反映及び公正性を図っている認識としております。以上でございます。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 現在、附属機関等に多くの議員が就任しております。私も、4期になって初めて、この間奨学資金貸与の検討委員会というのか推薦委員会に入りました。30分ぐらい会議に参加させてもらいまして、その中身がどういうものか初めてわかったのであります。

公益代表として議員が参加している。結果として、議員であることには変わらないのです。こうした就任に関する判例などからは、違法ではないが適当ではないとされております。石巻市議会は、20年4月、議員が市の附属機関の委員就任を制限いたしました。その理由は、議会と執行当局が互いに緊張感を保つのが目的とされております。

平成14年9月、安部副町長が議員当時、特別委員長となって議会改革調査特別委員会で報告書をまとめ、常任委員長は充て職で審議会や各種委員会、協議会の委員に就任するのは好ましくないということを全員一致で承認しているのに、国保運協や民生委員推薦会、都市計画ほかの委員会等に就任しています。2年の任期があっても、議員をやめない限り交代がない。委員はすべて町長が任命するのです。

一般的に、地方議員に与党とか野党という意識が生まれるのは、首長選挙の際、議員が候補者のだれを応援したかで決まると言われております。選挙後、与党支持の首長が当選すると、首長はその見返りに附属機関の委員につけ優遇する一方、野党に回った議員を干す。議会の人事も同じです。こうして与野党意識を持つ議会は次第に本来の役割を失って、追認機関に成り下がる。これでは何のための議会かわからないと言われております。これは、多くの町民からもそういう声が届いております。この一つの例として、学校統合に反対したり、町民バス入札で行政執行の過ちをチェックしない議会になってしまった。

私と4期目で同期の委員長は、国保運協、都市計画、健康と福祉のほか、県の後期高齢者医療連合議員、議会の方は常任委員長、議運の委員、まだほかにもあるかもしれません。その他、重複して委員に就任されている議員がいっぱいおられると思います。背負い切れないほど役職を持つ委員長と自分を比べてみますと、この違いは何かと自問自答してみても、考え方や信念にしても決して引けをとっているとは思っておりません。ただ一人、議員として筋を通し、チェック機能を果たし、是々非々を貫いていることだろうかと思っております。昭和58年、1年生議員のとき、古参議員から「与党に入らないと役職はつかない。論功行賞があるのだ」と言われたことを改めて思い出しております。このような昔からの流れで行われてきた人選は改めるときではないですか。

公務員秩序の確立等についてという通達が、平成5年7月に自治省、現総務省から出されております。その2項で、議会運営の改善で、「議長及び副議長と議会役職員の選任については、当然ながら公明かつ適正に行われるべきであり、いやしくも住民から不信の念を抱かれることのないよう配慮されたい」とあります。この「住民から不信の念を抱かれることのないよう配慮されたい」、これは重いと思います。議員の就任が必要であるならば、公正、中立を旨として選任すべきであります。私は、附属機関の公平でない余りにも偏った人選の実態を町民に知ってもらい、内部で変えようとしなければ、大きな町民の声の高まりによって変革のきっかけを期待するものであります。

よく、多くの町民の皆さんから「涌谷の議会は異常だな」と言われますが、私は、この附属機関の委員の任命については、「任命者の町長が正常なんじゃないですか」と返事をしています。これ以外に返事のしようがないのであります。実際問題として、附属機関の委員人事は本当に適材適所の人事と言えるのだろうか甚だ疑

問に思っておりますので、この辺について町長の考えをお聞きします。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋荘治君） まず、公正、中立ではないかと。あるいは、好ましくない。あるいは、与党でなければといったふうなことを、市町村議員は政党政治ではございませんで、与党、野党はございません。したがって、今回のいろいろとおっしゃったことにつきましては、町長は全く公平・中立でお選びをさせていただいているのが現況でございます、何回も申し上げますが、与党、野党というのは、そうしたら野党はどなたですか、与党はどなたですか、私の方から聞きましょう。言ってください。おっしゃってください。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 与党は、今ここでは言いませんけれども、野党は私ではないかと、そういうふうな認識でおります。そういうふうに見られている。多くの町民からも、そういうふうに見られているのです。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋荘治君） そうしたら、あなたの高齢者にインフルエンザですか、肺炎ですか、あれも言うことを聞かないのですか、私。聞いているでしょう。あなたの提案によっていろいろとご心労をかけながら頑張ってきたのでしょうか。野党も与党もありますか、こんな小さな町で。あなたを野党と思っていませんよ。そういうことは言うものではないのではないですか。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 今度は2問目に移ります。

現状は「公平・中立」を基準に選出していると考えているのかについてお聞きします。

私は、附属機関の会議録を開示してもらって目を通すことが多いのですが、それを見るとほとんど行政側に都合のいい人ばかりで、ろくに発言もしない。本当に勉強してきて参加しているのだろうか、すべて行政側のペースで進行している。これで附属機関が機能しているのかと疑問符をつけたい会議録もありました。

附属機関においては、その結論がその後の行政執行に多大なる影響を与えるものであることから、運営の仕方はもちろん、委員についても偏らない人選に留意しなければなりません。関係団体の代表についても、会長等に限定しないで適任者を選ぶよう配慮する。また、より多くの町民に参加を求めるため公募を取り入れる。非公募委員については、執行機関に都合のよい御用学識経験者を選任すれば、審議会等は結局行政当局の隠れみのとなってしまう。会議を活性化させるためには、委員に対しては会議資料の事前説明や事前配付など、意見を述べる準備ができるような配慮をし、会議運営の効率化を図るための工夫に努めるべきではないですか。これについて、町長の考えをお聞かせ願います。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋荘治君） 申し上げますが、まず町長の隠れみのになっているのではないかと。だったならば、国保運営委員長のさっきの行政報告で、いわゆる赤字病院のことについても、もし隠れみのであればああいう質問もないはずでございますので、その点等々は、いわゆる委員さんも寛大な気持ちを持って、町長に対する質問等は立派にやっているのではないですか、質問者は。そして、行政側に迎合するような、そういうこと等々がありますか。過般の3月定例議会でも、全員の方々が町長に対していろいろと質疑をしてくださったわけでございます、もし迎合するとすれば多少は遠慮してもいいはずなのに、そういうことがないというのは、涌谷

町は与党も野党もないといったふうなことでございますので、その点についてはご理解とご協力を賜りたいと、そんな気持ちでおります。以上です。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 2問目の2回です。

最後に述べました会議の運営の仕方、これは事前にそういう資料は渡しているのですか。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君） 会議の運営の仕方についてのご質問のようですので。各附属機関の方でそういった資料の配付等については、まだ私の方で確認しておりませんが、議員さんご指摘のように、事前に資料を渡して、事前にその内容を検討していただくということは当然必要なのだろーと思っておりますので、もしそういうことでないような運営の仕方をしているのであれば、そういうふうにご指導をしていきたいと思っております。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 3問目に入らせてもらいます。

なぜ、選任された委員名を公表しないのかについてお聞きします。

委員の名前を現在部外秘にしていると思うのですが、そういうことではなく公表してもいいのではないかと。そして、会議も議事録も公開し、透明で公平、中立、そして公正な行政の推進のために積極的な情報の公開に努めるべきではないかと、そういうふうにおっしゃるのですが、町長はどのように考えていますか。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 町長といたしましては、隠す看板もなく情報は公開しているつもりでございます。さらにまた、3点目の選任された委員名も公表しないのはどうかといったふうなことでございますが、その点については、多少はしているのではないかと考えておりますけれども、今後は公表して議会の皆さんにもご報告をしたいと思いますので、ご協力をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（大橋信夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時13分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

3番大平義孝議員、一般質問席へ。

〔3番 大平義孝君登壇〕

○3番（大平義孝君） 3番大平でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

少子高齢化への対応についてでございます。

涌谷町も急速に少子高齢化が進んでおります。涌谷町は、皆様ご存じのとおりでございます。近隣の市、町をはるかにそれこそ超えてしまう、他の町、市から目標にされているさまざまな対策が施されていると、私はそのように思っておりますけれども、その思っていることをどのようにこの少子高齢化対策に生かしていくの

かというその方向から、今回は一般質問をさせていただきたいと思っております。

その各市、町を、それこそ涌谷町がモデルとなって引っ張っている、この子育て支援なり高齢化対策なりを、この人口の減少と子供の減少、そして高齢化率の増加という、そういった何点もの問題のところから、今後、涌谷町が第4次総合計画で目標の町民人口といたしております、最終年度の、27年になりますか、1万7,000人という目標をきちんとクリアするための努力を現在も累々と重ねながらいたしているとは思いますが、昨今の人口の減少、高齢化率の増加、その当時より進み方が速いと、そのように感じております。

そういった観点から、まずはその施策そのものの見直し等の考え方、そして現在このように進んでいる少子高齢化率のとらえ方についてお伺いをいたします。

○議長（大橋信夫君） 町長。

〔町長 大橋荘治君登壇〕

○町長（大橋荘治君） それでは、大平義孝議員の一般質問にお答えを申し上げます。

少子高齢化対応についてのご質問でございますが、今回の第4次総合計画の後期計画を、涌谷町は1万7,400幾らだから見直しをしたらどうかということでございますが、我々はどうしても、今月の町報にも載っているとおり、社会的減少では亡くなった方が非常に多かったわけでございますが、世帯数では18の世帯数がふえまして、人口はプラス5人ございまして、そういうことで、我々は政治的にも、あるいはまた議会の皆さんの意見を聞きながら、町の人口を幾らかでも多くしたいという、そういうことで奔走をしているのが現状でございます、いわゆる総合計画そのものの後期計画は、ことしから見直しながら今現在公募中ございまして、町民の皆さんにもそこに入っていただいて、そして、いわゆる産んでいただけるような環境を整えていかなければならないといった気持ちでございますので、今回は人口減が多少あったにしても、まずは目標を掲げながら頑張るのが行政の大きな仕事だと思っております。

したがって、少子高齢化に向かって、全国には7,878の集落がございますが、その中であって限界集落は、65歳以上の方々が50%以上の場合には限界集落と称しまして、そして現在、限界集落そのものは全国に2,643の集落ございまして、そのうちで423の集落が消滅しております。人口で申し上げますと6万2,273人の集落が消滅しておりますので、これは何といたっても国の大きな責任だろうと。その国の大きな責任の中で、涌谷町は、子育て支援等についてはどこの町よりもすぐれた政策をやっておりますので、その政策は明日にはすぐわかるわけではございませんが、しかし長い間には、町民の方にも言われますが、「どこの町でもやっているのではないですね」と。涌谷町は特別にやっている仕事も随分あるわけでございますので、その点は町民の皆さんに対する行政のPRも足りないのかなと、そんな感じにとらえておりますので、そういう方向づけに向かってなお一層行政としても頑張り抜かなければいけないといった、そういう強い決意で頑張っておりますので、具体的には2回目のご質問もあるようでございますので、その点については2問目にお答えを申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（大橋信夫君） 3番。

○3番（大平義孝君） 実は、私はひなた幼稚園の卒園式に出席させていただきまして、卒園する子供が「お母さん、ありがとう」と言い、今度はお母さんやお父さんが子供に「よく頑張ったね」と、そういう場面があるのでございますけれども、そのとき一人のお母さんが「延長保育で朝は一番早くから来て、夕方はだれもいなく

なって一番最後まで頑張ってくれてありがとう」と、そういう言葉を我が子にかけていることを聞きました。本当に、涌谷町の子育て支援がなかったならば、そういった預かり保育なり、延長保育なり、さまざまな子育て支援策によって、お父さんもお母さんも外に出て安心して稼げていると。本当にあの言葉を聞きましたときには、「ああ、本当に涌谷町のこのやり方は間違っていないのだな」と感じました。

そういった感じ方とまた別に、先ほど申しましたように、第4次の基本構想によって最終年度に1万7,000人。今の人口減少のペースでいきますと、なかなか達成できないような感じが、これは感じとしか言えませんが、数字的に見て難しいのではないかなど、そのように思っております。18年から21年までは651人減少しております。一番減少の多い18年には267人、19年には256人の町民の方が減少しております。第4次の基本構想の中では、人口を減らさないためには若年層の新たな定住の場をつくらなければならないのではないかという計画がございまして、ただ、そのままいたときにはどうなるか、定住を何人にしていけば最終的にどの数字になるかという、そういった予測のケースを構想の中に盛り込んでおりました。そういったケースの予測の中でいきますと、27年に1万7,004人と1万7,000人台を確保できるのは、毎年57人、若年層の新たな定住の場をつくらなければならないということを記述しております。

現在、私も調査力不足で、今までの間に若年層の皆さんの定住がどの程度になっているのかということ調べても、このままにありますけれども、ただ、人口のこの減少のあり方を見ますと、このケースには当てはまらない減少をしているということだけは、数字の推移から私にも理解ができるところであります。こういった減少のペースをどのようにしてとめるかというのは、ただいま申し上げましたように、予測のC、毎年57人の若い人の定住を図れば何とかなるのだという計画でございますので、それをどのように今後涌谷町で頑張って若い世代の人、15歳から39歳、そういう枠組みだと思いますけれども、その方たちに定住していただく、その方策は、今までも計画を立てたわけでございますからとられていると思いますけれども、今までにやられてきた方策を、そして今後どのようにしていくかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋荘治君） それではお答えを申し上げますが、全く国の人口そのものについて減少している時代を憂えての質問でございますので、私から申し上げさせていただきますが、まずは日本の人口そのものも太平洋戦争時代に戻って、将来は7,000万人ぐらいになるのではないかといたふうなことでございます。しかしながら、人口減少は何かというと、いわゆる国の存亡にかかわる大きな問題でございますので、そのことについては、ご案内のとおり、いわゆる労働人口がなければ国の企業等々の倒産等々の非常に大きな原因の一つにもなるであろうと、そんな感じで、しかも社会保障制度については、小泉内閣の際には毎年2,200億円ずつ10年ほど削られまして、我々の、いわゆる国民の方々々の生活そのものも、社会保障制度そのものについて、本当に町長といたしましても憂えて憂えて仕方がなかったわけでございます。

しかしながら、その中であって、政権の交代によりまして、今回はいわゆる子育て支援の一助として小学生等々について月1万3,000円ずつ、これまた国の方ではお上げするといったふうなことを、来年からは2万6,000円といったふうなことでございますが、ゆうべのニュースも聞いておった際には、今回、増税増税騒ぎなのでございまして、国民の方々々は一体その増税にいかにかたえられるかということで、町長としてもその点については非常に憂えているところでございます。

間接的なご意見でございますが、5%を10%にするといったふうなことを、あるいは企業法人等についてはそれぞれの所得によって増税、あるいはマイナス減税等々もあるようでありますが、今のところ詳細に当たっては、まだ町の方にも、あるいは国民の皆さんにもお知らせがないようでございますので、いわゆるそのことが法的に、60何本かの法律改正を30何本かによって改選される参議院の選挙でございまして、この参議院選挙を終わった後はどのような形になるか、国の政策が見えないうちに改選をされたわけでございまして、地方にとっては非常に迷惑千万やる方ないといった感じを抱いている一人でございます。

そういう意味からして、涌谷町で果たしている誇れることは何かというと、1回でお答え申し上げますので、そのことについて後でまたご質問をちょうだいしたならばお答えを申し上げますが、涌谷町は他町村に誇れる子育て支援を行ってあって行政サービスに努めてきたところでございます。具体的に申し上げますと、小学生の通院、入院の医療費無料化、ヒブワクチンの接種費用の助成、保育所入所待機児童ゼロ及び保育料の負担軽減、そしてまた延長保育、さらには学童保育といったふうなことで、まだまだ手は尽くせませんがそういう状態で、仙台・大崎市等は待機者があって非常に困るということでございますが、涌谷町はその点については、教育委員会あるいは保育所は町長部局でございますので、その点についても町長部局でも頑張っている姿を見たときには、若いご夫婦の方々にもご理解をいただきながら、このようにして産みやすい環境を整えているわけでございまして、あしたにすぐ即効薬ではございませんけれども、長い目で見ていただければ非常に幸いだと思っております。

現在進めております企業誘致によりまして、雇用機会の拡充、人口の増加による法人税・町民税の増収や効率的な行政サービス等にさらに努める決意でございますので、財政が安定した際には、町民の皆さんのご期待におこたえするような、そういう環境をさらにまたつくり上げていかなければいけないといった考え方を持っておりますので、大平議員さんにもなお一層の叱咤激励をいただきながら、大きく変化している個人、特に女性の意識やライフスタイルに現在の社会規範、システムが追いついていないことでございますので、女性の方々がお一層働きやすい、子育てしやすい環境づくりに努めることはもちろんであります。個人としての意識や生き方、あるいは結婚、あるいは家族のあり方等、国民全体で考えていかなければならない問題も存在しております。

最後に、子供や若者たちが町や自分自身に自信と誇りを持ち、将来への夢をはぐくみ、涌谷町に定住して安定的な職業につけるようにすることが必要不可欠でありますので、より一層推進してまいり所存でございます。さらにまた、7月4日には涌谷中学校同窓会関東支部の総会がございまして、町長みずからも出席をさせていただいて、住むなら涌谷、いわゆるふるさとを思う気持ちを訴え続けてきながら、東京で定年退職をなされた方にも、涌谷町のような山紫水明に恵まれた空気のおいしいところに来てくださいといったふうな、そういう宣伝をしたいと思っておりますし、さらにまた今回はちょうど鞍馬大会があった際に、イオンスーパーセンターの店長さんが、十和田市でイオンスーパーセンターの店長として成功の一例を話されまして、涌谷町のイオンスーパーセンターの一部を涌谷町で使いたいくらい使っていただいて、そして涌谷町の農産物、その他のものも販売していただけるような、そういうことでご相談がありましたので、いつのときかちょっと忘れましたが、担当部局ではその方々をお呼び申し上げて、いわゆる涌谷町の道の駅としてその場所を利用させていただくならば、恐らく相乗効果もあるだろうと。温泉が供用を開始しても、あのよう毎日これまたイオンスー



パーセーターも車がいっぱいでございますので、これも相乗効果と私は思っておりますが。いわゆる昼間人口そのものについて、大いに涌谷町に来ていただけるのならば、さらにまた涌谷町のよさも知っていただけるということでございますので、その方向で、町長は身を粉にして全身全霊頑張っていくつもりでございますので、なお一層のご指導とご協力を心からお願いを申し上げますながら、お答えをさせていただいたわけでございますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（大橋信夫君） 3番。

○3番（大平義孝君） ただいま、本当に関東支部まで行って「住むなら涌谷」と。イオンの店長さんとは、あいっている場所を道の駅等々にお使いくださいといったようなことで、さまざまなことを一生懸命頑張って町政に当たっているというところは、本当に頭が下がる思いでございますけれども、先ほど来おっしゃっておりますように、若年層の定住策、一番それこそ効果のあるのは企業の誘致であり、社員の方々に涌谷町に住んでいただけるのが一番だとは思いますが、なかなかこの厳しい世の中で、そういううまくいくような話が現在あまりないということでありましたら、私は思いますのに、この少子化対策が若年層の皆様方の定住を確保し、そして高齢化の皆様方の活性化も一生懸命頑張れる、そういう下地もつくれると思っております。

そういった意味では、今でも涌谷町の子育て支援策は、他の市、町よりも本当に素晴らしいものだというところでありますけれども、その拡充とあわせて、さらに定住化を促進するためにはどのように考えたらよろしいのかということ、先ほど基本構想の中で59人なりの定住をとということでございましたけれども、現在涌谷町の民間のアパートなどの建設とかについては、余り多く望めないような状況になってきております。そして、若い人たちが借りて住むには、今の新築のアパート等の家賃等は非常に負担に耐えられないくらいの高額と言えれば高額です。5万円以上から、駐車場料金から何から入れますともう6万円を超すような、そういったきれいで同じアパートの住人の方に余り気を使わなくてもいい、本当に素晴らしいアパートがいっぱい出ておりますけれども、そういったところはそれなりに高い、そういうことになっております。何よりも、若年の皆様、一生懸命働く皆様方の定住を促進するためには、それらの観点から、当議会においても町営住宅の待機者とは言わないまでも八雲住宅は人気があるのだということが再三お話があります。

そういった考えの中で、今、淡島、一本柳の住宅の改装改築も視野に入れて建設課の方で考えているというようなこともありましたけれども、それらも含めて、もう少し若い人が「ああ、このところなら住めるな」と。そして、「涌谷のこの素晴らしい子育て支援を住みながら利用させていただいて、若いうちに頑張りたいな」と。そういった若年労働者の皆様方の定住促進策等もさらに考えられて今後対応していけば、この定住人口というものも減るどころかふえていくと。人口の減少がとまれば町の活性化にもつながる、そのように思っておりますので、そういったところの方策の中で、先ほど町長がおっしゃいましたように、素晴らしい子育て支援、私いつも申しておりますけれども、さらに何とかもう一声二声かけて「進めろよ」と言っていただけるようなことがあれば、さらなる対策になると思いますし、また住まうところがないということで、結婚して涌谷の町を出ていかれる若いご夫婦もあるように聞いておりますので、そういったことも加えながら、定住促進のための対策に今後さらなる方策を考えていただけるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋荘治君） ご心配の余り、住宅行政について申し上げますが、本来でありますと、一本柳、淡島団地

等は、多少高くとも八雲住宅のような、そういう環境の場所も求めたいと思っておりますけれども、何といても低所得者もおるわけでございまして、ああいうところに、私が町長にならせていただいてから窓枠もサッシにして、暑いときは網戸をしながら、いわゆる低所得者であっても涌谷の町民には変わりがないはずでございますので、側溝の整備等々も、私が町長になって2年目か3年目に、そのように改修をしながら頑張ってきたところでございますので、3月の定例議会でも課長が申しましたように、安い場所でお住みにになりたいという方の場合には、多少金がかかっても修復をしながら改造をしながらやって長もちをさせていただいて、そして涌谷町に住んでいただきたいと、そういう願いを込めながら3月定例議会で皆さんにご案内申し上げたとおりでございますので、そういう公の施設はそうにして努めてまいりたいということで、このことについても今申し上げたような形の中で進めさせていただきたいと、そんな気持ちであります。

なお、アパートについては個人所有でございますので、私も聞いてみますと5万円とか、あるいは5万5,000円とかといったふうなことで、低所得時代には本当に大変だろうなという心境でございますので、その件については行政でどこまで口を出したらいいのか、非常に難しいところでございます。ただ、たまたま今度来ていただけるドクターは何か一本柳の方で貸し家を見つけたようでございますので、恐らく幾らか安いのかなといったふうなことでございますが、まずはそういうところを本人自身、あるいはどなたかのお世話で涌谷町に住みたいということでございますので、そういうことで町長もある意味では陰に陽に頑張って、多少なりとも安く環境のいい場所を行政に求められた際には、担当部署の者にアクションを起こしていただいて、懸命にこの町に住んでみたいと思うような努力をするつもりでございますので、よろしくご理解をお願い申し上げたいと思っております。以上でございます。

○議長（大橋信夫君） 3番。

○3番（大平義孝君） ただいま低所得者の方というご発言がございましたけれども、私は低所得者の方の住まいを提供するなということではなくて、それらの方も本当にきちんとした涌谷町民としての誇りを持てるような住居に住んでいただきたいと、そのように思っております。

私の申し上げているところは、今空き室にして住む方を入れないでいる、これから改築、リフォーム等をして募集をするのだという計画をお聞きしておりますので、その部分について、若い人たちが入って「ああ、このようなアパートでこのぐらいの家賃であれば住んで頑張れるな」と、そういったような改築なりリフォームなりをいたしてはいかがかということでございますので、ただいま町長の答弁に、そういうことを一生懸命、住んでみたいような住居というような答弁がございましたので、そのことについてはそのとおりでよろしくお願いをしたいと、そのように思っておりますけれども、民間のアパートについては個人の所有でございますので、なかなか口を挟むところにはいかないと思っておりますけれども、民間から涌谷町で何とかお借りするなり、助成を出しながら家賃を軽減して住んでいただくなりと。さらに言えば、活性化住宅というものがあるそうでございますけれども、そういった住宅を町有地に民間業者に建設していただいて、15年なりを涌谷町でお借りすると。それで、安い料金で若い人たちに入ってもらおうと。もちろん、若い人たちというのはご夫婦だけではなくて、必ず小学校以下の子供がいる、そういう家族に入ってもらって、これからまた子供をつくってもらって、涌谷町は、本当に少子化が解消になるような策として利用している町などもあるようでございますので、そういったような対応の仕方も必要ではないかと思っております。

そのことによって、先ほど申しましたけれども、少ないと言われている子供がふえ、なかなかふえない若い働き盛りの方もふえる。そのことで人口がふえれば、今まで一生懸命頑張ってきておられる高齢者の方も「あよかったな」と、そういったようなことになるのではないかなと思っております。そういったことで進めていただくという町長のご答弁だと私は受け取りましたので、それでよろしいでしょうか。

それで、もう一番高齢者の方の話に今度はなるわけでございますけれども、涌谷町も本当に高齢化率がかなり高くなってきておまして、毎年コンマの2なり3なりふえているということで、どんどんと30%に近づくと、そういった時代になってきましたけれども、その高齢化の方に対するさまざまな病気とか介護とかそういった支援は、本当に涌谷町はこれも日本全国に誇れるところがございますけれども、その高齢化の方が、言ってみればバリアフリーの生活の中で、けがもしないで一生暮らせるかという、そういった環境を今整えようということで計画はなされているようでございます。しかし、一たん町から離れて、農村集落といいますか、地域に行きますと、なかなか舗装にならない町道もございます。私は、コンクリートから人へという、そういった話をいたすわけではございませんけれども、コンクリートから人へというような考え方で物事を全部進めてしまうのも、私は賛成できるものではないのでございます。人を一番大事にするということの根本の概念はどうかということでございます。

私、いつも言っておりますけれども、中心部の舗装なり主要道路の舗装は、もう何十回と舗装がえをしておりますけれども、先ほど町長おっしゃいましたけれども、限界集落にならんとする地域にいるお年寄り、砂利道を歩いて転んでけがをする。押し車を押していても、なかなかたがたして進まない。そういったこともございます。そういった皆さんも、涌谷町全体からすれば数は少ないものと思っておりますけれども、一気に今の財政状況の中で全部舗装でき得るというような考え方は持っておりませんが、簡単な舗装でも、少しずつ舗装を延長していくと、そういったことが必要であろうと思われ、さらには、町中を歩いてみましても、お年寄りが一生懸命歩いて距離が進まない。途中で休むのどうしようかなと思って、歩道の縁石に腰かけて休んでいる。あれは非常に危険だなと私いつも思っておりますけれども、少し離れたところの店なりにちょこちょこいすなどを置いて「どうぞ」と。そういった触れ合いをつくる場なども、これは個人の店でやるべきことではあると思っておりますけれども、お年寄りを大事にしていくということであれば、まずはそういったところから行政の方も考えながら対応していくのも必要ではないかと思っておりますけれども、時間もございませんので簡単に結構でございますので、よろしくご返答をお願いします。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、簡単にお答えしますが、いわゆる舗装道路の関係と砂利道の関係でございますけれども、涌谷町の1級道路、あるいは2級道路、あるいはその他の道路等では、ちょうど東京に行くくらい大きな延長と面積でございまして、恐らくお宅の方の道路だと思うのでありますが、石綿セメント管を今更新中でございますので、セメント管を更新した際には、これは仮舗装をやりながら、沈下状況を見ながら後で舗装を全部やる予定でございまして、そのことについてはご理解とご協力をお願い申し上げたいと思っております。以上でございます。

○議長（大橋信夫君） 昼食のため1時まで休憩します。

休憩 午前 1 1 時 5 3 分

再開 午後 1 時 0 0 分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

2 番久 勉議員、一般質問席へ登壇してください。

〔2 番 久 勉君登壇〕

○2 番（久 勉君） 2 番久です。

さきに通告しておきました、学校適正規模の今後の進め方についてご質問いたします。

平成17年の12月議会において特別委員会を設置し、検討してきました。そして、19年11月に報告がされております。20年4月には、それを受けて学校等適正規模検討委員会が教育委員会の中に設置されて、何回かの会議を経て20年9月1日に答申されております。20年11月には議会全員協議会へ報告がありました。21年1月から、それを受けて地域への説明会が町内で行われております。21年8月には学校等適正規模・適正配置検討委員会が設置されて、その中に小委員会がつくられて何回かの検討をされて、ことしの2月に答申をされております。過去、町の事業でこんなに丁寧な進め方とか、振り返ってみますと病院建設のときなんか随分内部検討あるいは外部の方々を入れて検討をされたのがありますけれども、それに匹敵するくらい時間をかけ、あるいは丁寧に進めてきたものと理解しております。

それを受けて、3月の議会におきまして町長は、箕岳地区における小中学校の配置についてはもう少し時間が必要であると判断せざるを得ないと。また、一貫校に関しては総合的に熟慮する必要があり、今後、教育委員会並びに議会、何より箕岳地区の住民の方々の意見を十分に聞いて進めていくと行政報告で報告されました。

6月ですのでそれから3カ月たっておりますので、その間、内部でどんなことが話されたり、また今後どう進めていくことにしたのかご質問いたします。

○議長（大橋信夫君） 町長。

〔町長 大橋荘治君登壇〕

○町長（大橋荘治君） それでは、町長の考え方を申し上げますが、3月の定例議会で町長がお示し申し上げたとおりでございます。武道を歩んできた者は心境の変化はないということをお願い申し上げます。以上で終わり。

○議長（大橋信夫君） 2 番。

○2 番（久 勉君） 教育長さん、3月の行政報告を聞いて、教育委員会の中でどんな話し合いがされ、今後委員会としてはどのように進めていくとしているのかお尋ねします。

○議長（大橋信夫君） 教育長。

○教育委員会教育長（木村達夫君） 2 番久議員の一般質問にお答えいたします。

久議員さんは、箕岳地区における子供たちの現在、そして今後の箕岳の教育を心配されてのご質問をなされたものと受けとめております。

それで、その経過については、今、久議員さんのお話にありましたように、平成15年から7年間の経過を経て

この問題が討議されることになったわけでありまして、その間に検討委員会が2回、特に平成19年には議会に特別委員会をつくりまして、議員全員による一致を見てこの問題を教育委員会では推進してきたわけでありませう。

第1回の検討委員会は5人の検討委員会で審議されましたので、これらをもちまして、教育委員5人で涌谷町39行政区、31会場、町内7校PTA、あるいは町の町民会議等にも参加いたしまして、検討委員会で検討した結果をご説明申し上げたわけでありませう。

その後、議会の教育厚生常任委員会からのご指導で、検討委員5人の検討で涌谷の教育について大事な問題をとということで、町民検討委員会の人数をもっとふやして、東・西地区の意見、あるいは笹岳地区の意見を十分に取り入れるようにということで、第2回の町民検討委員会は35人をもって設置したわけでありませう。その中には、東・西地区の小委員会、笹岳地区の小委員会、この方々によりまして6回にわたってその会議をしたわけでありまして、この結果、平成22年2月5日、検討委員会の委員長、副委員長が教育委員会に答申をいただきました。教育委員会は、これを受けまして、2月9日、町長さんにその内容を答申したわけでありませう。これらについては皆さんもご存じではないかと思っております。

その後、平成22年3月5日、笹岳教育振興会、笹岳中学校同窓会、笹岳中学校同窓会関東支部という名前で、約30数人の人々が町長室においていただき、統合に反対する要望書と1,743名の署名を持って町長さんに提出したことは、新聞その他でもご存じだというふうに思っております。

こういう経過を経まして、教育委員会としましては、この問題をどのように今後考えていくかということで5人で相談をしました。5人で相談した結果、地域住民の方々の要望も大変大きな問題を持っておりますし、今すぐこの問題をどうやっていくかということについてはなかなか神経を使うということで、当分冷静にこれを見守るということで話し合いをしました。いわゆる凍結という形でこの問題を今処理しているわけですね。皆さんもご存じのとおり、凍結というのはどういう言葉か広辞苑を拾ってみますと、物事の処理を一時的に保留する状態にすることを凍結と呼んでいる。そういう意味で、一時的にこの問題は抑えておくという形で教育委員会では見守っております。しかし、子供たちの今後の学校のあり方を考えていった場合に、このままでいいのかという問題も我々の脳裏を駆け走っております。

6月1日、笹岳地区教育振興会の総会がありました。私は、案内を受けましたので、その総会に行ってみました。30数名の人の出席でありました。そこで、凍結期間になっておりますが、笹岳地区の今後の学校のあり方、今後の子供たちのことを考えた場合、十分に凍結の期間でも検討していただきたいというようなことを簡単に話をしてみました。

それで、教育委員会としましても、地域を回ったりPTAに相談したり、いろいろなことは今までの7年間の間にお話をしましたし、あるいは広報等も通じまして、この問題については町民にも訴えたわけでありませう。そういう点で、今後は、学校あるいは幼稚園、地域の人々がこういう問題について話をしてもらいたいとか相談をしたいと、そういう地域の要請その他があった場合に、我々は地域に参りまして十分に話し合いをしたいと思っております。

また、この問題につきましては、議員各位は長い間この問題についても検討してこられたし、同時に全員で賛成したという経過もありますので、この辺も十分に考えていただきまして、今後議会全員において、この問

題をどのように検討し、どのように考えていくかということをもう一度検討していただきたいと思ひますし、特に議員さんは、地域の要望その他については最も我々よりもいろいろな問題を引き受ける立場にあると思ひます。そういう点、今後、最後になります、教育委員会としては、子供たちができるだけ早い機会によりよい教育環境のもとで教育が受けられるようになることを、地域の皆様にご理解を得るために努力を惜しまないことを申し上げまして、2番議員の答弁といたしたいと思ひます。以上です。

○議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） 町長さん、3月の行政報告のときと気持ちは変わらないということですけども、それでよろしいですね。（「はい」の声あり）はい。それは、なぜ確認させていただいたかと……（「聞いて、申し上げるから」の声あり）いや、なぜそう申し上げたかといいますのは、「今後、教育委員会並びに議会、何より箕岳地区の住民の方々の意見を十分に聞いて進めていく」と町長さんが報告されています。教育長さん、凍結と町長さんは言っていないからね。それを教育委員会で凍結というのは、ちょっと何か残念なような気がする。町長さんは進めていくと言っているのです。ただ、その進め方に、教育委員会とか議会あるいは箕岳地区の住民の方の意見を聞いて進めていくと言っていますので、凍結という言葉はちょっと適切ではないのではないかなと思ひます。

それから、今の教育長さんのお話の中で、地域から要請があったらいつでも出かけて行って説明するというのは、逆ではないですか、これは。逆にこちらから積極的に出て行ってやるべきだと思ひます。と申すのは、20年3月に10番長崎議員の一般質問の中で、学校別に統合効果を具体的に示して住民へきちんと説明すべきであるというのに、教育長さんのお答えは、最後に「地域住民の理解が得られるように努力してまいります」と答えております。それから、小中一貫校なのですけども、昨年9月に11番遠藤議員の一般質問に、これは教育長さんの答弁です。「配当教員、それから部活動、それから施設のことを考えると現状では困難である」と答弁されています。はっきりここで、今の箕岳中学校そのまま、今の人数で、小里小、箕岳小と箕岳中学校の小中一貫校はなじまないということをきちんと明言しているわけですよ。

それから、1,743名の方々の反対の署名が、3月5日に30数人の方々が町長室に来て要望書を出されたとあります。その1,743名の方というのはどんな方かも知る由もございませんけれども、21年12月に箕岳小学校でPTAでそのアンケートをとっております。これを見ますと、小学校の統合には賛成が58%、反対が33%、それから条件つき賛成が9%となっています。また、中学校の統合については、賛成が46%、反対が41%、条件つき賛成で13%とありますので、現在お子さんを預けている親御さんたちにとっては、数字の上ですけども、賛成の方が多いのではなかろうかと思ひます。

そして、平成21年度に町内に生まれた子供さんは、もう100人切ってしまいました。97人だったと思ひます。それを将来にわたって見ていきますと、平成30年度には箕岳中学校は60人を切ってしまいます。56人という数字になってしまいます。近い将来もう100人を切るような子供を、これは議会の報告会で部落を回ったとき言われたのですけれども、「自分は西地区に住んでいるけれども、孫が箕岳地区にいて、統合され大きくなることを楽しみにしていた。そんな子供の夢をなぜ壊すのだ」と強い口調で訴えられた方がおりました。また、これは西地区ですけども、吉住では、当然賛成、反対、いろいろな方がいるわけですから一概にどうこうということではないのですけれども、「もう涌谷には、小学校一つ、中学校一つでもよいのではないか」という意見

を述べられている方もおります。

そういうことから、ぜひ話し合い、やはり理解してもらうための話し合いとか、それから、このアンケートの中に、参考ですけれども、こういうことも時間をかけてやっていくのなら交流期間をたくさんつくって、やっぱり子供たちになれてもらうといえますか、どんな方法かというのもちよっとイメージしにくいのですけれども、例えば授業を一緒にやるとか、月2回とか、1週間に1回が無理であれば。ただ、これはお金のかかることですから、何とも……。意見としてそういう意見もあるということをやっぱりよく受けとめて、そういうことをやっていくのも理解を得る一つの方法ではないかと思われま。

町長さん、先ほどの進めていくということをどのように進めていくおつもりなのか。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋荘治君） 進めていくよりも、経緯、経過について申し上げます。

まずは、あの学校で学んでいる子供たちが、あの校庭で一体いいのかといったことで、いろいろな当時の議員さん方がある地主さんに言って、なかなか拡張が面倒だといったふうなことでございましたが、自分の財産を提供した方、その方については、本当に自分の財産を移設してまで子供たちのために提供なさった方等々がございまして、そして、私が町長になった際にその方とお会いして、二つ返事でこれまたご協力をしていただいたわけがございまして、その方の意思というものも尊重しなければいけないということから、町長はいまだに変わっていないといったようなことを申し上げさせていただきます。

そしてまた校庭を拡張し、さらにまたプールまで新しくつくって、そして落成式には、大雨降りでありましたが、そのときには、恐らく大学生だと思うのでありますが、いわゆるこけら落としとして大学生の方に模範演技を示していただいて、その後、教育振興会長並びに同窓会長主催に基づいて、篁岳山の観光会館か観光センターか忘れまされたけれども、大いにこれまたお祝いをした経緯がございまして、その先輩方々の誠意をむだにすることはいけないといったようなことは大橋町長の考え方でございまして、やはり先ほど申し上げましたように、武道を歩んできた私にとっては、やはり何といてもその道を歩むしかないといったようなことでございます。そして、3月の定例議会の行政報告で申し上げさせていただいたとおりでございまして、おたくも先ほどこの資料を見ておったのでありますが、この資料のとおりでございまして、私は今も心境は変わっていないということで、ある人は、ある議員さんの悪口等々を申し上げながら、そしてチラシを配っているのも私も手にいただいたわけがございました。そういう方もいるわけがございまして、何といても地域のコミュニティーを壊してはだめだと、そんな心境はいまだに変わっていないということでございまして、先ほど武道を歩んできた者は二言なしといったようなことで申し上げましたが、まさにそのとおりでございまして、将来はある意味ではふえるかもしれない。あるいは、国で言っているような7,000万人、8,000万人になるかもしれない。その際はその際なりの考え方を示さなければいけないのだといった心境でございまして、今のところは心境は絶対変わっていないということでご理解をいただけるのであれば幸いです。

きょう恐らく傍聴なさっている方も、何としてでも地域のコミュニティーを壊してはだめだと、そういう心境で傍聴なさっていると思うのでありますが、町づくりの基本は何といても、学校教育法のみならず地域の方々の連帯感がなければ学校の環境もよくなるということがございまして、私の考え方は一貫していまだに曲げることはできないということでご理解をいただくように、お願いを申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） 教育長さん、地域へ要請があれば出ていくではなく、やっぱり出て行って説明すべきだと思います。

それから、凍結という言葉なのですけれども、町長が凍結と言っていないのを教育委員会で凍結と言うのはちょっと違うのではないのかなと。町長の3月の行政報告で、さっきも言いましたけれども、「教育委員会並びに議会、何より箕岳地区の住民の方々の意見を十分に聞いて進めていく」とお話しされていますので、やっぱりそれを受けてのことですから、委員会としてどう進めていくか。先ほど議会もと言いましたけれども、議会はさきにもう全員協議会で示されたものにも全員賛成、特にそのことについての反対意見というのはなかったわけですから、今から議会で検討をなささいというのはちょっと違うのではないのかなと思いますけれども、その辺どうでしょう。

○議長（大橋信夫君） 教育長。

○教育委員会教育長（木村達夫君） 凍結という言葉なのですが、新聞では凍結という形で出ているんですね。それで、先ほど申し上げましたように、広辞苑によれば「物事の処理を一時的に保留の状態にする」と。一時的に保留ですから、そのうちにこれは進むということですから、久議員の考えておることと余り変わりはないのではないかと。

なぜ一時的に保留するかということにつきましては、この問題については、地域の方々も神経的にも心理的にもいろいろな葛藤があったのではないかと。そういう点で、一時的にこれを保留をして、今後の問題に任せるということであります。

それと連携をいたしますけれども、いわゆる検討委員会その他でも教育委員会が押しつけたのではないかという話が大部分出ておりますので、この際には、やっぱり地域の人々がこの問題をどう考えて、今後どういうふう to これを持っていくかということについては、お互いに平等の立場で持っていくという点で、小中一貫校にしても今後の問題についても、お互い腹を割って話し合いをするような状況に持っていくためにはその方がいいのではないかと、教育委員会の教育委員の方々と話し合いをしているような状態であります。以上です。

○議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） 一時的と言いましたけれども、それはいつまでのことなのか。

それから、地域の人たちと腹を割って話し合うと。それは大変素晴らしいことだと思います。例えば箕岳地区で、この学校の適正規模・適正配置に関する町民大会みたいなのをやられてもよろしいでしょうし、そうすることによっていろいろな意見が開けると申しますか、そういうことで理解を深めていくということも一つの方法だと思いますけれども、そういうことを、できればタイムスケジュールをつくってお示ししていただければありがたいのですが、そういうことをやる気があるかどうかお答え願います。

○議長（大橋信夫君） 教育長。

○教育委員会教育長（木村達夫君） 前にも申し上げましたように、今後の子供たちの将来、現在の教育、今後の動きを見ますと、いつまでも置かれる問題ではないと思っておりますので、早い機会にこの問題は考えられるときが来ればいいと思っておりますので、教育委員その他でもこの辺について話し合いを持っていきたいなど



思っております。以上です。

○議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） できるだけ早い機会に、今後どう進めていくかということを中心に教育委員会の中で話されて、そしてそのタイムスケジュール等を示していただければありがたいと思います。以上で終わります。

○議長（大橋信夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時30分

再開 午後1時32分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

1番杉浦謙一議員、一般質問席へ。

〔1番 杉浦謙一君登壇〕

○1番（杉浦謙一君） 1番杉浦でございます。

私は、住民の目線で筋を通し、いいものはいいと、悪いものはだめと、是々非々の立場で一般質問をさせていただきます。

最初に、公契約条例の制定をとということで通告を出しております。

公契約条例とは、政府や自治体など公共機関が、業者と公共工事やサービス委託などについて結ぶ契約のことです。その事業で働く労働者の賃金を人間らしく働ける一定の水準にし、事業の質を確保することを契約者に求める法律や条例をつくるというのが、公契約法（条例）ということの考え方でございます。

1990年代にバブル崩壊で建設労働者の賃金水準が低下をしました。ところが、2000年に入ると公共工事の入札価格はさらに低下をしております。安値競争が繰り返され、ダンピングでございますけれども、採算割れ入札までされるようになってきております。

政府は、公共工事で現行の労賃や材料を毎年調査し標準価格を示します。これをもとに国や地方自治体の公共工事の予定価格を算定し、入札の際の上限価格といたします。しかし、落札価格の多くは予定価格を大幅に下回るもので、中には60%台のものもあるということでございます。完全に原価割れの状況があります。

国際労働機関、ILO第94号の条約では、「公共工事の労働者の賃金や労働条件は、同地域の民間事業に劣らない有利なものでなければならない」としております。しかし、日本はこの条約を批准しておりません。公的部門への競争原理の導入や構造改革路線でのもとでの自治体財政の悪化で、公共事業や委託サービスの価格は安ければ安いほどいいという風潮も工事価格を引き下げる要因でございます。公共工事の全国平均労務単価は、1999年からの10年間で3割近くも減少しております。この矛盾が拡大する中で、この公契約条例が必要だとの国民的認識も高まっております。

公共工事等の予定価格を算定する基礎となる二省協定賃金は、一般競争入札が導入されてから毎年下がり続けております。宮城県内の労務単価は、1997年から14年間で平均して4割以上も減少しております。その結果、建設労働者の賃金低下により、国民健康保険料滞納、未納者数が増加し、国民年金についても多くが未納ある

いは滞納という深刻な状況になっています。あわせて、建設業の経営にとって、過度な競争による低価格受注や孫請、指し値など重層下請構造の中で利益が減少するばかりか、社会保険料の支払い、労働者の休暇、労働時間など、労働基準法に基づく諸法規を守ることすら大変になっております。さらに、低価格から公共工事等への入札を辞退せざるを得ない状況も生まれております。また、発注者は、低価格受注で品質確保に不安を抱いております。受注者は、利益が上がらず、そこで働く労働者の生活を守れない状況になっています。世間は質の高い公共サービスが受けられず、景気回復にもつながっていないのが現状です。

公共事業は税金を使っておりますから、多くの人が幸せになるように使われるべきです。税金のむだ遣いをなくすために、単に競争させて低価格を進めるのではなく、適正な価格を確保することが大切です。よい仕事には、よい労働条件が必要です。地域の賃金、労働条件の相場を引き上げていくことが公契約実現の目的ではないでしょうか。そのためにも公契約条例の制定が必要と考えますが、見解を伺います。

二つ目に、子宮頸がんワクチンの助成について質問をいたします。

子宮頸がんは、子宮の入り口付近、子宮頸部にできるがんのことです。子宮頸がんになった場合、子宮や子宮の周りの臓器を摘出しなければならないことがあります。遺伝に関係なく、原因のほぼ100%はHPV、ヒトパピローマウイルスというウイルス感染によって起きるとされております。ヒトパピローマウイルスにはハイリスク型とローリスク型があり、子宮頸がんを引き起こすのは発がん性のHPVと言われるハイリスク型でございます。女性ならだれでもかかる可能性のある病気でございます。

近年では、20歳後半から30歳代に急増し、若い女性の発症率が増加しております。がんによる死亡原因の第3位、女性特有のがんの中では乳がんに次いで第2位を占めており、特に20代から30代の女性においては、発症するすべてのがんの中で第1位となっております。

さて、この子宮頸がん予防ワクチンでございますけれども、発がん性HPVの中で、特に子宮頸がんの原因として最も多く報告されているHPV16型と18型の感染を防ぐワクチンで、海外では既に100カ国以上で使用されております。日本では、2009年10月に承認され、2009年12月に一般の医療機関で接種できるようになりました。感染を防ぐために、3回のワクチン接種で発がん性HPVの感染から長期にわたって体を守ることが可能となります。接種方法としては、肩に近い腕の筋肉に注射をいたします。1ないし2回の接種では十分な抗体がでないため、半年の間に3回の接種が必要とされています。このワクチンにより子宮頸がんは予防できるがんと言われておりますが、公費助成について見解を伺うものでございます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（大橋信夫君） 町長。

〔町長 大橋荘治君登壇〕

○町長（大橋荘治君） それでは、杉浦議員さんの一般質問にお答えを申し上げます。

2件ほどございますが、2件目はところどころはじくところもございますので、ところどころは担当統括から答えさせていただきます。なかなか今の私の年ですと恥ずかしくて言えない場所もございますので、ご理解を賜りたいと思います。

まずは、一つ目の公契約条例の制定とのことでございますが、国におきましては、公共工事入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、入札を適正に行うため、随意契約をできるだけ廃止し、一般競争入札への移

行を促しておるようでございます。しかし、最近は不当に安い価格で落札するダンピング受注や、施工能力に欠ける不適格業者が受注する公共工事の質の低下などが問題化しており、従来の価格競争である一般競争入札から、施工体制や実績などの技術力と価格を合わせ総合的に評価する総合評価落札方式の導入が進められております。涌谷町におきましても、昨年度から総合評価落札方式を施行しており、本年度においては公募型設計・施工一括発注方式を実施し、価格のみならず、企業の技術力、施工体制などを総合的に評価して入札・契約を行っております。

さて、公契約条例の制定につきましては、国においては労働者法について一定の法制化が進められておりますけれども、元請負、下請負という関係の中で、明確な賃金体系が確立されておらず、そのことが労働なさっている方々の生活を不安定なものとしている面があるかと思っております。このような状況の中で、地域中小企業の経営安定、地域経済の振興のため、適正な労働賃金や労働条件を確保することが重要な課題となってきましたが、涌谷町といたしましては、労働者福祉の向上のために現行法制度の適正な運用に努めるとともに、労働なさっている方の賃金や労働条件が適正に確保されるよう引き続き一層の法令遵守の徹底を図り、国の動向を見据えてまいりたいと考えております。

次に、難しいことですが、子宮頸がんワクチンの助成についてでございますが、まず子宮頸がんは、日本においては、その約64%がいぼをつくるヒトパピローマウイルスの中の16型、18型により引き起こされていると言われております。このことについても私は素人でございますので、後で担当の者から答弁させていただきますので、私の知り得る範囲内で申し上げさせていただきます。

風邪と同様、このパピローマウイルスにはほとんどの女性の方が一度はかかるそうでございますが、ほとんどは免疫の力で自然に消えるとも言われているものもあるそうであります。近年は——ここからは削除させていただきますが、削除した点は担当課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。——予防ワクチンについては、現在16型、18型をカバーする認可ワクチンが昨年12月に承認され、販売が開始されたばかりと聞いております。11歳から14歳までの女子の方に3回の接種をすることで、その効果は六、七年間持続することが確認されているということでございますが、あくまでもヒトパピローマウイルスの16型、18型の予防ができるということで、すべてのヒトパピローマウイルスによるがんの発症を予防できるわけではございません。

先ほど高齢化社会になってがんにかかる方が非常に多いということで、日本の人口も減っているときに、こういうことこそが、いわゆる健康で持続できるような人間の体質をつくり上げることが一番大事かと思っておりますので、接種料金が1回4万円を超すと言われており、経済的な負担も大きいものとなっております。また、既にヒトパピローマウイルスにかかっている人や既に病変が生じている場合にはワクチンの効果はないことなどから、専門家においては、これまで同様定期的に子宮がん検診を受けることによりまして、早期発見することも重要であると言われております。

諸外国では、子宮頸がんワクチンの接種とあわせまして、子宮がん検診が80%前後と受診率も高くなっているようでございます。涌谷町で行われる子宮がん検診は、現在20歳以上の女性を対象に行っていますが、日本全体の受診率同様20%台で推移しております。20代では4.5%しか受けていないという現状となっております。今後は、早期に発見すれば100%完治することができると言われていた子宮頸がん検診を、妊娠、出産など次世代を担う子供の出生にもかかわる若い女性に対して、早い時期から子宮頸がん検診の受診勧奨に努めるとともに

に、健康教室などの機会に中年以降の女性に対しても引き続き受診勧奨をし、町全体の受診率を上げていきたいと考えております。

以上のことを踏まえまして、子宮頸がんワクチンについては、定期接種にするかどうかなどを、国の動向に合わせて町としての対応を考えていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力を1番議員にもお願いを申し上げて、答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課、熊坂副参事。

○町民医療福祉センター健康福祉課副参事（熊坂礼子君） それでは、先ほど町長さんが省略したところを申し上げます。

近年、いろいろな分野で低年齢化ということが言われておりますけれども、性交体験といいますか、性交渉の低年齢化というのが今非常に問題になっておりまして、最近このヒトパピローマウイルスの予防接種ということで話題になっておるものでございます。

杉浦議員さんには、いつも先々といろいろな対策についてのご質問をいただいて、いつも感心しておりますけれども、さきの大衡村の議会におきまして、中学生の女子に無料でこのワクチンを接種するということが新聞報道もされましたところがございますけれども、先ほど町長さんが答弁の中でも申し上げましたように、このワクチンは確かに先進国におきましても効果はあるというふうに言われておりますけれども、さらにワクチン以外に、その年齢以上の方々におきましては、検診が80%以上を超しているということとあわせての子宮頸がんの撲滅といいますか、そういう対策としてやられておるようでございます。

日本におきましても、がん対策の基本法というのがありまして、その中で大体、子宮頸がんだけではなくて、がん全体の受診率を50%にしたいというような国の方針が打ち出されておりますけれども、がんによる死亡を少なくするためには50%の受診率は確保しなければいけないという現状がありますので、専門家の先生方はそういうふうにおっしゃっておりますので、ワクチンももちろん前向きに検討しなければいけないことかと思いますが、さらに、今20歳以上の女性を対象にしております子宮頸がん検診をぜひ受けていただいて、この子宮頸がん、頸部がんに関しましては、早期発見さえできればほぼ100%完治すると言われておりますので、ある程度の年齢になりましてからのワクチンの効果はなかなか薄くなっていくということがございますので、中学生、若い女の子たちにはワクチンの接種、それからそれ以上の年齢の方については検診というものをあわせて今後も受診勧奨していきながら、涌谷町における子宮がんによる死亡をなくしていきたいと思っておりますが、ちなみに昨年も子宮がんによる死亡者は一人もおりませんでした。最近は子宮がん検診も大分定着してまいりまして、それによる死亡はありません。ただし、検診をいたしますと、やはりがんに近い状態で見つかる方もおりますので、その方たちは、対がん協会等の経過観察におきまして1年あるいは2年の経過を経た後に、やはりがんになる可能性が強いという場合には手術を勧められるということになっておりますので、今町としてはそういう対策で進んでおるところでございます。

○議長（大橋信夫君） 1番。

○1番（杉浦謙一君） では、公契約条例から2回目の質問をさせていただきます。

2009年9月に、千葉県野田市の市議会で、全会一致で全国初の公契約条例が可決されております。野田市の公契約条例、多分見ていらっしゃると思うのですが、ここの市長の根本市長がこういうことを言ってい

るのです。「公共事業の入札は、談合根絶のため、一般競争入札の拡大と総合評価方式の採用など改革が進められてきたが、それは他方で過度の競争を招き、低入札価格による事業の質の低下と公契約業務に従事する労働者の賃金水準の低下という弊害を招いている。平成17年、国に対して全国市長会を通して公契約の制度を要望してきたが、国の動きがないため、先駆的にこの問題に取り組むこととした。地方公共団体の締結する契約が、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したい」と議会で説明をしております。

本来ですと公契約法ということで国の法律としてやらなければいけないところを、野田市は、今回野田市の例を出しましたが、責任を持って国がやらなければいけない。だけれども待ってられないということで、市長さん、議会も含めてですけれども、動いたということなのですからけれども、やはり議会としても、議員としても、国に対して意見を申し上げるといっても必要だと思いますが、町長さんの国に対する、今回公契約条例の話ですけれども、本来ですとそれだけではないのですけれども、やはりそういった点で、国がやるべきことをしっかりやらせるというのも一つの手なのではないかと思うのですけれども、町長さんの考えを少しお聞きしたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 菅原総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君） 町長さんへのご質問のようですけれども、一応事務的な面をちょっとお話しさせていただきますと、確かに今、議員さんがお調べになったように、国の方ではまだございません。それで、私の方でもいろいろと調べておりますけれども、その前に、国際的に公契約法は、ILOという国際労働機関ですけれども、これで第94号条約ということで採択されておりますが、日本はまだ批准していません。そういった関係で、まだ法律制定がなされないのであろうと予測しております。

ただ、その流れがなぜそういうふうになっているのかと分析いたしますと、それぞれ公共事業、業者の内容ですが、徐々に状況としては公共工事が少なくなってきております。そういった中で一般競争入札が進められて、低価格での入札が多くなってきたということ。ただ、そういった中で、建設業者そのものの経営が非常に厳しくなっている現状があると。そういった中で、そういう足かせを極端にすることは、非常に経営体を苦しめることにもなりかねないということが背景に若干あるのではないかなと予測しております。

ただ、町長の方からも答弁しておりましたように、私の方では、昨年度から総合評価方式、そして最低制限価格も6割から7割に上げております。また、入札の際には、業者さんの方に最低賃金法は守ってもらうようにはご指導しております。最低賃金法を守ればいいのかという問題でもございません、実際には。確かに、さっき議員さんが指摘のように、労務単価についてはほとんど値上げされておられませんので、そういった中で経営する業者さん方は運営しているわけですから、非常に大変だろうと思います。特に近年は、材料等の購入についても非常にシビアな価格でしか納入されていないという現状のようでございます。そういった中で経営していく中で、労賃の問題についても、最低賃金は法律で守らなければならないわけですけれども、それ以上の賃金を提供するという経営体側の考え方は非常に厳しいものがあるのだろうと思いますが、ただ、そういった中でやはり先進事例もございまして、ある程度事務当局としてはこの内容について検討はしていきたいなどは思っております。

○議長（大橋信夫君） 1番。

○1番（杉浦謙一君） 大分入札の方もいろいろと改善をされてきておりますし、問題なのは、せっかく公共事業を業者が請け負っても、その会社で働いてももうからない。これは、よく官製ワーキングプアというのですけれども、そういった実態に陥らないような、せめて公共事業だけはそういうふうにはさせないような状況をつくるというのが一番大事だと思います。先ほど答弁をいただきましたので、ぜひとも検討していただきたいなと思います。

次、子宮頸がんワクチンの助成について再度質問をさせていただきます。

先ほど答弁ありましたけれども、大衡村がちょうどタイミングよく、私が一般質問の通告を出してから、新聞報道、テレビでの報道がありましたけれども、大衡村で全額公費助成ということとなりましたが、全国では結構ありまして、これも、先ほど公契約条例の話もありましたけれども、ヒブワクチンとか肺炎球菌ワクチン、それから今回の子宮頸がんもそうなのですけれども、国がやっぱり定期接種化するというふうなことをしてもらわないと、やはりなかなか大変な状況ではないかなと思います。

今回の子宮頸がんワクチンは、ヒブワクチンとか肺炎球菌ワクチンとは違って金額が、先ほど町長の答弁にありました、4万円を超す金額になると。けたが一つ違うのですね。そういった中で、やはりなかなかこれを決断するのは大変だとは思うのですが、全国的には対象年齢を、一部負担というところもあるのですが、全額負担、小学校6年生だけとか、小学校6年生から中学校3年生まで、もっと大きいところでは、秋田ですと由利本荘が10歳から45歳までを対象として一部負担というふうになっておりますが、担当の方では、もしやるとしたらなのですけれども、どこの年齢の方が効果的なのかと。このワクチンの効果の度合いは先ほど聞きましたけれども、ではこの対象年齢のここでワクチンを接種すれば有効かというのは考えていらっしゃるのか、それをお聞きしたいと思っています。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） それでは、杉浦議員さんの方にお答えしたいと思います。

まず、この子宮頸がんの国の方の対応でございます。これについては、杉浦議員さんが入っている党でない党の方から2007年10月に子宮頸がんのワクチンの……、議員発議で出されて、初めてその子宮頸がんワクチンという言葉が出てきました。その中で、あのときは連立与党でございますので進み方が速くて、昨年12月にはもうそれが認可になったということでございます。

国の方で考えているのは、その党から出てきた試算では、全国でやると約500億円で、その対象、12歳以上の子供たちにはできるだろうということになっているそうです。私も、宮城テレビの放送にありまして、3人の娘を連れてお母さんがワクチンをしたいということで来ました。3人の娘さんなので、1人、あのときは7万とか聞いたのですけれども、三七、二十一万ですよ。ある程度の経済力がないと娘さんに打ってあげるとするのは難しいだろうということだと思います。

それで、この一般質問の内容が出てきたときに、だったら涌谷町でやったらどうだろうということで、ちょっと私なりに計算してみました。それで、一番効果的なのは、先ほど20歳からは子宮がん検診の対象になると。それから、無料クーポン券、5歳刻みですけれども出しているということになれば、その以前の12歳から例えば19歳までの子供たちにはワクチンで対応したらどうだろうということで、私なりに試算した中では、涌谷町で全額、例えば単価4万円ですと全額負担すると約9,500万円かかります。2分の1にしても4,700万円くら

いの数字になると。それを町が負担してやるということになると、ですから財政の豊かなところはそれで多分できると思うのですけれども、財政が厳しいところについてはそこまで対応できないと、皆さん議員さんなので、その医療格差といいますか、豊かな町はできて、ちょっと財政が苦しいときはしないという、隣の町でも医療格差が出てしまうということであれば、私は前に議会事務局にいましたので議員さん方をお願いなのですが、これを議員発議で国の方に意見書を出す。それも涌谷町だけではなくて、県の議長会を使って、宮城県の市町村議会から国の方に、ぜひ国の方で定期でやってほしいというような意見書を出していただければ、非常に有効ではないかなというような考えで現在おります。終わります。

○議長（大橋信夫君） 1番。

○1番（杉浦謙一君） そうですね。意見書という手もやはり大事かなと思っています。

今の厚生労働大臣も、定期接種するかどうかというのを、先ほどヒブと肺炎球菌の話をしましたけれども、優先順位が高い部類ということで、この三つが定期接種、予防接種部会というのがあられるのですけれども、そこで議論しているのだということで、そういうことで流れとしてはいずれ定期接種になるのかなと思う。ただ時間が、今の政府の流れだとかかりそうだなと思うわけです。

選挙が終わらないと、国会も動かないのかなと思っていますけれども、この子宮頸がんワクチン、せっかくヒブと肺炎球菌を公費助成ということにしましたので、涌谷町としては、ぜひともこの子宮頸がんワクチンも含めて、今度は若い女性のために少し、ちょっと低年齢もあるのですけれども、必要だと思いますし、国に対する要望もやはり必要、大事なことはないかなと思うのですが、再度町長さんにお伺いしますが、ヒブと肺炎球菌もあわせて、この3種のワクチン、国に対する要望、なかなかすぐそこに陳情に行けという話ではないのですが、そういった考えはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（大橋荘治君） 先ほど結びの方で、国の動向に合わせ、町としての対応を考えていきたいとお答え申し上げましたが、近いうちに与党の議員とお会いする機会がございますので、その際にその話もしてみたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っています。

○議長（大橋信夫君） 以上で一般質問を終了いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時18分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第5、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、今度は恥ずかしくないので、思い切りやらさせていただきます。

承認第1号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、平成22年法律第4号が平成22年3月31日に公布され、4月1日から施行されることから、地方自治法第179条の規定により涌谷町町税条例の一部改正を行いましたので、ここにその報告をいたし、承認を求めるものであります。

主な改正内容といたしましては、年少扶養控除の廃止に伴い、扶養申告制度の新設、たばこ税率の引き上げでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課長（齋藤正俊君） それでは、承認第1号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

ただいま、町長が提案理由で申し上げましたように、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日公布、4月1日施行となりましたことから、賦課期日等により専決により対処しなくてはならない関係条文につきまして、専決処分をもって改正をいたしましたものでございます。なお、改正につきましては、準則に従って行ったものでございます。

それでは、第3回涌谷町議会定例会資料「条例案新旧対照表」でご説明を申し上げますので、条例案新旧対照表の1ページをお開き願います。

第19条の表題部の改正については、文言を改正いたしましたものでございます。第1項につきましては、地方税法の改正により、引用条項の項ずれにより改正をいたすものでございます。2号、次のページの3号につきましては、引用条項の削除及び引用条項の項ずれに伴い改正をいたすものでございます。

2ページの第31条につきましては、引用条項の削除及び項ずれに伴い改正をいたすものでございます。

第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書と、4ページ、5ページの第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書につきましては、所得税法の改正により、平成24年度から扶養親族のうち年齢が16歳未満の者に対する扶養控除が廃止されるため、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の規定を新設をしたもので、個人住民税の非課税限度額等への活用のため、年少扶養控除の廃止後も市町村が扶養親族に関する事項を把握できるようにするため、必要な規定を追加いたしましたものでございます。

5ページをお開き願います。

第44条の2項、次ページの3項につきましては、65歳未満の給与からの特別徴収に加えることができる税額を、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額」から「給与所得以外の所得に係る所得割額」に改正をいたすものでございます。平成20年までは、65歳未満の給与所得者は、その給与所得者につきましては、その所得は原則給与からの特別徴収となっておりました。希望により、年金所得とその他の所得につ



いては普通徴収の選択ができました。平成21年度の年金特徴の開始により、給与からの特別徴収と年金からの特別徴収の2カ所からの特別徴収と、年金から特別徴収に移行される方が一時的に普通徴収の方法で納付する必要も出てまいりました。本来、納税の手間を省くことが目的でしたが、逆になってしまっていることもございます。ということで、平成20年度以前の姿に戻すものでございます。

6ページの4項につきましては、65歳以上の年金受給者につきましては第2項を読みかえ、給与からの特別徴収については、公的年金等に係る所得割額を加えることができないことを継続するものでございます。5項、6項につきましては、4項が挿入されたことによる項ずれでございます。

7ページの第45条、第48条、9ページ、10ページの第50条につきましては、引用条項の削除並びに項ずれによる改正と字句の修正でございます。

11ページをお開き願います。

第54条の6項につきましては、地方自治法の改正により地方開発事業団が廃止されるため、「地方開発事業団」を削除いたすものでございます。

第95条、町たばこ税率の引き上げを行うもので、1,000本当たり3,298円を4,618円に改正をいたすものでございます。

次のページをお開き願います。

附則第15条につきましては、特別土地保有税の非課税に関する読みかえ規定で、農協等が新たに会社を設立するために現物出資を行う場合において、当該会社が当該現物出資により不動産を取得した場合の非課税規定が廃止されたことにより、削除をいたすものでございます。第15条の2につきましては、附則第15条の削除により15条に繰り上がるものでございます。

第16条の2、たばこ税の特例に関する改正で、紙巻きたばこ旧3級品に係る規定でございます。1,000本につき1,564円を2,190円に改正をいたすものでございます。旧3級品と申しますのは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット等を言います。

第19条の3につきましては、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る特例が新設されたもので、平成24年以降、上場株式等に係る税率が本則税率になることに対応して、非課税口座内の小額上場株式等に係る非課税制度が導入されるものでございます。

第20条の4から、16ページの第20条の5につきましては、引用法律の名称変更により改正をいたすものでございます。

議案書の7ページをお開き願います。

附則でございますが、施行期日につきましては、第1条で平成22年4月1日といたしたものでございます。ただし、次の各号に掲げる規定につきましては、当該各号に定める日から施行するというので、1号につきましては平成22年6月1日、2号につきましては平成22年10月1日、3号につきましては平成23年1月1日、4号につきましては平成23年4月1日、5号につきましては平成25年1月1日、6号につきましては地方自治法等の一部を改正する法律の施行の日とするというような経過措置を盛り込んで、今回改正いたしたものでございます。

第2条につきましては、町民税に関する経過措置を定めたもので、第1項で原則改定後の規定につきましては

平成22年度以降の住民税に適用し、第2項、第3項扶養親族等の申告書につきましては、平成23年1月1日以降の提出の場合に適用いたします。第4項につきましては、所得税法における年金受給者の扶養親族等の申告書についての読みかえ規定でございます。第5項は、住民税について、公的年金からの特別徴収対象とならない65歳未満の者についての公的年金等に係る所得に係る所得割額を給与からの特別徴収に含めるか含めないかを、平成22年4月30日までに申し出ればよいといたすものでございます。第6項は、非課税口座内の上場株式等の規定は、平成25年度以降の住民税に適用するもの。第7項では、法人町民税に関する規定は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度の分の法人町民税に適用いたすものでございます。第8項では、法人の解散に関する改正後の規定は、平成22年10月1日以後に解散する場合の法人町民税に適用いたすものでございます。

9ページの第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置を定めたものでございます。改正後の規定は、平成22年度以降の固定資産税に適用いたすものでございます。

第4条につきましては、町たばこ税に関する経過措置を定めたもので、改定後の規定は平成22年10月1日以降に適用するもので、手持品課税について定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

10番。

○10番（長崎達雄君） 条例の中身はいいのですけれども、この専決について、総務課長にちょっとお伺いします。

総務課長にお聞きするのは、専決が8件出てきているのですけれども、これを見ますと179条の1項というのは議会を招集する時間的余裕がなかったと、これを適用しているのでしたね。本当に時間的余裕がなかったのか。この時間的余裕があるかないかというのは、主観で判断してはいけないと、客観性がなければいけないと書かれているのです。そして、101条の2項の規定で、本当に忙しいのであれば、前日に告示すれば議会は開けると、そういうことが出てきているのですけれども、どういうふうな考えでこれを適用したのか。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君） いろいろと考え方はあろうかと思いますが。確かに、179条第1項につきましては、時間的な余裕がなかったというような理由づけになろうかと思いますが。ただ、ただいまの専決処分につきましては4月1日施行というような形になっておりますので、そういった形の中で、結局3月定例会が終わってから4月まで開くいとまがないとは言えるのではないかなと思います。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第6、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、承認第2号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、平成22年法律第4号が平成22年3月31日に公布され、4月1日から施行されることから、地方自治法第179条の規定により涌谷町国民健康保険税条例の一部改正を行いましたので、ここにその報告をいたし、承認を求めます。

主な改正内容といたしましては、医療分、後期高齢者支援分の課税限度額の改正、またリストラ等による失業者に係る課税の特例制度の新設であります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課長（齋藤正俊君） それでは、承認第2号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

ただいま、町長が提案理由で申し上げましたように、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日公布、4月1日施行となりましたこと、また国民健康保険法施行令の改正がなされたことから、賦課期日等により専決により対応しなくてはならない関係条文につきまして、専決処分をもって改正をいたしましたものでございます。なお、改正につきましては、準則に従って行ったものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表の18ページをお開き願います。

第2条第2項、課税額におきまして、国民健康保険法施行令第29条の7第2項、第3項並びに地方税法施行令第56条の88の2の改正により、基礎課税額の限度額を47万円から3万円引き上げ50万円に、また3項で、後期高齢者支援金等課税額の限度額を12万円から1万円引き上げ13万円と改正をいたしましたものでございます。この結果、課税できる国保税の総額が大きくなりますが、涌谷町では今年度の試算の結果、基礎課税額の限度超過者については25戸、75万円、後期高齢者支援分では188戸、188万円、合計263万円の増加となるものでございます。なお、実際の課税に際しましては、介護負担分として限度額が10万円加算されますので、国保税の課税限度額につきましては73万円となるものでございます。

第23条は、国民健康保険税の減額を規定しているもので、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額の改正に伴う文言の整理をいたしましたものでございます。1号から次ページの3号までは、地方税法の改正により、法第703条の5第2項が削除されたことによる文言の整理と、法第314条の2第2項を市町村民税の基礎控除額の33万円と明記をいたしましたものでございます。2項につきましては、納税義務者の義務規定が改正になり

ましたので、削除をいたしましたものでございます。

第23条の2、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例を新たに規定いたしましたものでございます。雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者を対象に、給与所得を100分の30相当として取り扱うものでございます。制度の概要につきましては、リストラ等で職を失った失業者に国民健康保険税の軽減措置を講じるもので、対象といたしましては、倒産や解雇などによる離職者と雇用保険の特定理由離職者として失業給付を受ける65歳未満の方が対象となります。特定受給資格者とは、倒産、リストラ等、事業者の都合による離職を指します。特定理由離職者とは、雇用期間満了等による離職を言います。軽減額は、前年の所得のうち給与所得につきまして、100分の30として国民健康保険税を算定し軽減をいたすものでございます。軽減期間は、離職の日の翌日の属する月から翌年度末までとなります。離職日につきましては、平成21年3月31日以降に退職した方が対象となります。

次のページ、20ページをお開き願います。

第24条の2につきましては、特例対象被保険者等に係る申告規定の新設で、申告と提出証明書類を定めたものでございます。

次のページの21ページからは、附則について地方税法の改正により条文の整理と文言の整理を行ったものでございます。附則2項につきましては、地方税法の改正により第703条の5第2項が削除されたことによる文言の整理でございます。附則7項につきましては、文言の整理でございます。附則13項と、次のページの附則14項につきましては、法律の改正による文言の整理でございます。

23ページをお開き願います。

附則15項につきましては、後期高齢者医療保険制度の創設により、被用者保険から後期高齢者医療保険制度に加入することにより、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者になった被用者保険の扶養者であった者に対し、激変緩和措置が導入されており2年間軽減されますが、この軽減の間を当分の間、後期高齢者医療制度の廃止まで継続となったものでございます。

議案書15ページにお戻り願います。

附則でございますが、施行日につきましては、第1項で平成22年4月1日といたしましたものでございます。ただし、附則第13項、附則第14項につきましては、6月1日というような経過措置を盛り込んで今回改正いたしましたものでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第7、承認第3号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、承認第3号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ176万3,000円を減額し、総額を67億671万9,000円にいたしましたものでございます。

主な内容につきましては、町たばこ税や自動車取得税交付金の減額を行うとともに、地方譲与税や地方消費税交付金、特別交付税につきましては確定により増額いたしました。また、国庫支出金、県支出金につきましては、事業費ごとの確定により、それぞれ増減をいたしております。繰入金につきましては、歳入が歳出を上回った分で財政調整基金を減額し、町債につきましては温泉整備事業債で充当率の減により、また農業基盤整備債で事業費の確定により、それぞれ減額いたしました。次に、歳出につきましては、各種事業費の確定に伴い、それぞれ増減の補正を行い、歳入歳出の差額分を財政調整基金に積み立てをいたしました。臨時議会を開催するいとまがなかったため専決処分の措置を行ったものであります。

詳細につきましては、担当課長並びに統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 総務企画城口統括。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） それでは、「平成21年度涌谷町一般会計補正予算（専決第1号）」の5ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表繰越明許費補正でございます。

4款衛生費、医療福祉センター修繕及び改修等事業3,992万5,000円を3,792万5,000円に、200万円減額いたしましたものでございます。次の、10款教育費の幼稚園施設修繕事業につきましては、322万7,000円を323万8,000円に1万1,000円増額いたしましたものでございます。どちらも3月補正でそれぞれお認めいただいたものですが、医療福祉センター費につきましては、一部事業が年度内に実施することができたために減額したものでございます。また、幼稚園につきましては、国への実績報告の額に合わせて調整する必要ができたために、1万1,000円増額したものでございます。

続きまして、第3表地方債補正でございます。地方債の変更でございます。

まず、温泉施設整備事業債につきましては、1億5,330万円を1億4,450万円、880万円減額したものでございます。この温泉施設整備事業債につきましては、県の振興資金で充当していたものなのですけれども、これにつきましては当初100%の充当率で考えておったのですけれども、県との確認作業の中で75%の充当率になるということございまして、その分減額したものでございます。

続きまして、農業生産基盤整備事業債1,000万円を780万円に、220万円減額いたしましたものでございます。事業費の確定により減額いたしましたものです。

続きまして、道路復旧事業債100万円を60万円に、40万円減額しております。事業費の確定により減額いたしております。

それでは、10ページ、11ページをお開きください。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課長（齋藤正俊君） 歳入でございます。

町税のうち、町たばこ税につきまして、確定によりまして184万7,000円の減額をいたすものでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） 総務企画城口統括。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 続きまして、地方譲与税です。

地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税につきましては、確定により、それぞれ増額したものでございます。

次の利子割交付金と配当割交付金につきましては、確定により逆に減となりました。

12ページ、13ページをお開きください。

株式等譲渡所得割交付金、それから地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金につきましても、確定により、それぞれ増減しました。次の地方交付税につきましては、12月と3月に交付された特別交付税につきまして、9,216万円増額したものでございます。公営企業共済負担金や耐震化事業、病院経営健全化に関連して増額になったという説明を受けております。終わります。

○議長（大橋信夫君） 順次説明してください。

○町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 次に、交通安全対策特別交付金で3万2,000円の増額でございますが、交付額確定によるものでございます。終わります。

次のページをお開き願います。

○教育文化課長（久道章夫君） 15ページ、涌谷保育園入所負担金につきましては、確定による減額でございます。

次の他市町村委託保育入所負担金と、次の受託保育入所負担金につきましては、科目構成をお願いしたものでございます。

○産業振興課長（大友信一君） 次の、農林水産業費負担金で1,000円の減額でございますけれども、これは事業費の確定に伴うものでございます。終わります。

○町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 次に、13款使用料及び手数料の1節総務手数料、3節自動車臨時運行許可手数料及び1節の畜犬登録等手数料でございますが、実績に基づきまして、それぞれ増減をしたものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 国庫支出金、民生費国庫負担金でございます。2節の被用者児童手当負担金から、次のページ、17ページの11節非被用者小学校修了前特例給付児童手当負担金につきましては、各手当確定による減額をお願いするものでございます。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 続きまして、国庫補助金、総務費補助金で、地域活性化・経済危機対策

臨時交付金96万4,000円の減です。確定により減額です。

続きまして、地域活性化・公共投資臨時交付金900万円の増です。公共下水道事業の中の対象事業につきまして交付されたものです。歳出で、特別会計の方に繰り出ししております。終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 次の民生費国庫補助金、障害者地域生活支援事業補助金は、実績による額の確定により減額でございます。

3の衛生費国庫補助金、⑤疾病予防対策事業費等補助金につきましては、額の確定によるものでございます。それから、⑥の妊婦健診費補助金の189万円の減額につきましては、当初対象者130人を見込んでおりましたが、107人となったことから減額するものでございます。終わります。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 次に、環境衛生費補助金、汚水処理施設整備交付金でございますが、合併処理浄化槽設置に係る補助金の額の確定による減額でございます。終わります。

○教育文化課長（久道章夫君） 次が、教育費国庫補助金ですけれども、小学校費補助金、それから中学校費補助金、幼稚園補助金とも、事業の確定により増減をお願いしているものでございます。

その次のページ、19ページでございますけれども、小中学校費補助金、②の学校情報通信技術環境整備事業補助金につきましては、デジタルテレビ、パソコン等の整備を行ったものでございまして、額の確定による増額となったものです。それから、③の安全・安心な学校づくり交付金、これは地デジのアンテナ工事分でございますが、これも増額となったものでございます。

○町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 次に、国民年金事務費委託金で47万9,000円の増額でございますが、国民年金事務に要しました事務費の確定によるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 県支出金の、3の被用者児童手当負担金から11節の非被用者小学校修了前特例給付児童手当負担金につきましては、国と同様、確定による増減でございます。終わります。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 続きまして、県補助金、総務費補助金、緊急雇用創出事業補助金15万5,000円の減、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金125万4,000円、それぞれ確定により減額となったものです。終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 民生費県補助金の、1節社会福祉費補助金から5節の障害者福祉費補助金につきましては、それぞれ確定による増減でございます。それから、3の衛生費県補助金、⑦疾病予防対策事業費補助金は、健康増進事業に対するもので、確定により増額するものです。それから、⑧新型インフルエンザワクチン予防接種費補助金につきましては、生活保護・非課税世帯4,730人を対象として予算計上いたしておりましたが、優先等々のこと、それからワクチンの足りないというようなあれがありまして、そのうちに流行がだんだん拡大せず逆終息となったということで、2,116万円の減額となるものでございます。終わります。

○産業振興課長（大友信一君） 次に、農林水産業費県補助金でございますけれども、強い農業づくり交付金、これはホールクローブ用の刈り取り機械とこん包機を導入した事業でございますけれども、事業の確定によりまして、9万9,000円の減額をお願いするものです。終わります。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 続きまして、委託金、農林業センサス交付金につきましても、確定によ

り減額いたしましたものでございます。

続きまして、16款財産収入の中の利子及び配当金、①の財政調整基金利子から③ふるさと涌谷創生基金利子まで、確定により、それぞれ増減したものでございます。終わります。

○産業振興課長（大友信一君） それから、同じく利子及び配当金でございますけれども、⑤の安部卓爾記念農業振興奨励基金利子、それから⑭のふるさと・水と土保全基金利子につきましては、それぞれ確定により減額いたしましたものでございます。終わります。

○建設水道課長（菊地 満君） 次に、⑦の公営住宅基金利子でございますけれども、確定により増をお願いするものでございます。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 続きまして、23ページ、保健福祉基金利子7万円、確定により増額いたしました。

続きまして、18款繰入金の財政調整基金繰入金9,900万円の減。歳入歳出の差額について、繰入金を減額したものでございます。終わります。

○産業振興課長（大友信一君） 次に、肉用牛特別導入事業基金繰入金で66万円ほど減額をお願いしているものですが、これは当初3頭を予定したわけなのですが、2頭の導入しかございませんでした。それで、もって66万円の減額になります。終わります。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 続きまして、20款諸収入の中の預金利子、確定により増額いたしております。終わります。

○産業振興課長（大友信一君） 次に、農林水産業費の貸付金元利収入、農業高齢者肉用牛貸付金元利収入で1,000円の増額でございますけれども、確定によるものでございます。終わります。

○町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 次に、⑧コピー使用料でございますが、実績に基づきまして、2万円の増額をしたものでございます。終わります。

○町民税務課長（齋藤正俊君） 次の前年度後期高齢者医療市町村負担金返還金でございますが、平成20年度分の後期高齢者医療費の確定によりまして、宮城県後期高齢者医療広域連合より精算還付が行われるもので、1,329万7,000円をお願いいたしますものでございます。終わります。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 続きまして、21款町債、温泉施設整備事業債、これは起債充当率の減により、880万円の減額をいたしましたものです。次の農業生産基盤整備事業債につきましては、事業の確定により減額いたしましたものでございます。

24、25ページをお開きください。

公共土木施設災害復旧事業債、道路復旧事業債確定により、40万円の減額をいたしましたものでございます。

歳出にまいります。27ページをお開きください。

企画費の中で、ふるさと涌谷創生基金積立金、確定した歳入と同額を減額するものでございます。

続きまして、財政調整基金の積立金でございます。4,144万7,000円の増でございます。歳入歳出の差額分と、それから基金利子につきまして積み立てたものでございます。積み立て後の現在高、これは年度末現在高になりますが、5億8,873万2,000円となったものです。

続きまして、減債基金の積立金3万1,000円の増です。確定した歳入と同額を増額したものです。積み立て後



の年度末現在高ですけれども、1億5,182万8,000円となります。終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 次に、民生費、2の社会福祉事務経費の①の繰出金については、国民健康保険職員給与費等繰出金34万4,000円を減額するものでございます。終わります。

次に、老人福祉費、在宅老人福祉経費、19節の負担金補助及び交付金、③その他の負担金、老人保健施設事業会計負担金509万5,000円を増額いたすものでございます。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 続きまして、基金管理費の中の保健福祉基金積立金7万円の増。確定した歳入と同額を積み立てたものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 次に、障害者福祉費、1在宅障害者福祉費、20の扶助費、心身障害者医療費助成金338万9,000円の減額ですが、実績によるものでございます。それから、次の児童福祉費、児童福祉総務費につきましては、扶助費、児童手当160万5,000円の減額ですが、実績によるものでございます。次の、5の子ども医療費支給経費718万8,000円の減額ですが、実績によるものでございます。

その下に移りまして、保健衛生費、保健衛生総務費、次でございますが、妊婦健診委託料322万3,000円の減額ですが、歳入でも説明いたしました、当初130人を予定いたしておりましたが、最終的には107人となったことから減額するものでございます。それから、19節の負担金補助及び交付金の6万7,000円の減額につきましては里帰り出産への助成ですが、実績によるものでございます。

それから、次のページ、30ページ、31ページ、予防費、予防接種経費、委託料の①予防接種委託料につきましては、先ほど歳入でもお話ししましたが、2,291万8,000円の減額につきましては、流行の拡大が予想されましたが、思ったほど流行せず終息したことによるものでございます。それから、19節の負担金補助及び交付金のインフルエンザ他市町村施設接種者補助金についても同様でございます。以上です。

○産業振興課長（大友信一君） 次に、農林水産業費でございますけれども、農業費のうち農業振興費におきまして2,000円の減額並びに畜産業費で9万8,000円の減額をお願いするものでございますけれども、それぞれ確定によるものでございます。さらに、農地費におきまして、事業費の確定に伴い410万9,000円の減額をお願いするものでございますけれども、内訳といたしましては、田尻第2地区に係る県営ほ場整備事業の負担金、それから現在工事が進められておりますけれども、農業用排水路整備事業、これは幹線堀排水路の改修事業でございますけれども、これに伴う負担金、それから涌谷町土地改良区と協定を結んでおりますけれども、改良区に対する補助金、こういったもので今回確定によって410万9,000円の減額をお願いするものでございます。

次のページに移ります。

○産業振興課商工観光室長（村上芳行君） 7の商工費でございますが、これはふるさと雇用再生特別基金事業の県支出金の確定で、財源の組み替えを行ったものでございます。

○建設水道課長（菊地 満君） 続きまして、8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費でございますけれども、これにつきましては273万円でございますけれども、財源の組み替えによるものでございます。それから、次の下水道建設費でございますけれども、①の繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金、これは事業費増により589万円の増額をお願いするものでございます。それから、次の住宅費、1の住宅管理費、25の積立金、公営住宅基金積立金5,000円でございますけれども、公営住宅基金に積み立てを行ったものでございます。終わります。

○教育文化課長（久道章夫君） 教育費でございます。1の教育総務費、2の小学校費、次のページに行きまして、3の中学校費につきましても、財源の組み替えを行うものでございます。4の幼稚園費につきましても、5ページの繰越明許費の補正で説明がありましたが、実績報告に合わせた調整ということでございます。

○建設水道課長（菊地 満君） 次の、11災害復旧費、公共土木施設災害復旧費でございますけれども、40万円の財源組み替えを行ったものでございます。終わります。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 最後に、予備費で72万2,000円の減額です。歳入歳出の調整を行ったものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時07分

再開 午後3時17分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



#### ◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第8、承認第4号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 承認第4号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ9,535万9,000円を追加し、総額を24億951万7,000円にいたしましたもの

でございます。

主な内容につきましては、歳入では、保険給付費及び各拠出金に係る国庫支出金等の確定に伴う増減でございます。また、国庫補助金の特別調整交付金は、特別事情分として5,200万円のほか、国保病院での特定保健指導事業等についても交付され、合せて1億432万1,000円になるとともに、県補助金の2号交付金においても、レセプト点検事業等について交付されたものでございます。歳出におきましては、国の特別調整交付金の追加分について、国保病院会計繰出金を増額いたしましたものでございます。なお、歳入増につきましては、財政調整基金に積み立てていたしております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） それでは、承認第4号について説明をいたします。

補正予算書の6ページ、7ページをお開きください。

歳入でございます。

国・県支出金とも、交付決定によりまして、それぞれ増減いたすものでございますが、3の国庫支出金、1国庫負担金、2の療養給付金等負担金につきましては、保険給付拠出金、支援金、納付金分について額の確定によるものでございます。それから、特定健康診査等負担金につきましても、額確定によるものでございます。減額の要因といたしましては、当初見込んでおりました受診者数まで達しないということ、これは減額となるものでございます。それから、国庫補助金、財政調整交付金、普通調整交付金で1,304万5,000円の減額でございますが、一般分の給付額の減額によるものでございます。それから、特別調整交付金1億432万1,000円の増額につきましては、提案理由でも申し上げました内容で交付を受けたところでございます。それから、出産育児一時金補助金、事務補助金については、額の確定によるものでございます。

それから、県支出金、特定健診等負担金につきましては、国庫と同様の理由でございます。それから、2の県補助金、財政調整交付金の1号交付金156万円につきましては、額の確定により増額をするものでございます。

次のページにまいります。すみません。その前に2号交付金についてご説明いたします。811万7,000円につきましても、提案理由で申し上げましたレセプト点検、それから保健事業支出等についての交付を受けたものでございます。

8ページ、9ページお願いします。

次に、療養給付費等交付金でございますが、額の確定によるものでございます。それから、財政調整基金利子についても、確定により増額でございます。それから、次の職員給与費等繰入金につきましては、減額をするものでございます。それから、財政調整基金繰入金につきましては、505万7,000円の増額をお願いするものでございます。

次のページ、歳出でございます。

12ページ、13ページお願いいたします。

下の方でございます。基金積立金でございます。1の財政調整基金積立金でございますが、歳入歳出差し引き額4,813万4,000円の積み立てをするものでございます。積み立て後の基金残高は、2億9,944万3,000円となるものでございます。

次の14ページ、15ページをお願いします。

繰入金、直営診療施設勘定繰入金4,722万5,000円の増額につきましては、地域における保健事業、町との連携保健事業として100万円、それから医療情報システム導入、これは病院ですけれども、レントゲン画像診断、それから薬剤管理システムとして4,622万5,000円の交付を受けましたので、同額を国保病院へ繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。

---

◇

#### ◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第9、承認第5号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 承認第5号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ256万円を減額いたし、総額を5億6,298万9,000円にいたしましたものでございます。

主な内容につきましては、歳入につきましては、受益者負担金の増額、下水道使用料、手数料の増額、本建設整備事業に地域活性化・公共投資臨時交付金900万円を充てたことによる、下水道事業債の減額及び繰入金の増額補正でございます。歳出につきましては、一般会計繰入金をできるだけ減額させるために、施設管理費及び建設費で所要の減額補正をいたしましたものでございます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課澤田統括。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） それでは、承認第5号についてご説明を申し上げます。

予算書の6ページ、7ページをお開きいただきます。

受益者負担金41万円の増額でございます。農地から宅地に変更したもので、納入の猶予が取り消され、納付があったものでございます。

次に、下水道使用料で48万円の増額、下水道手数料で36万円の増額でございますが、それぞれ額の確定による増額でございます。

一般会計繰入金でございます。歳出補正額から、一般会計繰入金を除く歳入補正額を引いた額589万円の増額をお願いするものでございます。

次に、公共下水道事業債でございます。公共投資臨時交付金を充てたことによりまして、970万円の減額でございます。

次のページをお開きいただきます。

下水道費の一般管理費、それから公共下水道建設事業費でございますが、それぞれ額の確定による減額でございます。

次に、公債費、一時借入金利子で137万円の減額でございますが、額の確定による減額でございます。

説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

2番。

○2番（久 勉君） 質問ではないのですけれども、説明なのですから、3ページで説明するのではないのでしょうか、地方債については。

○議長（大橋信夫君） 澤田統括。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 3ページ、地方債の補正でございます。補正前1億140万円でございますが、970万円の減額をいたしまして、補正後9,170万円といたすものでございます。

失礼しました。終わります。

○議長（大橋信夫君） 再度質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第10、承認第6号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 承認第6号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ5万6,000円を追加し、総額を11億7,854万5,000円にいたしましたものでございます。

主な内容につきましては、国庫補助金等の確定による減額を行い、同額を介護保険給付基金から取り崩しをいたしております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） それでは、承認第6号について説明を申し上げます。

6ページ、7ページをお開きください。

3の国庫支出金、現年度分調整交付金、それから次の4の県支出金、1の県負担金は、いずれも確定による減額でございます。

それから、財産収入については、いずれも利子分でございます。

それから、7の繰入金につきましては83万円の増額ですが、国庫調整交付金及び県負担金の額の確定に伴う不足分を繰り入れするものでございます。

次の、8ページ、9ページ、歳出でございます。

4の基金積立金、1の介護保険給付基金積立金4万6,000円でございますが、積み立て後の基金残高につきましては1億3,444万8,000円となるものでございます。それから、2の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金の1万円の積み立てでございます。積み立て後の基金残高につきましては、623万1,000円となるものでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第6号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。

◇

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第11、承認第7号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 承認第7号の提案の理由を申し上げます。

本案は、さきの承認第4号でもご説明申し上げましたが、国庫補助金が確定したことに伴いまして、国民健康保険事業勘定特別会計からの補助金の額が確定したことによりまして、収益的収入及び資本的収入を補正いたしましたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 医療福祉センター総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（高橋宏明君） それでは、ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きいただきます。

第5条でございますが、さきの3月定例会でお認めいただきました給湯設備更新事業1,700万円につきまして、全額を平成22年度に繰り越して使用いたそうとするものでございます。

それでは、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、収益的収入、2の補助金でございます。国保保健施設事業、病院群輪番制、休日診療の各補助金につきましては、確定に伴う増減でございます。国保特別調整交付金につきましては、直営診療施設における医師確保対策経費について措置されたものでございます。

次の資本的収入の国保特別調整交付金につきましては、昨年の11月臨時会で措置をいたしておりました、薬剤業務支援システム等の購入について措置されたものでございます。

資本的支出につきましては、11月に措置いたしましたシステム導入に係るもののうち、健診システムにつきまして期限内での納入が不可能ということで解約したことによる返還金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第7号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第12、承認第8号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 承認第8号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的収入において、一般会計から繰り入れする基礎年金拠出金の特別交付税措置額が確定したことにより補正いたしましたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第8号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（大橋信夫君） 日程第13、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、報告第1号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成21年度涌谷町一般会計補正予算第7号、第8号及び専決第1号において、それぞれお認めいただきました18事業、総額3億9,352万3,000円を平成22年度に繰り越しいたしたものでございますので、ご報告を申し上げます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。



○議長（大橋信夫君） 城口統括。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） それでは、議案書の30ページ、31ページをお開きいただきたいと思えます。

一般会計の繰越事務につきましては、提案理由のとおり、3月議会の補正第7号、第8号、そしてご承認いただきました専決第1号の内容のとおりでございまして、庁舎修繕及び改修等事業から、31ページの公民館施設修繕事業まで18事業、3億9,352万3,000円となっております。そのうち、既収入特定財源4,130万円と一般財源5,677万1,000円を財源として繰り越しいたしております。また、18事業のうち15事業が、平成21年度の国の経済対策に伴う国庫補助事業でありまして、また残りの3事業も国・県補助10割の事業でございます。これらの事業につきましては、国及び県の補助決定がくれたために、やむを得ず次年度に繰り越したものであります。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

10番。

○10番（長崎達雄君） 総務課長にちょっとお伺いしたいのですけれども、この地域情報通信基盤整備事業なのですけれども、前にも質問をしたことがあるのですけれども、エアポケットのことをNTTには話は通しているのですか。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君） 前にもご指摘いただいておりますので、正式にNTTの方と今お話をしております。まだ、正式な回答はいただいておりますが、NTT側としては、今回うちの方でも工事を発注しましたので、後日の議案会計でもお話ししますが、なるべく早い時期にそういった無聴地帯というのは解消したいということでお話はいただいております。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。

ここで、会議時間を1時間延長しておきます。



### ◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（大橋信夫君） 日程第14、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 報告第2号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成21年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でお認めいただきました公共下水道整備事業につきまして、3,526万円を平成22年度に繰り越しいたしたのでご報告を申し上げます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 澤田統括。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） それでは、報告第2号についてご説明を申し上げます。

議案書の33ページをお開きいただきます。

繰越明許費繰越計算書でございますが、公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）において既にお認めいただきました繰越明許費につきまして、3,526万円の繰り越しをいたしましたのでご報告を申し上げます。

内訳でございますが、涌谷町浄化センターポンプ棟建設工事が2,300万円、桜町裏地内污水管渠工事が1,226万円でございます。工事の完成は、涌谷町浄化センターポンプ棟建設工事が8月完成を予定しております。それから、桜町裏地内污水管渠工事につきましては5月末で完了いたしております。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。



### ◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（大橋信夫君） 日程第15、報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 報告第3号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成21年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（専決第1号）においてご承認いただきました給湯設備更新事業につきまして、総額1,700万円を平成22年度に繰り越しいたしましたのでご報告申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋信夫君） 医療福祉センター総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（高橋宏明君） 報告第3号についてご説明申し上げます。

議案書35ページをお開き願います。

ただいま、町長が提案理由で申し上げましたように、医療福祉センターの給湯設備につきまして、きめ細かな交付金を活用し、改修する費用1,700万円を一般会計で負担し、その分を平成22年度に繰り越しいたしまして事業を進めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。

---

◇

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第16、議案第47号 涌谷町定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋莊治君） 議案第47号の提案の理由を申し上げます。

本案は、本年3月に中心市宣言いたしました、大崎市とその近隣4町との圏域の発展のために定める定住自立圏形成協定の締結等については、国の定住自立圏構想推進要綱において議会の議決が必要とされていることから、定住自立圏形成協定の締結等を町議会の議決事件とする旨の条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君） それでは、36ページをお開きいただきたいと思います。（「議案書でしょう」の声あり）議案の36ページですね。

議案第47号、定住自立圏構想につきましては、3月定例会でも若干ご説明申し上げておりましたが、現在7分野17項目につきまして、1市4町の担当課長によるワーキンググループにて協議中でございます。

今回の条例につきましては、協定の締結、もしくは変更、廃止について、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決案件とする条例の提案でございます。なお、協定につきましては、内容が当町にとって有益かどうか十分検討し、議会のご意見をいただきながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号 涌谷町定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号 涌谷町定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第17、議案第48号 涌谷町町民バス条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第48号の提案の理由を申し上げます。

本案は、現行の町民バスの運行路線につきまして、運行区間の起点及び終点の一部を変更するため条例を整備いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君） それでは、議案第48号についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、昨年の12月定例議会にてご可決いただきまして、本年4月から新たな運行業者によりスタートしております。

当初、バスの運行区間の中で、起点としていた六軒町裏地内につきまして、若干の敷地があることからバスの待機場所としては支障ないものとして判断いたしておりましたが、朝夕の時間帯は交通量が多いことから少なからず支障が出るということもございまして、今回運行業者や関係機関と協議いたしまして、ヨークタウン涌谷の駐車場の一部をお借りすることができましたので、そちらの方に起点の場所を変更したいということでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号 涌谷町町民バス条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号 涌谷町町民バス条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号～議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第18、議案第49号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、日

程第19、議案第50号 涌谷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例はそれぞれ関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋莊治君） 議案第49号、第50号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、平成22年6月30日から施行されることに伴い、改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君） それでは、議案第49号についてご説明申し上げます。

ただいま、提案理由にもご説明ございましたように、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、本年6月30日から施行されます。この改正に伴う、涌谷町職員の育児休業に関する条例の一部改正でございます。

まず、改正内容でございますけれども、新旧対照表を見て、条例の中で説明するよりも、私の方の話の中で説明させていただきたいと思っております。

まず、改正内容でございますけれども、1番目として育児休業等を行うことができる職員の改正でございます。イメージとしては、配偶者が育児休業等を行っている職員でも育児休業を行うことができること、配偶者が専業主婦である職員でも育休がとれること、配偶者は育児短時間勤務においても育児時間を同じ時間帯をとれることということでございます。

2番目として、産後育休パパということでございます。これも新設でございます。これまで、育休の取得は原則1回でございましたが、産後57日間以内に最初の育休をした職員は、特別な理由がなくても再度育休をとることができるとする改正でございます。

3番目としては、再度の育休を行うことができる特別の事情の改正でございます。これまでは、育休計画書を提出いたしまして、夫婦が交互に3カ月以上育休する場合には再度の育休ができるという規定でございましたが、今回の改正は、夫婦が交互に育休をしたかどうかにかかわらず再度育休がとれるということになったものでございます。

4番目としては、育児休業の承認の取り消し事由の改正です。これまでは、職員が育休している子を、職員以外のその子の親が常態として養育することができるようになった場合、育休の取り消し事由になっていましたけれども、今回の改正ではそのことが取り消し事由には当たらないとされたものでございます。

次の第50号につきましては、勤務時間、休暇に関する条例の改正でございますけれども、この中で第8条の2については、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務についての改正ですが、職員の配偶者の職業についているかどうかの状況にかかわらず、職員は育児のための早出遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求をすることができるということでございます。

次に、第8条の3につきましては、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限についての改正ですが、3歳に満たない子のある職員が、その子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないと規定されたものでございます。

以上の改正内容を説明いたしましたが、今回の改正は総じて育児については夫婦ともにかかわること、そして

事業所として育児に専念する職員を支援することを強く規定されたものと解釈しております。特に、育児パパの新設ということで、男性の育児への参加を促しているようでございます。以上で終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 涌谷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号 涌谷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第20、議案第51号 涌谷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第51号の提案の理由を申し上げます。

本案は、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費の入院助成対象を小学校就学児まで拡大するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） それでは、議案第51号の条例の改正についてご説明申し

上げます。

新旧対照表の33ページをお開きください。

ここに、第1条から第3条まで略、第4条ということになってございますが、涌谷町子ども医療費助成に関する条例の中で、第2条に「この条例において子どもとは、出生から12歳に達する日以後の最初の3月31日まで」ということは、小学校卒業まで医療費の助成対象にしますということで定義づけをしておりますが、第4条の下線の部分をちょっと見ていただくとわかるのですけれども、「6歳に達する日以後の最初の4月1日以降の入院に係るものを除く」ということで、通院だけを認めているということになってございますので、今回この「入院に係るもの」を削除し、通院、入院も医療費助成をするというような変更でございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号 涌谷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号 涌谷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時58分

再開 午後4時08分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

---

◇

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第21、議案第52号 涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第52号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷町心身障害者医療費の助成対象に、重度の肝臓機能障害を有する者を新たに加えるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号 涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号 涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第22、議案第53号 涌谷町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第53号の提案の理由を申し上げます。

本案は、議員各位ご案内のとおり、平成22年4月から宮城県大崎広域水道の水道用水供給事業に係る料金、いわゆる受水費が引き下げ改定されたことに伴いまして、今後5年間の経営を勘案した上で、生活者に重点を置いて引き下げ改定を行うものでございます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 澤田統括。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） それでは、議案第53号についてご説明を申し上げます。

ただいま、町長が提案の理由で申し上げましたが、大崎広域水道の受水費が平成22年4月から引き下げされたことに伴いまして、給水料金の引き下げを行うものでございます。

定例会資料の10ページをお開きいただきます。料金改定後の収支計画書でございます。



算定期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間といたしております。収益的収支の経常損益でございますが、平成22年度の経常損益は1,307万円、5年後の平成26年度は116万7,000円と見込んでおります。

次のページをお開きいただきます。料金の改定案でございます。

基本料金につきましては、一月につき13ミリメートルのメーターで1,350円、20ミリメートルで2,700円、25ミリメートルで5,450円、30ミリメートルで7,800円でございます。40ミリ以上につきましては、表にお示ししたとおりでございます。

次に、右の表でございます。

水量料金でございますが、一月につき1立方メートル当たり、10立方メートルまで138円、それから25立方メートルまで209円、100立方メートルまで259円、101立方メートル以上は317円でございます。

次に、下の表でございます。2、モデル料金比較表をごらんいただきます。

今回の料金改定で、実際どれぐらいの水道料金が引き下げになるかと申しますと、一般家庭で、13ミリのメーターで2カ月の使用水量が40立方メートルの場合でございます。現行料金より2カ月で420円の引き下げとなります。年間では2,520円の引き下げとなります。

次に、議案書の44ページをお開きいただきます。

附則でございますが、施行期日につきましては、平成22年7月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号 涌谷町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第53号 涌谷町水道事業給水条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第23、議案第54号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第54号の提案の理由を申し上げます。

本案は、3月の定例会でお認めをいただきました涌谷町地域情報通信基盤整備工事について、平成22年5月21日付で、東日本電信電話株式会社宮城支店と6,764万1,000円で仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約について契約を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君） では、議案書の45ページでございます。

議案第54号についてご説明いたします。

ただいま、提案理由で話が出たとおりでございますが、本工事は麓岳地区の全域という広範囲に合ったサービス提供を行うための、回線設備の設計及び構築工事、運用、保守を一元発注できる事業者が必要でございます。当町において入札参加資格を有し、これら一元発注できる事業者は東日本電信電話株式会社のみであることから、企画提案型指名競争入札方式によりこの1社を指名し、5月11日に見積もり合わせを行い、企画提案書の審査の結果合格と審査され、5月21日に仮契約をしたところでございます。なお、工期は、議決の日から平成23年3月18日までとする予定でございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第54号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第24、議案第55号 涌谷町国土利用計画（第三次）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第55号の提案の理由を申し上げます。

本案は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、涌谷町土8,208ヘクタールの限りある資源を、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ安定した均衡ある町土利用につきまして、総合的、計画的な利用の促進を図ろうとするものであります。

本計画の策定につきましては、第五次宮城県国土利用計画、また第四次涌谷町総合計画・基本構想に即して策定をいたしており、過般、宮城県企画部を初めといたします5部1庁19課との土地利用調整会議も相整いましたので、ここにご提案をいたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 満君） それでは、議案第55号 涌谷町国土利用計画（第三次）についてご説明申し上げます。

ただいま、町長の提案理由で申し上げましたが、第三次涌谷町国土利用計画につきましては、国の土地基本法及び国土利用計画法の規定に基づき策定されたものであります。策定に当たりましては、全国あるいは宮城県のそれぞれの土地利用計画を基本としまして、涌谷町の第四次総合計画・基本構想に即して策定したものであります。

この策定に当たりましては、留意いたしましたことにつきましては、人口の減少や少子高齢化などの刻々と変化する社会経済の流れの中に、社会環境、経済のバランスを保ちながら、より効率的で持続可能な社会を構築していくことが重要となっております。このため、これまで右肩上がり成長いたしました経済、これらを前提といたしました拡大に当たる町づくりをしてきたわけでございますけれども、これらを見直しまして、コンパクトといえますか、こういう町づくりに転換を求められているものでございます。

それでは、定例会資料の55号資料というのをお開きいただきたいと思えます。カラー版ありますか。

それでは、涌谷町国土利用計画第三次（案）の概要についてということでご説明申し上げますけれども、一番左側に、上の方です。町土利用の基本理念ということで、先ほど申し上げましたが、公共の福祉の優先、あるいは自然環境の保全、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件への配慮、それから健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展ということでこの基本理念を挙げまして、2番目の町土利用の現状と課題ということで、町土利用の現況、平成10年から19年までの町土利用の推移を調査いたしました。

これにつきまして、この下の段でございますけれども、左側下の段でございます。町土利用の現状から見た諸課題ということで、イ、町土の有効利用及び土地利用転換の適正化ということで、それぞれ括弧イ、ロ、ハということで挙げておりますけれども、これによりまして引き続き町土の有効利用を図るとともに、地目間の土地利用転換については慎重な配慮のもとで計画的に行うことが必要ということにしております。

それから、ロということで、町土利用の質的向上ということで、同じように括弧のイ、ロ、ハとなっておりますけれども、これにつきましては町土利用の質的向上が必要ということで課題が出ております。

それから、ハでございますけれども、町土利用をめぐる新たな動きということで、この丸が二つありますけれども、これらから土地利用に係る地域での創意工夫ある取り組みの促進が必要ということで、また上の欄の方に行きますけれども、3ということで町土の利用に関する基本構想ということで、この下の町土利用の基本方針ということで、イ、ロ、ハということでそれぞれ掲げております。詳細につきましては、（イ）（ロ）（ハ）（ニ）ということでそれぞれ挙げております。これらから、利用区分別の町土利用の基本方向ということで、農用地、森林、それから水面・河川・水路、それから道路、宅地、その他ということで、それぞれ基本構想を掲げております。

次に、上の欄の4番ということで、規模の目標及び地域別の概要ということで掲げておりますけれども、規模の目標といたしましては、ちょっと上の方をお話し申し上げましたが、基準年が19年で目標年次が32年ということで行っておりまして、20年間で行われます。それから、この農用地につきましては、平成19年度で3,481ヘクタールが、平成32年度は3,454ヘクタールぐらいということで減少すると。それから、森林につきましても、同じように2,276ヘクタールから2,250ヘクタールということで減少すると見ております。宅地につきましては、623ヘクタールから653ヘクタールということで、30ヘクタールぐらいふえますよということで見ております。これは主なものだけ記載しておりますけれども、その他ということで約23ヘクタールほどふえると見ております。

この下の欄ですけれども、地域別の概要ということで、西地区につきましては丸が三つありますけれども、優良な農用地の保全と農業基盤整備事業等の促進、秩序ある計画的な市街地の形成。それから、中心市街地における総合的かつ計画的な商店街整備と都市的基盤の整備、調和のとれた快適な都市環境の創出ということ。その次に、国道108号線、346号線バイパス沿道の適切な利用。それから、東地区につきましては、同じように優良な農用地の保全、秩序ある計画的な市街地の形成。次に、中心市街地東側の複合利用地としての土地利用の誘導。それから、農業集落の定住条件の向上。それから、森林の保全、黄金山工業用地の整備、貴重な歴史的文化的文化財の保全と活用ということで挙げております。箕岳地区につきましては、地域コミュニティ拠点としての機能の整備充実と集落における居住環境の向上。それから、農用地の保全、農業基盤整備等の促進、里山的・田園的環境と景観の保全活用。それから、森林の保全と管理向上、箕岳山を中心とする地域の総合的拠点地区としての整備と活用。

右側の下でございますけれども、本計画を達成するために必要な措置の概要ということで1番から9番まで挙げております。1としまして、国土利用計画法等の適切な運用。2としまして、地域整備施策の推進。3としまして、町土の保全と安全性の確保。4としまして、環境の保全と美しい町土の形成。5としまして、土地の有効利用の促進。6番としまして、土地利用転換の適正化。7としまして、多様な主体との連携・協働による町土管理の推進。町土に関する調査の推進と成果の普及啓発、それから9番としまして指標の活用ということで考えております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

涌谷町の概要ということで、自然的条件、社会的条件、それから土地利用の現況ということで、それぞれ述べております。

それから、次でございます。町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標ということで、基準年が19年で目標年次が32年ということで、先ほどの面積でお話し申し上げましたが、目標年次には農用地につきましては3,454、森林につきましては2,250、それから多いのは宅地が多いわけでございますけれども、これにつきましては623から653ということでございます。合計で8,208、面積でございますので同じでございます。それぞれの伸び率につきましては、農用地につきましては99.2、森林につきましては27.4、これは面積が減ってきますよというようなことで見ております。それから、宅地については104.8ヘクタールということで、宅地がふえてきますよというふうなことでございます。

その次が、町土利用の基本方針ということで、イ、ロ、ハと掲げておりますけれども、これにつきましては

先ほどと同じように、町土の有効利用及び土地利用転換の適正化。それから、ロとしまして町土利用の質的向上。ハとしまして、町土利用をめぐる新たな動きへの対応ということで見ております。

それから、地域別の概要が、西地区、東地区、篁岳地区と見ております。

それから、次の利用区分別の町土利用の基本方針ということで、詳細に農用地、森林、それから水面・河川・水路、道路、宅地、その他ということでそれぞれ見ております。

そして、次のページをお開きいただきます。

涌谷町の土地利用の現況図ということで、19年度についてそれぞれ農用地、それから森林、それから水面・河川・水路、それから道路、宅地、それから公共施設用地等を、この色別で示しております。現況がこのようなになっているということでございます。

それから、次のページをお開き願いたいと思います。

涌谷町の土地利用転換図ということで、左側に土地利用転換を伴う開発等の一覧ということで1番から11番まで掲げております。1番につきましては防災施設等整備事業ということで、これにつきましては篁岳の改善センターのわきでございます。それから、2番が河川防災ステーションということで、346バイパス付近でございます。それから、3番につきましては遠田消防署ということで、現在工事中でございますけれども、この場所でございます。それから、4番につきましては名鱈地区のは場整備の関係です。これは、経営体育成基盤整備事業ということで、それぞれ面積を見ております。5番につきましては、同じく鹿飼沼地区でございます。それから、6番、7番、8番、9番、10番ということで、それぞれ農集排の地区、このブルーの点線の部分でございます。それから、11番が、仮称でありますけれども、黄金山工場適地開発ということで、これは面積的には10ヘクタールぐらいということでそれぞれ見ております。

それから、次のページでございますけれども、涌谷町土地利用構想図ということで、32年ごろまでには現況図がこのように変わってくるということで、この赤く塗った部分等が宅地化がされるのではないかとということで見ておまして、あまり郊外化をしないで、コンパクトな町といいますか、そんな形での策定でございまして、基本的には農地の確保と保存ということで、これまで宅地等の拡大により農業振興地域を減少させてきたということがありまして、この計画では農業振興地域を保持しながら、むしろ耕作放棄地や低未利用地の活用によって町土の有効利用を図るということにしたところでございます。

それから、中心市街地の活性化といいますか、中心市街地の郊外化が進んだということもありまして、市街地部分の空洞化、あるいは虫食的にふえておりました低未利用地などによりまして、土地利用の効率の低下によりまして、低密度に広がる市街地化が問題となっておりますので、これらを公共施設や大型小売店舗等については中心市街地に適切に誘導するというようなことをやりまして、活性化を図るというふうな計画で見ております。

それから、あとは環境保全といたしまして、大きくですね。美しくゆとりのある町土について、自然との循環と共生を重視した町土利用や、農用地、森林の持つ多面的機能を維持、向上させるため、所有者の適正管理に加え、企業、それからNPO、地域内外の住民等の多様な主体が直接的あるいは間接的にかかわることによって、さらなる環境保全が図られるのではないかと、このように見ております。

それで、定例会資料の別冊で冊子があると思いますけれども、こちらの方をちょっと見ていただきたいと思

います。

これは、第三次の涌谷町国土利用計画書でございます。それで、目次がありまして、前文、それから基本理念ということで掲げておりまして、先ほど町長の提案理由でも申し上げましたけれども、第四次涌谷町総合計画・基本構想に即しまして作成したということで、先ほどと同じになりますけれども、①、②、③、④ということで、このように掲げております。

それから、先ほどの町土利用の現状と課題と。町の概況、それから2の町土利用の現況、土地利用に関する町民の意識、それから4としまして諸課題とか、先ほど申し上げましたのがこれらでございます。

それから、10ページ目になりますけれども、先ほどの町土の利用目的に応じたそれぞれの規模の目標を掲げております。

それから、14ページに、本計画を達成するために必要な措置の概要ということで、先ほどの(1)(2)(3)ということで書いております。

それから、18ページといたしますか、後ろの方に説明資料がございますけれども、それぞれこれまでの経過、それから利用区分、それから面積とか、これらを掲げております。

概要については以上のとおりでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号 涌谷町国土利用計画（第三次）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号 涌谷町国土利用計画（第三次）については原案のとおり可決されました。



### ◎散会について

○議長（大橋信夫君） お諮りいたします。

本日の会議に付された事件はすべて議了いたしました。よって、これをもって散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

---

◇

◎散会の宣言

○議長（大橋信夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞さまでした。

散会 午後4時38分

## 平成22年第3回涌谷町議会定例会（第2日）

平成22年6月18日（金曜日）

### 議事日程（第2号）

#### 1. 開 議

##### 1. 議事日程の報告

1. 議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第 3号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 請願・陳情

1. 委員会の閉会中の継続調査・審査について

#### 1. 閉 会



午前10時開議

出席議員（15名）

1番	杉浦謙一君	2番	久勉君
3番	大平義孝君	4番	安部元彦君
5番	伊藤雅一君	6番	門田善則君
7番	鈴木英雅君	8番	大泉治君
9番	菅原富士郎君	10番	長崎達雄君
11番	遠藤积雄君	12番	木村正義君
13番	笹木健一君	14番	加藤紀君
15番	大橋信夫君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋莊治君	副町長	安部周治君
総務企画課長	菅原孝治君	総務企画課 統括主幹	城口貴志生君
町民税務課長	齋藤正俊君	町民税務課 統括主幹	高橋勝一君
町民医療福祉センター 副センター長	佐々木敏雄君	町民医療福祉センター 総務管理課長	高橋宏明君
町民医療福祉センター 健康福祉課長	佐々木忠弘君	町民医療福祉センター 健康福祉課副参事	熊坂礼子君
産業振興課長	大友信一君	産業振興課 商工観光室長	村上芳行君
建設水道課長	菊地満君	建設水道課 統括主幹	澤田勝治君
会計課長	櫻井信君	教育委員会教育長	木村達夫君
教育文化課長	久道章夫君	教育文化課 統括主幹	川口美恵子君
教育文化課 統括主幹	三塚尚登君	代表監査委員	牛渡稔君
農業委員会会長	佐竹榮一君		

事務局職員出席者

事務局長	安部政志	総務班長	小関文恵
主査	荒木達也		

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（大橋信夫君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしく願いいたします。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（大橋信夫君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりです。

日程に入る前にお諮りいたします。

補正予算の説明につきましては、新規事業等について重点説明をお願いし、経常経費につきましては要点説明で進めさせていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、そのように進めさせていただきます。



◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程に入ります。

日程第1、議案第56号 平成22年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） おはようございます。

それでは、議案第56号の提案の理由を申し上げます。

きのうちょっと叫び過ぎたので、声がかれましたので、聞きづらい点はお許しをいただきたいと思います。

議案第56号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億8,498万4,000円を追加いたし、総額を62億8,480万8,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、歳入では、まず国・県支出金において道路整備事業の縮減による減額がありますが、小里小学校校舎耐震補強事業の補助金や、NPO法人が行うグループホーム整備などの補助金、参議院議員選挙委託金などで増額いたしております。

次に、繰入金において、介護保険事業勘定特別会計の前年度精算に係る繰入金や歳入が不足する分の補てんとして、財政調整基金繰入金の増額を見込むものでございます。

また、出納閉鎖による前年度の繰越金の増額を行うとともに、農業基盤整備事業債の減額や、小里小学校校舎耐震補強工事業の町債の増額等をお願いするものでございます。

次に、歳出でございますが、まず人事異動や共済組合負担金の増、昇給等により、職員人件費が増額となっております。

次に、議会費において、議員期末手当などの減額と、議場録音システム工事費等を増額し、総務費においては特別職の人件費削減のほか、地域振興公社負担金、財政調整基金積立金等で増額しております。

民生費におきましては、内示のあった低年齢児保育事業補助金及び障害児保育事業補助金を増額計上するとともに、NPO法人が行うグループホーム整備のための補助金や保育所臨時職員賃金、老人ホーム保護措置費委託料などの増額を見込んでおります。

衛生費においては、高額療養費貸付金や食育推進のための経費を増額しております。

次に、農林水産業費においては、県営ほ場整備事業負担金や土地改良調査事業負担金を増額し、土木費においては公共下水道事業会計繰出金等について増額。そのほか、国庫補助金対象経費の縮減により、補助対象経費の増減を行っております。

最後に、教育費におきまして、小里小学校耐震補強工事に係る経費や涌谷第二小学校の校舎等改修に係る経費、小・中学校の維持補修経費、幼保一元化設計委託料等で増額いたしております。

詳細につきましては、担当課長並びに統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 城口統括。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） それでは、補正予算書の5ページをお開きください。

第2表地方債補正です。

まず、学校教育施設等整備事業で1,850万円を追加いたします。小里小学校校舎耐震補強工事に充当する起債でございます。続きまして、上水道事業出資債90万円の追加でございます。水道事業で行う石綿セメント管更新事業に対する出資債です。

2番目、地方債の変更でございます。農業生産基盤整備事業で、1億5,240万円を1億4,800万円と440万円減額するものでございます。これは、当初県営の土地改良調査事業を県営というふうに見ておりましたが、これが土地改良区主体の事業に変更になったことに伴い、起債対象外事業になったために減額となるものです。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入です。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） それでは、8ページ、9ページ、歳入12の分担金及び負担金、老人ホーム入所負担金につきましては、1名の増員となったことによる増額でございます。終わります。

○産業振興課長（大友信一君） 次に、農林水産業費負担金でございますけれども、鹿飼沼地区ほ場整備事業負担金で167万5,000円の増額をお願いするものですが、これは今後の事業費の見込みによりまして、大崎市から受益面積割に応じてお願いするものでございます。終わります。

○教育文化課長（久道章夫君） 日本スポーツ振興センター負担金につきましては、保護者負担金の確定による減額でございます。

○建設水道課長（菊地 満君） 続きまして、道路改良費補助金、③の地域活力基盤創造交付金、それから④の社

会資本整備総合交付金でございますけれども、これはまず名称変更によるものでございます。これにつきましては、当初予算において事業費3,000万円で、1,650万円を交付金を計上いたしておりましたが、今年度事業費2,000万円の予算内示がありましたので、交付率60%で1,200万円の増額をお願いするものでございます。以上です。

○教育文化課長（久道章夫君） ③安全・安心な学校づくり交付金でございますけれども、昨年の耐震診断で小里小学校校舎の1階部分で補強が必要となりましたことから、今回工事費を歳出で計上させていただいておりますけれども、2分の1の補助率で交付金の歳入が見込まれるものでございます。以上です。

○町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 次に、②消費者行政活性化事業補助金62万9,000円の増額でございますが、補助決定通知額と既決予算額の差額分の62万5,000円を今回措置したものでございます。終わります。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 次の地域人材育成事業補助金133万9,000円の増ですが、当初予算でも計上しておりますけれども、今回で増額で内示があったものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） ⑫介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業補助金、それから⑬施設開設準備経費助成特別対策事業補助金につきましては、NPOひまわりの後楽庵施設建設分と開設準備等に係る補助金の増額でございます。終わります。

○教育文化課長（久道章夫君） ⑨低年齢児保育施設助成事業補助金36万4,000円ですけれども、認可外施設でのゼロ歳から3歳児までの7人分の保育に対する補助ということで、事業費の2分の1の内示があったものでございます。それから、⑩の障害児保育事業補助金58万8,000円につきましては、私立保育園におきます障害児保育に対する補助ということで2人分、同じく事業費の2分の1の内示があったものでございます。

○建設水道課長（菊地 満君） 次の住宅費補助金、⑤木造住宅耐震診断助成事業補助金66万円の増でございますけれども、これにつきましては勤労青少年ホームの耐震診断の県補助の内示によりお願いするものでございます。

○教育文化課長（久道章夫君） 11ページ、③学力向上パワーアップ支援事業補助金36万5,000円でございます。昨年度まで国語力向上ということでやってまいりましたけれども、今年度から算数、数学の学力向上を目指しておるところでございます。当初予算の教育委員会事務局経費で役務費等見ておりましたけれども、それらの費用について、この学力向上パワーアップ支援事業という県単の補助事業が認められまして、2分の1の歳入が見込まれるものでございます。以上です。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 次の国勢調査交付金22万4,000円の減ですが、内示により減額。次の経済センサス調査区管理交付金6,000円の増ですが、決定通知により増額です。次の参議院議員選挙192万5,000円の増ですが、歳出でお願いする予定ですけれども、投票用紙読み取り分類機購入のための財源として見込むものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） それから、①老人保健特別会計繰入金は増額でございます。それから、その下の介護保険事業勘定特別会計繰入金につきましては、21年度精算分を繰り入れするものでございます。終わります。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 次の基金繰入金、財政調整基金繰入金1億2,000万円の増ですが、歳入予算が不足する分について取り崩しをお願いするものでございます。

次の、19繰越金、前年度繰越金8,000万円の増額を見込むものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 次の12ページ、13ページ、一番上です。①高額療養費貸付金元利収入ということで、3世帯分を計上いたしております。以上です。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 次の雑入の、土地改良区総代選挙委託料62万8,000円の減。涌谷土地改良区、旧迫川右岸土地改良区総代選挙、無投票だったために減額するものでございます。

続きまして、21の町債、上水道事業出資債90万円の増。上水道会計の石綿管更新事業に対するものでございます。続きまして、農業生産基盤整備事業債440万円の減。事業が変更になったため、減額になったものでございます。続きまして、学校教育施設等整備事業債1,850万円の増。小里小学校の耐震補強工事に充当するものでございます。終わります。

○議会事務局長（安部政志君） 14ページ、15ページ、議会費でございます。

工事請負費で、議場録音システム改修工事であります。現在のシステムは、昭和51年、この西庁舎建設当時からのものでございまして、既に耐用年数が大幅に経過いたしております。部品についても代用部品で対応しているという状況でございますので、更新をお願いするものでございます。終わります。

○総務企画課長（菅原孝治君） 次の人件費の関係につきましては、46ページでご説明させていただきます。46、47ページでございます。

まず、特別職につきましては、町長、副町長の3月定例会においてご可決いただきました本給の10%、8%減額分について措置いたしております。また、議員報酬の関係につきましては、期末手当減額分について措置いたしております。その他特別職につきましては、国勢調査員20人の減と地域密着型サービス運営委員5人増ということでトータル15人の減となり、特別職全体として人数で15人減、金額にして366万8,000円の減額となるものでございます。

次の一般職でございますけれども、今回の補正は4月の人事異動に係る会計間の異動、そして昇格、新規採用者4名の不足分、共済費の増、教育長の減額分等を措置いたしております。全体として、人数で4人増、金額にして4,513万9,000円の増額となるものでございます。

以上で説明を終わりますが、各款の人件費に係る説明については、これをもって省略させていただきます。終わります。

○建設水道課長（菊地 満君） 続きまして、16ページ、17ページをお開き願いたいと思います。

一般管理費の13委託料、①の弁護士委託料でございますけれども、これにつきましては29万円をお願いするものでございますけれども、八雲住宅の契約解除後の不法占拠者の同居人であった前妻と子供6人及び妻の実父の計8人の強制執行に係る弁護士委託料をお願いするものでございます。

この件につきましては、平成21年の9月定例議会、議案第73号におきまして、八雲住宅明け渡し等請求に関する訴えの提起についてでありますけれども、第1回公判を12月21日に行いまして、被告は遠田署に留置のため欠席でありましたけれども、連帯保証人のみ出席。第2回公判が1月25日にありまして、被告、連帯保証人とも出席。それから、3回目の公判が2月22日、被告、連帯保証人とも出席し起訴事実を認めるということで、判決が3月15日に行われました。それで、被告は欠席いたしましたけれども連帯保証人は出席です。町の主張が全面的に認められたというような形でございます。それで、判決がありまして、控訴期間の2週間後の3月

30日に判決が確定したところでありますけれども、本人は実家に戻り、残った不法占拠者である同居人で前妻と家族に対しまして、再三明け渡しについて判決の内容を説明いたしましてきたわけですが、自称前妻の義理の兄という代理人と名乗る方が役場に來まして、今借家を探しているよと、あるいは福祉課と話し合いをしているということもありまして、それからまた5月には前妻が來庁しまして、福祉課あるいは県の福祉課と協議中ということでありました。

それで、なかなか退去しないため、町としまして、これまで人道上のこともありまして説得を続けてきたわけですが、明け渡しに応じないため顧問弁護士と相談したところ、やむを得ず今回強制執行を行うこととして執行費用に係る費用をお願いするものでございます。以上です。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君）　続きまして、管財一般経費の中の地域振興公社負担金689万円の増でございます。これは、6月10日にリニューアルオープンいたしました天平の湯の修繕工事及びリニューアルオープンに要した費用でございます。3月補正に計上をしまして繰り越しいたしておりました修繕の予算に不足が生じたことから、今回大変申しわけありませんけれども増額補正をお願いするものでございます。なお、温泉成分の機器等への付着物、これをスケールといいますけれども、このスケール除去装置の試し使用のための費用も、今回この負担金の中に含まれております。

続きまして、庁舎管理経費の消耗品費でございます。6万4,000円。町民室のAEDバッテリーとパッドの交換費用でございます。続きまして、使用料及び賃借料の電話交換器賃借料41万9,000円の増ですが、電話交換器の故障が多く部品もないということから、更新するための費用をお願いするものでございます。

続きまして、企画調整経費の中の緊急雇用臨時職員健診委託料、年度途中の臨時職員についても健診の必要があることから、3万8,000円増額をお願いするものでございます。

続きまして、財政管理経費の中の財務システムウイルス対策ソフト更新手数料1万円。当初の要求漏れでございます。よろしく願いいたします。

続きまして、財政調整基金費、財政調整基金積立金4,000万円の増ですが、繰越金8,000万円の2分の1を積み立てるものでございます。積み立て後の残高は5億1,278万2,000円となるものでございます。

次のページをお開きください。

諸費の中の、国際交流協会涌谷高校生海外派遣研修事業補助金112万円の増でございます。昨年度も計画いたしましたのが、新型インフルのために中止した企画でございますけれども、涌高生2名と国際交流協会2名について補助を行うものでございます。終わります。

○町民税務課統括主幹（高橋勝一君）　次に、消費者対策経費で63万1,000円の増額でございますが、さきの3月定例会におきまして、消費生活相談員1名の配置に要します経費についてお認めをいただいたところでございます。その県との相談協議の中で、市町村消費者行政活性化事業補助の対象となるものは、相談員1名のみとは限らないというご指導をいただきましたので、内部で検討いたし、その内容を上司の方に報告、了承を得て、消費生活相談員として経験の豊富な方も配置して、指導員を兼ねて週1回月曜日の相談業務に当たっていただく方を雇用いたしましたので、今回その必要経費といたしましてお願いいたすものでございます。この財源につきましては、歳入でお話しいたしました消費者行政活性化事業補助金を充てるものでございます。また、相談体制は、月曜日について2名体制となるものでございます。終わります。

○町民税務課長（齋藤正俊君） 賦課事務経費におきまして、役務費、使用料及び賃借料で54万5,000円をお願いいたします。4月の人事異動によりまして1名増員になったことにより、業務用パソコン1台の増設に係る費用をお願いいたしますのでございます。終わります。

○町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 次に、戸籍住民基本台帳事務経費で20万9,000円の増額をお願いするものでございますが、現在国の指導のもと、各自治体において順次公的個人認証サービス受付窓口用機器の更改を、平成23年5月末完了で準備が進められているところでございます。今回お願いしておりますのは、平成15年に設置いたしました受付窓口用機器を構成するうち、本年7月をもって基本ソフトウェアの維持保守が切れるパソコン及びパソコンに接続し電子証明書のICカード、通称住基カードへの書き込み等を行うICカードリーダーとプリンターの更新に必要な経費をお願いするものでございます。終わります。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 続きまして、参議院議員選挙費の選挙用備品購入費346万5,000円の増でございまして、これは、投票用紙読み取り分類機購入代でございまして、集計作業効率化のために増額をお願いするものでございます。

続きまして、涌谷町土地改良区総代選挙費、その次の旧迫川右岸土地改良区総代選挙費につきましては、無投票になったために執行残について減額するものでございます。

次のページをお開きください。

国勢調査につきましては、4月26日に県の内示がありまして、その内示に合わせてそれぞれ増減をしたものでございます。次の経済センサス調査区管理6,000円の増でございまして、県の決定通知により増額をお願いするものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 3の民生費、社会福祉費、2の社会福祉事務経費、1報酬の地域密着型サービス運営委員会委員報酬1回分をお願いするものでございます。

次のページにまいります。24ページ、25ページ。

28の繰出金、国民健康保険職員給与費等繰出金、それから健康管理センター運営費等繰出金、それから歯科保健センター運営費等繰出金については、それぞれ繰り出しをするものでございます。

それから、3の老人福祉費、在宅老人福祉経費、①の委託料の地域人材育成事業委託料134万円増につきましては、NPOひまわりに対しての追加分でございまして、次の、19負担金補助及び交付金、これは地域密着型介護施設等整備費補助金、歳入でもお話ししたましたが、NPOひまわり後楽庵の施設建設と施設準備による経費で、3,122万7,000円をお願いするものでございます。それから、4番老人保護措置経費につきましては、入所者1名分を予定してございまして、5の介護保険対策経費、28繰出金につきましても、介護保険会計への繰出金の増額をお願いするものでございます。

それから、障害者福祉費、在宅障害者福祉費、賃金につきましては、臨時賃金をお願いいたしております。終わります。

○教育文化課長（久道章夫君） 保育委託経費でございまして、負担金補助及び交付金ですけれども、これは歳入の県補助金で説明した内容ですけれども、補助金に増額の一般財源を加算して対象施設に交付しようとするものでございます。

次のページをお開きいただきます。

27ページの中ほどになります。保育所管理経費です。賃金で226万6,000円をお願いしております。一つは臨時調理員賃金、職員人事における欠員分について、臨時の調理員1名をお願いするものでございます。それから、特別支援補助員賃金ですけれども、特別支援が必要な子供さんが入所したことに伴いまして、それに対応するパートの補助員の賃金をお願いしているところでございます。それから、13の委託料につきまして、幼保一元化施設設計業務委託料157万5,000円ですけれども、二小、それから三小の統合に伴いまして、涌三小を幼保一元化施設にしようとする計画でございしますが、その実施設計業務委託料でございします。以上です。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 衛生費に移ります。

次のページをお開きください。28、29ページ。

衛生費、保健衛生総務費、保健衛生事務経費につきましては、貸付金につきましては高額療養費貸付金3件分をお願いするものでございます。それから、6の食育推進経費、これにつきましては食育推進大会等の経費をお願いするものでございます。終わります。

○町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 次に、上水道施設経費で90万円の増額でございしますが、これにつきましては先ほど歳入の方で総務企画統括の方からご説明申し上げました内容をもって、歳出の方で予算措置をお願いするものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） 世代館研修館運営経費でございします。世代館の浴室につきましては、平成18年の3月より、ポンプの老朽化によりまして作動不能となって閉鎖しておりましたけれども、昨年度の地域活性化・経済危機対策臨時交付金などで改修工事を行いまして、今年の5月の連休明けより再開をいたしてございします。需用費につきましては、今後の見込み額を計上いたしてございします。以上です。

○産業振興課長（大友信一君） 次に、農林水産業費でございしますけれども、農業費のうち農業委員会費におきまして、報償費で6万円の減額をお願いするものでございします。これにつきましては、昨年12月15日に施行になりました農地法の一部改正に伴いまして、これまで標準小作料がございましたけれども、これが廃止になったことに伴いまして、標準小作料策定協議会を開催しないことに伴いまして減額をお願いするものでございします。

次のページをお開き願いたいと思います。

農業振興費におきまして、負担金補助及び交付金で20万5,000円の増額をお願いするものでございします。この事業につきましては、担い手農家の経営改善のための診断と経営指導を行う事業でございまして、昨年まではこれは国の補助事業で展開されておりました事業でございました。ところが、ご承知のとおり、昨年事業仕分けがございまして、その仕分けの対象になりまして、これまでの国の補助事業が廃止になりました。ただ、宮城県といたしましては、この事業そのものにつきましては大変実績があり、しかも各市町村の要望も強いということで、県単独で今事業を立ち上げております。涌谷町といたしましても、昨年も4軒の農家の経営診断とか経営指導をした実績がございましたものですから、この事業を導入することに伴いまして、今回予算をお願いするものでございします。なお、県の補助金につきましては、県の方から直接担い手推進協議会の方に交付されるものになっておりまして、歳入の面では、その点では今回のこの一般予算の中には計上されておられません。

次に、農地費におきまして312万9,000円の増額をお願いするものでございします。内容でございしますけれども、



これは鹿飼育沼地区のほ場整備事業、これは平成23年採択に向けて今着実に事業を進めておりますけれども、これに伴います調査事業費の今後の見込みによる340万円の増額と、それから大崎地域水管理協議会、これは正式にことしの4月1日スタートした協議会でございます。ご承知のとおり、大崎の国営の土地改良事業が平成22年の3月に完成いたしましたして、その施設管理を今回のこの協議会で維持をするわけでございますけれども、この協議会に対する負担金1万9,000円の増額でございます。それから、農業用排水路整備事業費につきましては、これは予算の組み替えによるものですが、29万円の減額については今後の見込みによるものでございます。なお、この事業の内容でございますけれども、旧迫川右岸土地改良区が管理しております土地改良施設の改修計画策定のための事業でございます。

次に、農村地域定住促進対策事業費におきまして、委託料で7,000円の増額をお願いするものでございます。終わります。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次のページをお願いします。32、33ページです。

勤労青少年ホーム運営経費ですが、手数料におきまして、確定により減額をお願いするものです。終わります。

○建設水道課長（菊地 満君） 次の土木費、道路橋りょう費でございますけれども、次のページ、34、35をお開き願いたいと思います。

44万2,000円の増額でございますけれども、これにつきましては3目の道路新設改良費の交付金事業で計上しておりました事務費につきまして、今年度に要綱の変更によりまして事務費の一部について認められるということで、一般の方に組み替えを行うものでございます。

次の道路維持費でございますけれども、これにつきましては緊急雇用創出事業に係る分でございます。現在、臨時雇用で事務1、それから現場の方で4名、全部で5人をお採りさせていただいているわけでございますけれども、②の賃金、それから需用費、これらを減額いたしまして、14節の使用料及び賃借料を増額し、公用車のリースを行おうとするものでございます。

次に、3の道路新設改良費でございますけれども、これにつきましては先ほど申し上げましたように、旅費、それから需用費、14節の使用料及び賃借料につきましては減額をお願いするものでございます。それから、17節の公有財産購入費、それから22節の補償補てん及び賠償金でございますけれども、これにつきましては今後道路改良予定の北田線に係る分についてお願いするものでございます。

それから、次のページ、お願いします。

都市計画費、36、37ページです。これの、下水道建設費の①繰出金でございますけれども、事業量の増により繰り出しを行うものでございます。以上です。

○教育文化課長（久道章夫君） 教育費でございます。2の事務局経費の中の8報償費、9の旅費、11の需用費、12の役務費、これらにつきましては、歳入でご説明しました県の学力向上パワーアップ事業の補助対象となるものでございます。役務費の手数料の40万1,000円につきましては、補助要綱により消耗品費に組み替えさせていただくものでございます。19の負担金補助及び交付金、③の日本スポーツ振興センター負担金につきましては確定によるものでございます。それから、補助交付金、涌谷地域学習支援センター運営費補助金18万5,000円の減でございますが、この事業につきましては、もともと宮城県が県内の重立った市の高校を会場に、この地域学習支援センターというのを夏休みに行っておりました。近くでは、大崎市と、それから石巻市で高校を会

場にやっておりましたけれども、涌谷からはちょっと通いが大変だということで、昨年涌谷高校を会場にして町単独でこの事業をやったところでした。ことしも継続してやろうということで当初予算におきましたけれども、県の方から「この事業に関しまして、涌谷高校を会場に、今年度からは県の事業としますので」という連絡がございましたので、全額減額をしようとするものでございます。

次の、奨学資金貸付事業経費の貸付金9万6,000円の増額でございますけれども、5月15日に学識経験者等によります奨学資金の選考委員会を開催しましたけれども、応募のありました15人全員につきまして貸付基準を満たしているということで選考されましたので、予算の不足分につきまして増額をお願いしようとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

真ん中の、小学校費の学校管理経費でございます。需用費の修繕料につきましては、一小、それから二小のプールろ過装置の修理に係る経費でございます。12の役務費、手数料、小里小学校の関係につきましては耐震補強の確認申請に係る手数料でございます。それから、篁岳小学校の枯れ桜ですか、これは正門に向かって右側なのですが、ちょっと危険だということでの伐採をお願いしようとするものでございます。13の委託料、涌谷第二小学校改修設計委託料、統合に向けまして改修に係る設計の委託をお願いしようとするものでございます。その次の小里小学校校舎耐震補強監理委託料、これも補強に係る一連の費用でございます。15節の工事請負費でございますけれども、小里小学校校舎耐震補強工事、昨年の9月議会でもご説明しておりましたけれども、1階の長根方向の揺れに対する補強が必要だと。それから、玄関部分の補強が必要だということでの今回改修費用をお願いしてございます。それから、あわせて、小里小学校の雨漏りがちょっとひどいものですから、屋上の方の防水工事をお願いしたいというものでございます。それから、涌谷第二小学校校舎の改修工事につきましては、統合にあわせて各教室の床、はがれている部分が結構ありますので、その張りかえ。それから、トイレのブース工事、放送設備の工事、それから校舎周囲の駐車場の整備といった内容につきまして、改修工事をお願いしようとするものでございます。それから、備品購入費につきましては、涌谷第二小学校の教室のカーテン、それから保健室の湯沸かし器等を購入したいということでお願いしております。

それから、教育振興経費でございますけれども、使用料及び賃借料につきましては、確定により増額をお願いするものでございます。

次のページに行きます。

中学校の学校管理経費になりますが、53万4,000円の増額をお願いしております。需用費の修繕料につきましては、涌谷中学校の吹奏楽部の楽器の修理、それから涌谷中学校のプールのろ過装置の修理分をお願いしてございます。それから、役務費の手数料、階段手すり等の取り付け手数料でございますけれども、篁岳中学校におきまして、肢体不自由生徒の移動のために階段の部分に手すりを取りつけようとするものでございます。

その下にまいりまして、幼稚園費になります。幼稚園の管理経費、賃金、臨時教諭賃金でございますが、ひなた幼稚園におきまして、特別支援児に対する補助員の賃金をお願いしてございます。それから、消耗品費7万5,000円の増額ですけれども、今年度、10月6日にひなた幼稚園を会場としまして公開研究会が予定されておりますけれども、消耗品費で不足が見込まれますことから増額をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 42、43ページでございます。

社会教育事務経費におきましての旅費におきまして、ことし4月から3年間、宮城県から社会教育主事が派遣されてまいりました。その会議、研修等に要する旅費、さらに今回職員が社会教育主事講習に出席するため、合わせて9万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次の、公民館運営経費でございます。需用費の消耗品費におきまして、公用車3台分のタイヤ購入のため20万円の増額をお願いするものです。次の役務費につきましては、公用車1台分につきまして当初要求漏れがありましたので、今回4万6,000円の増額をお願いするものです。大変申しわけございませんでした。委託料につきましては、契約差金の減額をお願いするものです。

次のページをお願いします。

保健体育事務経費でございます。旅費におきまして、東北地区体育指導員研修会が、来る7月の8日、9日にかけて奥州市で開催されますことから、その出席分として増額をお願いするものです。次の消耗品費につきましては、今回体育指導員1名の委嘱がえがありましたので、ユニフォームの購入代として増額をお願いするものです。終わります。

○教育文化課統括主幹（川口美恵子君） 続きまして、給食センター運営経費です。18節の備品購入費で10万3,000円をお願いするものでございます。これは、残留塩素計の購入費ということで、学校給食衛生管理基準で調理に使用する水の安全確保ということで、毎日給食の調理前、調理後に必ず残留塩素を測定して記録をしなければならないことになっておりますが、塩素計の故障によりまして、今回新たに購入いたすものでございます。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 次の、体育施設管理経費でございます。修繕におきまして、涌谷スタジアムと、それからテニスコートの夜間照明等の修繕のため増額をお願いするものです。さらに、備品購入費におきまして、B&G体育館の放送設備品購入ということで増額をお願いするものです。終わります。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 最後に予備費です。歳入歳出の調整を行ったものでございます。

これで説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時57分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

これより質疑に入ります。

1番。

○1番（杉浦謙一君） 消費者対策費でございますけれども、先ほど説明ありましたけれども、これがどんなふう  
に拡充されたのかということをお聞きしたいと思います。

ほかに、保育所費、幼保一元化施設設計業務委託料157万5,000円ですけれども、業務委託料、設計委託でござ

いますけれども、その後の工事の予算、それは今度の9月になるのかということですね。今後の日程をお聞きしたいということです。

それから、第二小学校の改修でございますけれども、先ほど駐車場の整備ということもありました。その駐車場の整備というのはどこで、どういうふうになるのかということと、改修工事をするわけですから、今後いつまでに工事が完了するのかということです。

それから、小里小学校の耐震改修でございますけれども、これも今後工事がどのような状況になっていくのか、いつごろに完了するのかということの四つをお聞きしたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 高橋統括。

○町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 消費者行政経費関係でのご質問でございますが、今回の補正をお願いしておりますのは、1名臨時で月曜日のみの方を雇用いたしましたことによりまして、消費者生活相談員は2名になります。それで、今回お願いしている方につきましては、宮城県の地方振興事務所等で生活相談員を務めておりまして、経験としては22年間そういう業務に携わっているベテランでございます。

それで、今回涌谷町で、報酬の方で職種は1名相談員として採用いたしましたが、その方につきましては3月のご質問にもお答えしておりますが、女性の方ですが、そういう意欲的ではありますけれども経験とかそういうものがないので、今回1名の方をお願いして、その方が、新たに雇用した人の分の指導等も兼ねて充実を図っていくということでお願いしております。以上です。

○議長（大橋信夫君） 教育文化課長。

○教育文化課長（久道章夫君） 幼保一元化施設の日程といいますか、予定ということのようでございますが、今年度はその設計業務になろうかと思えます。工事につきましては、来年度に考えております。といいますのは、業者頼みということではなくて、ある程度その現場の幼稚園の先生、あるいは保育所の先生の意見を取り入れながら進めていきたいと考えておりましたので、時間的には余裕を持って設計をしたいと考えているところでございます。

それから、二小の改修に関しまして、駐車場はどの辺かということでございますけれども、校舎の周りに今植栽がございます。それから、小屋といいますか、農具とかを入れている小屋がありますけれども、そういった周りの部分を取り払いまして、その辺に駐車ができるようにということで、30台程度駐車が可能になるかなと思っております。

それから、小里小学校の耐震の改修の工事なのですけれども、できれば子供たちが授業のない夏休みというふうに思うのですけれども、それで終わるような工事ではございませんので、今年中という形になろうかと思えます。ただ、そうなりますと、子供たちの授業に差しさわりが出てきてはうまくないというようなことで、工法的には、校舎の外側に筋交いを入れるというような工法で考えております。以上でございます。

○議長（大橋信夫君） 5番。

○5番（伊藤雅一君） 平成21年度の決算の結果に基づく補正の金額ですか。この、どういった補正、科目、金額がどれぐらいあるのかということで、決算の結果に基づくというその金額を理解しておきたいと、こういうふうに思っております。

そういったことで、先ほどの説明によりまして言うと、繰越金で8,000万円、それから総務費の方で4,000万円

基金の積み立てを行っておると。この二つについては理解いたしました。それ以外の分につきまして、決算との関係する金額、もしございましたらお聞きしたいということでございます。

それから、もう一つは、39ページの小里小学校の雨漏りということですが、現場はどういうふうな状況にあるのか。これは、いつごろから雨漏りをしておったのか。それから、工事の方法ですね。工法といいますか、内容等をひとつお聞かせをいただきたいと思います。

以上、その二つです。

○議長（大橋信夫君）（「議長」の声あり）はい。（「議題外だと思います」の声あり）確かにね。（「だめだ、議題外は議題外さ」の声あり）

5番さんにお知らせします。最初の、繰越金を財調に積み立てるとするのは補正予算の中身ではないので、それは質問を下げさせていただきます。それから、その後の教育委員会に対しては質問を続けます。

○5番（伊藤雅一君） ちょっと議長さんに申し上げます。

この補正金額の中に、平成21年度の決算の結果に基づく補正額というものは、どの科目にどれだけの金額が含まれているか。それを私は理解しておきたいということです。この補正との関係……。決算の結果に基づいてこの補正が必要になってきているその金額、それを理解しておきたいということです。

○議長（大橋信夫君） 休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時07分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

城口統括。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 決算にかかわるものの今回の補正につきましては、まず歳入、全体でいいますと繰越金の関係がありまして、それに基づいて2分の1を積み立てる。これがまず一つ、一般会計の関係でございます。

それから、全部ではないのですけれども、繰入金、10ページ、11ページをお開きいただきたいのですけれども、他会計との繰り入れ、繰り出しの関係で、ここに老人保健と介護保険が出ております。これらにつきましては、精算に係るものがここに二つ出ております。正式には9月の決算のときに出てまいりますので、さらに補正があり得ます。今回6月時点ですべて出しておりますのは、予算編成の都合上もございまして全部細かい数字のところまで精算はしておりませんので、その辺はご了解いただきたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 久道教育文化課長。

○教育文化課長（久道章夫君） 小里小学校の防水工事に係ります学校の現状、それから雨漏りがいつごろからなのか、あるいはどういった工法なのかというお尋ねでございます。

現場を見ましたところ、音楽室が一番雨漏りがひどいかなというふうに見ておりましたが、そこだけに限らず数カ所での雨漏りが見られたということでございます。それで、こうした雨漏りにつきましては、去年、おと

としの話ではなくて、もう少し前から、たしか雨漏りがありますよという報告は学校の方からいただいておったところでございます。それから、今回の工事なのですけれども、屋根の屋上に防水シート、粘着性のあるシートでございますけれども、それを張りつけるという、そういった内容の工事になります。以上です。

○議長（大橋信夫君） 8番。

○8番（大泉 治君） それでは、保育所費の中の、幼保一元化施設の設計業務委託料についてお伺いいたします。

実は、所管の課でございます。そういった中で、学校統合・新設に向けて全力を尽くしてまいったわけでございます。そういう中で、涌谷町全体の中では、どうしても子育て支援、それから幼稚園、保育園といった部分につきまして一体的に考えてきたつもりであったわけですが、今回この設計委託料、そしてまた学校の統合・新設に向けて跡地利用という部分に関して考えたときには、何ら不自然でなく、非常に適切な場所であり、場所というよりも施設であり、経費が非常に新設するよりは安く済むという思いで何ら不思議も考えずに来たわけでございますが、何かすっきりしないのであります。といいますのは、先ほど申し上げましたように、子供たちの教育、それから子育て支援ということを考えたときに、以前から総合計画の中では「ゆうらいふ」を現在地に持っていったいきさつというのは、その中身について説明を受けたときには、「ああいう施設であるからこそ、子供たちのにぎやかな声を聞きながら、そういうところでついの住みかにかんできたなら、これは非常にすばらしい町づくりの一環になるであろう」という説明をお伺いし、そういった意味からしますと本当にあそこの場所がいいのだろうか。町の計画全体の中で考えたときに、その施設、それからこういった制度の、幼保一元という制度の中で行われることがいいのであろうか。そういったことを考えたときに、それからまた父兄、それから地域住民の、あのひなた幼稚園、それから涌谷保育所に預けておられる父兄の方々の、住んでおられる方々の地域を考えたときに、後年度負担が逆に言ったら非常に多くなり、また利便性に欠ける地域を選定してしまったのではないかとという自問自答にも似たような思いがしてなりません。

それで、私は、このことについては、できればもう一度原点に戻って、子育て支援の施設の位置、それからどういった形が望ましいのかということを含めて一度考え直して、さまざまな分野から総合的に判断して、どうであるかということを検討してはいかがかと思うわけでございます。その点について、まずお伺いしておきたいなと思います。

○議長（大橋信夫君） 8番さんにご忠告いたしますけれども、この政策決定過程についてはこの議案書に出されておきませんので、あくまで設計業務委託料のことについての判断だけお願いしたいと思います。政策決定に関することは、恐らく一般質問の方が妥当ではなかろうかと、このように思いますので、教育委員会は、この設計業務委託料について答えてください。

○教育文化課長（久道章夫君） 今のご質問の内容ですと、設計業務委託の関係でお答えする部分はないかと思いますが。

○議長（大橋信夫君） 8番。

○8番（大泉 治君） 設計委託というのは、そういう信念、それから町の考え方に伴って設計委託が発生するのであって、その部分を除いて設計委託の議案が上がってくるというのはおかしいことで、議題外ではないと私は判断しておりますが、議長、その辺どうなのですか。

○議長（大橋信夫君） 議題外ではないのですけれども、あくまでこの設計委託料についてです。その用地の選定に

ついては恐らく違うと思います。

○8番（大泉 治君） 選定が間違っているということではなくて、設計委託料……。

○議長（大橋信夫君） 休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時20分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

6番。

○6番（門田善則君） まずもって、議会の方で放送施設が耐用年数が過ぎまして、今後心配されるということで新たに買いかえると。以前、昨年の議会でも私が常々言っていましたが、まずもって町民に議会というものを、また町政に参画、興味を持っていただくためにも、映像システムを発信しながらやってはいかがかなど。答弁の中では、今後買いかえる際には、その分に関して考えていきたいという答弁をいただいていた記憶がございます。しかしながら、今回のこの予算書を見ますと、その部分が入っていないということなので、その件についてお聞きしておきたいと思います。

次に、小作料策定協議会の謝礼を減額しましたということでした。説明の中では、今後はそれを廃止してということなのですが、そうすると今後涌谷の農家の方々は、何を基準にして対相手と小作のその売価といえますか、対価というものを決めていけばいいのか。その辺についてもお聞きしたいと思います。

次に、幼稚園管理経費、臨時教諭の賃金。これも、昨年、一昨年と毎年のように私質疑しておりますが、臨時職員を毎回のように使わなければならないのであれば、職員の定数が足りないのではないかというお話を申し上げた経緯が昨年もその前もあると思います。その辺について、どういう今後の考え方なのかお聞きしたいと思います。

次に、給食センターの残留塩素計購入の件なのですが、先ほど議会の局長は、機械の耐用年数も相当過ぎていると。そのために今後心配されることで買いかえをするのだと。では、この残留の塩素の部分は、いつ購入して、そして何年の耐用年数があって今回買いかえなのかということ。あとは、使い方が悪くて早く壊れてしまったのか。そういう部分について教えていただきたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 議会事務局長。

○議会事務局長（安部政志君） 議会の録音システムに関して、以前に映像システムの設置という質問をされたということでございますが、議会の活性化の一環として、その映像配信システム、それから窓口等への生中継の設置ということについて、前任者より引き継ぎを受けておるところでございます。

それで、今回そういった観点ですべて設置できることが理想かと思いましたが、今回、先ほど申し上げました、この議場内の放送設備、録音システムについて、いつ故障が発生するかわからない状況にあるということから、今回についてはその優先順位の高い議場内の設備の更新をさせていただきまして、先ほど申し上げませんでしたけれども、会期が長い9月定例会前までに改修工事を終わらせたいと考えております。

したがいまして、今後その映像システム、あるいは各窓口への設置については、さらに検討を加えてまいりたいというふうに思っております。終わります。

○議長（大橋信夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大友信一君） それでは、6番門田議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

先ほども、補正の説明の際にもお話ししておきましたけれども、今回の農地法の一部改正、12月15日に施行になったのですけれども、この中で何点か大きな改正事項があって、その中の一つにこの小作料の標準料金の廃止がございました。ご案内のとおり、この小作料につきましては、これまで3年に1回見直しがございまして、そのたびごとに小作料の策定協議会を招集させていただきまして、一般の農家の方々とか学識経験者の方々のご意見をいただきまして、涌谷町は何段階かに分けて、その賃借料の一つの標準ということでお示しておったのですけれども、今後は農業委員会が調査をしながら、一つの目安的な料金を設定しようというような方向になったわけでございます。

それで、この小作料の問題だけではなくて、今まで以上に農業委員会の位置づけが非常に強くなりました。そういったことから、当然この標準小作料に匹敵するような一つの賃借料の標準となるものは、今後とも涌谷町だけではなくて、隣接の農業委員会の方々のお互いの情報交換をしながら設定されるような仕組みになっていくものと、担当では見込んでおります。

○議長（大橋信夫君） 教育文化課長。

○教育文化課長（久道章夫君） 幼稚園の臨時職員の関係でございすけれども、毎回出させていただくような形に今なっておりますけれども、この臨時につきましては、特別支援が必要な子供さんが入って、正規の職員が対応し切れないというような状況において初めて臨時職員をお願いしている形になっております。そのお子さんが卒園すれば、その時点で、その臨時の方はどうもご苦労さまでしたということになります。児童数が、だんだん少なくなっていく状況でもございますので、安易に正職員とかという形では対応は今のところ考えていないところですが、それにしても近ごろその特別支援が必要な子供さんが多いなというところは感じている状況でございす。以上です。

○議長（大橋信夫君） 給食センター、川口統括。

○教育文化課統括主幹（川口美恵子君） では、門田議員さんにお答え申し上げます。

塩素計ですが、現在の給食センターが平成13年に建設されてございます。そのときに購入して備えたものです。それで、毎日使用しているということで、特に使い方に不備があつて壊れたというのではなく、機械によっては5年から8年という耐用年数で、今回の塩素計も部品ももうないということで、業者の方、全部取り寄せということも考えたのですが、取り寄せする部品も現在ではないということで新たに購入することをお願いしたわけでございます。

○議長（大橋信夫君） 6番。

○6番（門田善則君） 給食センターの方はわかりました。それから、議会の方もわかりました。

幼稚園の方なのですが、今特別支援ということでお話ありましたけれども、涌谷町の場合は、預かり保育から、または児童館から、いろいろな観点の中で幼稚園の教諭さんが仕事をしていると。私も、児童館等に行ってみたこともあるのですが、どうしても涌谷第一小学校に行ったり、いろいろしなければならぬと。すると、そ



の職員にとってはもう行ったり来たりで、大変な思いをしているように見受けられました。

そうしたことを加味すると、やっぱり職員がちょっと足りないのではないかと。預かり保育とか延長保育とか、いろいろなことがここ数年でかなりふえました。だから、そういった対応に対してもう少し見直してはどうかかなということがあったものですから、もうこの機会にお話しさせていただいたというのが現状であります。今後考えるということであれば、いろいろと検討していただければ幸いかなと思います。

また、次に小作料につきましては、今課長さんの説明で十分に理解できたわけですが、今後農業委員会の置かれる立場、そして法的な立場の中で、農業委員会が涌谷町のその部分の農家の担い手となる部分で、大きな貢献をする立場になってくるのかなと私も考えます。

そういったことでお聞きしたいのですが、農業委員会の会長にお聞きしたいのですが、今後そういった位置に、今課長が説明した場合には、もう農業委員会の立場が重要視されるというふうな課長の説明でもありましたので、今後農業委員会の会長として、この小作人と、そのやる方と受ける方のその相反する部分の中で、お互いに理解をしていただけるような小作料の設定をしていかなければならないと思いますけれども、今後の考え方をお聞きして終わりたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（佐竹榮一君） 今、門田議員さんの方から大事なご発言がございましたが、農業委員会といたしまして、これから涌谷町の農業後継者を育てていく上で、今の小作料が10アール当たり1万8,000円と2段階に分かれているわけですが、1万3,000円ということに相なっているわけですが。この辺につきまして、やはり大きく、今中核農家あるいは集落営農といった方向に向かっている中で、やはりたてる方、つくる方、いかに平等な中立な立場で委員会がこれから進めていかなければならないかということに、いろいろな市町村、美里あるいは桃生、あるいは近隣の市町村の話聞きながら、今農業委員会といたしまして、やはり若い農業者を育てていく一つの発信地域に涌谷町をしていきたいという希望を持ちながら今頑張っていこうと思っておりますので、議員の皆様方のいい知恵をかしていただきましてこれから頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともご指導をよろしくお願い申し上げます。答弁になるかわかりませんが、そういう意気込みでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大橋信夫君） 教育文化課長。

○教育文化課長（久道章夫君） 大変ご心配いただきまして、ありがとうございます。

確かに、私たち事務職に比べますと、現場の先生方、なかなか大変なところがあると思います。その辺のところを精査しまして、対応を考えていきたいと思っております。本当にありがとうございます。

○議長（大橋信夫君） 11番。

○11番（遠藤釈雄君） 2点ほどお聞きします。

まず農林水産業費の中で、先ほど、元気のでるみやぎの担い手育成・確保推進交付金事業の説明がございましたが、前に4件ほどの経営指導を行ったというお話がございました。どんな経営をされている方が、どんな分析をしていただいて、どんな経営診断をいただいたかということをお聞きしたいと思います。

それから、民生費の中での幼保一元化施設業務費の設計委託ですが、私も長く総務の方を担当して、なかなか教育の方、疎くなってきたせいか、イメージとしてどんな幼保一元制となるのかなというイメージがつかみ切

れないでおります。といいますのも、保育所がゼロ歳児から就学前の保育にかける児童を保育所で預かったり、3歳から就学前の児童の一般児童を預かる幼稚園であったりしたが、幼稚園の方はご案内のように預かり保育B型、あるいは保育所の方も障害者の児童の方とか、あるいは何かの理由で休職中であった親御さんの子供さんも預かるような形で、大体その境が現場ではあいまいになってきているという状況の中から、幼保一元というような形、あるいは一体というような形の中で進んできているものと思います。

これが、私としては町の教育の原点、あるいは拠点というような形になればいいなと思っておりますので、この設計委託をするに当たって、どんな形に、どんなイメージを持って委託されるのか、その辺をお聞きしたいと思っております。以上2点です。

○議長（大橋信夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大友信一君） それでは、11番遠藤議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

予算書の説明でもお話しさせていただきましたけれども、昨年4件の農家の方の経営診断をいたしました。この4件とも、すべて畜産農家の方でございます。畜産でも、そのうちの3件は酪農関係です。搾乳をやられている方でございます。

それで、どうしても畜産農家の方だけではございませんけれども、いろいろな形で融資を活用して経営を営んでおりますけれども、この融資のあり方とか、あるいは新しい融資の活用方法とか、そういったものを専門の税理士の方に入っていただきまして、現状分析をしながら将来に向かっての償還のあり方、そういったような特に営農、畜産指導ではなくて、その経営改善のための分析と今後の指導でございます。

そのほかに、ちょっと説明はしないうえに済んだのですけれども、集落営農組織、涌谷には14ほどの集落営農組織がございますけれども、その集落営農組織の代表者の方々に集まっていたいて、集落ぐるみに関する研修会なんかこの事業の一環として実施しております。以上でございます。

○議長（大橋信夫君） 教育文化課長。

○教育文化課長（久道章夫君） 幼保一元化施設について、どんなイメージを持って委託するのかということでございます。

まず、その前に、幼保一体化施設と一元化施設というのがあります。一体化施設というのは、一つの建物の中に幼稚園教育をするグループと、それから保育をするグループに分かれてカリキュラムが別になっているという、ご存じだと思いますが、今回は幼保一元化施設ということでカリキュラムは一緒でございます。ただ、その中に短時間保育を希望する人、それから長時間保育を希望する人が出てくるわけです。短時間保育、長時間保育を希望する人が、例えば3歳児であれば、同じクラスで午前中は一緒に過ごす形になります。午後からは、短時間保育の子供さんは帰られる、長時間保育の子供さんは残って夕方までいるという形になります。それで、クラスごと半分くらいずつ帰ったとすれば少ない人数になりますので、午後からはまた同じ年齢の子供たちが一緒になるというか、合同のクラスを一つつくってやるということも考えられると思います。そうした運営のイメージでございます。

そういったことから、現在の例えば涌谷第三小学校の教室をどのように改修したら使いやすくなるかというようなことを、実は昨日、幼稚園の先生、あるいは保育所の先生方が見に行っております。見に行くと、ある程度の希望をいただいております。そうしたことも重ねていって業者選定し、委託する際には、こちらの希望と

してはこういった内容で改修をお願いしたいのだという形に持っていきたいと考えております。

大ざっぱな説明でございますけれども、以上です。

○議長（大橋信夫君） 11番。

○11番（遠藤釈雄君） まず、幼保一元化の方ですが、先ほど1番議員の質問の中で、来年工事の方になるだろうという中で、現場の先生方のお話を聞いてからということで、そのことで、いわゆる2問目の質問ではちょっと安心しておるのですが、実は幼稚園あるいは保育所、これ一つになること、今の説明の中でカリキュラムを一つにして、それを短時間保育、それから夕方までというような形の中で、私としては「ああ、なるほど」と非常にイメージがつかめたわけですが、私はつかめても現場の先生方がそれに対応するのに結構混乱しているというか、不安を持っているということが聞いてみますとございました。

そういった中で、あくまでも現場の先生方の声を主体にするということですが、これも施設的なものとしてはいろいろ対応ができるだろうと思えますけれども、いわゆる制度的にというか、人事管理というか、そういった面でまだまだ詰めていかなければならないものがあるのかなと、そう思っておりますが、例えば前に小中一貫教育というのがありましたけれども、あれもやはり現場の先生方がどんな対応をなされるかで、その効果の是非が問われるということでございました。今回も、やはりそういった意味では当面何らかの混乱が生じるだろうと思えますので、その辺のとらえ方、あるいは対応の仕方をお聞きしたいと思います。

それから、元気のでるみやぎの担い手育成でございますけれども、畜産農家、主に酪農農家を対象にしているということですが、これを例えば水田、集落営農組織の代表者の研修には対応しているということでございましたが、町としては、この事業をそのように価値を認めている以上、今後町の農業振興上にどんな期待を持ってこの事業に取り組んでいるのかなと。例えば、既設の農業関係のそれについての規模拡大、一番に難しい経理・経営の部分での指導でございますから、そういったような面を通して既存の作物体系の拡大、あるいは新しい形の分野での開拓とか、そういったようなものは町としてもきっとそうイメージしているのではないのかなと。あげくに、最後には町全体の農業というものを、これを通してどのように見直しているのかなと、そういった分野まで考えているものと私は思っていますので、その辺を聞かせていただきたいと思えます。

○議長（大橋信夫君） 教育文化課長。

○教育文化課長（久道章夫君） 人事管理と制度的なことで、いろいろ食い違いがあるだろうからどうするのだというようなことだと思います。

涌谷町がやろうとしている幼保一元化施設、先進的なものではなく、三本木のひまわり園等でももう既に実際動いているところが幾らもありますので、そういったところは、これからどういったところで整合性を図っていかなければならないかというようなところは研修もしていきたいと考えております。これまでも何度かお邪魔して、いろいろお話は伺っているところでございます。以上です。

○議長（大橋信夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大友信一君） それでは、お答えを申し上げたいと思えます。

担当課といたしましては、やはりこれからの農業振興は、農業経営者の方々に経営能力をさらに強く持っていただきたいと思います。農業も一つの企業なものですから、そういった意味では1年に3件や4件にとどまるその件数でございますけれども、毎年1件でも多くこの経営分析をしていただきながら、これま

での自分の営んできた農業経営が本当に企業として今後経営が進めていけるかどうか、そういう経営分析の知識を身につけてほしいなと思っておるのが一点。

それから、もう一つは、集落営農組織でございます。先ほどもお話ししたように14集落ございますけれども、特に平成22年度からスタートをいたしました米戸別所得補償制度につきましては、これまでの農業振興と違いまして、兼業農家を含めた農家個人個人に対する支援策の色合いが非常に強くなった制度になっております。そういった意味では、ともすればこれまで進めてきました集落組織に対する見方が若干薄れるような、そういう心配もございます。やはり、長い目で見た場合、確実にこれは担い手農家が少なくなっている状況においては、やはり集落ぐるみでの農業振興策は私は避けて通れないと思っておるものですから、この事業を通じまして集落組織のさらなる拡充強化ですか、そういったものを展開していかなければいけないと思っておる。今後ともこの事業を積極的に活用をしていきたいと思っております。終わります。

○議長（大橋信夫君） 7番。

○7番（鈴木英雅君） 財産管理費の中の、その他負担金、地域振興公社負担金。6月10日に一応リニューアルオープンいたしましたして、そのオープンしてから管理状況とか、それとお客さんの反応とか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、前者ですけれども、小作料策定協議会の質問がございました。それにちょっと関連しているわけですが、農業委員会の会長さんの方から、その中の答弁の中で、若い農業者を育てるという話がございましたけれども、その辺のもう少し具体的な考え方と申しますか、その辺をちょっとお聞かせいただければと思います。2点、お願いします。

○議長（大橋信夫君） 副町長。

○副町長（安部周治君） それでは、私の方からご答弁申し上げたいと思います。

議員の皆さん方には、大変心配やご支援等々いただきまして、おかげさまで6月10日、リニューアルオープンいたしました。

その前段に、6月7日、議員さん方に完成いたしました施設の中身、あるいは外回り等々を見ていただいたわけでありまして、そしてまたオープン当日、来賓といたしまして、ああいう大勢のお客さん方が来ていただいた状況を見ていただいて、本当に安心していただいたのかなというような思いであります。私の方からも、議員の皆様方に厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、その管理等々についてでございますけれども、技術者等々から、いわゆる施設の今後の管理をどのようにやったらいいのかということについて、しっかりと管理マニュアルをいただいております。その管理マニュアルに従いまして、今後職員、あるいは場所によりましては当然技術者等々も入れまして、チェックをしていかなければならないという思いでありますので、そういう中で対応をとっていきたいというような考えでありますので、ご了承のほどをお願い申し上げたいと思います。

さて、入浴者のその後の状況でございますけれども、オープンの日には1,156人の入浴者がありました。6月11日には682人、6月12日には765人、6月13日には742人、6月14日には469人、6月15日は356人、6月17日は580人、平均いたしまして679人あたりなのかなというような思いであります。この数字につきまして、去年同期、おととの同期と比較しますと、おおむね1.9倍になっております。この時期は、例年入浴者が少ない時期

でございますので、おおむねこの程度に推移しているのかなど。それでも、例年と比べまして2倍ほどの近くになっておりますので、この数値を維持させるべくいろいろな手法があります。特に、小劇場の活用対策等々については、あかすことなくいろいろな催し物とか行事等々に使ってもらえるような姿で対応していきたいなという思いでありますので、これからも議員の皆様方に、いろいろな策、あるいは手法等々についてご指導等々いただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（大橋信夫君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（佐竹榮一君） きょうは、私のところにかなり来ますので、大変難しいご質問でございますが、今認定農業者が146名涌谷町にいるわけでございます。今、集落営農が14あるわけですが、もうかる農業をやっていくのには、いかに大量にしたから、30町歩も40町歩もしたから稲作農家がもうかるのではなくて、やはりもうかる農業ということは、5町歩なら5町歩の稲作農家をし、それに園芸を加える。そういった産業を中心とした専業農家、そういったものを、大体もうかる農業をどういうふうにしてつくればいいのかということ、データベースにすっかりそれを載せまして、そして農業委員会だよりも載せまして普及をしていくと。兼業農家の方々が、集落営農というものに農地を任せ、そして勤めに出ていくのが今の涌谷町の現状でございます。それでは、やはり後継者が育っていかないのではないかと。任せて他産業に行けば金がとれるというものではなくて、喜んで農業に励める、そういったもうかる農業にもう少し皆さんの知恵をかりながらこれから土台をつくっていきなと、そういうふうに農業委員会として思っておりますので、皆さんも農家の方が多いものですから、皆様方の知恵をおかりしまして、やはりもうかる農業に力を入れて農業委員会も頑張っていきたいと思っておりますので、皆様方の温かいご理解とご指導をいただければ力強いなと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（大橋信夫君） 7番。

○7番（鈴木英雅君） 天平の湯なのですけれども、6月7日に先駆けて一応見学させていただきましたけれども、そのとき思ったことが、確かに屋根とか周りをかなり、これからは大丈夫だなというような感じで、すごく安心した経緯もございます。ただ、中に入りまして、今までと何一つ変わっていないというのが洗い場とか、それと出入り口の敷居とか、そういうところ、何というのですか、木のとげとげしいようなところが何か所かあったのを確認しております。できれば、半年以上も休館して、それでリニューアルしているということもございましたので、その辺まできれいになっているのかなというような思いで行ったらそういうような状況だったので、その辺をちょっと心配していました。

それで、リニューアルして温泉に行ったお客さんの方からも、そのような話がございましたので、その辺の要するに対応ですね。お客さんの反応がどうだったのか、その辺ちょっとお聞きしたかったなというようなことです。

それと、小作料の関係なのですけれども、本当に農業振興というのは、私の持論なのですけれども、収穫時、とにかく喜んで収穫できる。それで、近くを見れば若い農業者がいて、一緒に農業をやる姿そのものが本来の農業振興策のたどり着くところかなというような感じに思っております。そのような中で、「世波がそのような世波だからしょうがないべ」というような感じで、いろいろいやいやながらも農業をやってきたという経緯が、涌谷町ならずほかの自治体、ほかのところも全部同じような考えでやっていると思うのですけれども、こ

れを具体的に小作料が3年に1回の改正で、それでだんだんと小作料も下がってきた。その小作料が下がってくるのと並行して、だんだん農業者の農業に対する思いも下がってきているなど、そのような思いもしてきました。

それで、この小作料が農地法の改正でなくなって、先ほど課長の説明によりますと、とにかく農業委員会の責任度合いがすごく大きくなるという説明もございましたけれども、そういう意味で本当に、昨日の一般質問の中でもあったと思うのですけれども、少子高齢化、要するに農業者ならず、とにかく若い人たちが1人である方が結構多い。そのような中で、昔農業委員会で婚活というのですか、見合いの事業なんかをしていた記憶もございますけれども、公民館もそのような感じでやったのですけれども、そういうような感じで、とにかく近隣の自治体と一緒に手を組んで、そういう婚活活動の事業を復活するような、何かそういうような手だても必要のかなと、そういう思いもございます。その辺、農業委員会の会長にだけ質問をするだけではなく、担当課の大友課長さん、その辺の思いをちょっと聞かせていただければありがたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 地域振興公社理事長。

○副町長（安部周治君） それでは、お答えします。

私も、10日以降きのうまで4回ほど、それぞれの温泉に入浴しております。そういった中で、私なりに感じましたけれども、それほど指摘するような状況ではなかったなというような思いであります。特に、洗い場を示されたわけでありまして、洗い場についても、床あるいはシャワー、それから流すすのこ等々は全部交換しております。

そういった中で、具体的にどこがどのように細かいところが指摘されればいいのですけれども、それから敷居という姿の中では、おおむね入り口の敷居なのかなというふうに思っていますけれども、前は自動扉でありましたけれども、今回は手動であけるようにドアを交換いたしました。その方がしっかりと閉まっているのかなというような思いでありますので、「ああ、こういう姿もいいのだな」と私自身思っております。

今まで、その4回ほど入っておりますけれども、その中でお客さん等と接しておりますが、やはり具体的などこ悪い、かく悪いという話は、いまだに私の耳には入ってまいりません。そして、あわせてまして職員の方からも、こういう苦情がありましたというような姿で報告は受けてはいないようでございます。ですので、個別にそういうふうに気づいたということでありましたならば、今後、担当職員あるいは私等々に話していただきますようお願い申し上げたいと思います。

おかげさまで、第一源泉、不思議なことでありまして、前まではそんなにつるつるといいますか、そういう姿ではなかったのですが、リニューアルしたおかげだと思っておりますけれども、ウナギの肌に触っているような感じでとても気持ちのいい姿でありますし、第二源泉の方も幾らか塩味がきくというような姿で、お客さんたちはそれぞれ気持ちよく利用している状況でございます。

ぜひ議員さんたちも、毎日とは言いませんけれども、3日に1回ぐらいは入ってきていただいて、活力のある施設にさせていただくように、私の方からもお願い申し上げたいと思います。以上です。

○議長（大橋信夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大友信一君） それでは、7番鈴木議員さんのご質問にお答えをしたいと思いますけれども、非常に重要というか、難しいご質問だと思います。ただ、言えることは、まず担い手農家がなかなかふえない原

因は、これははっきりしております。これは、もうかる農業が形成されれば、当然これは担い手もそれに準じて確保されるものと思っております。

たしか昨年の長野県の川上村だったでしょうか、議員の皆様方と一緒に視察させていただきましたけれども、本当に山中のへんぴな村なのですけれども、1,000万円以上のレタス農家の方々が、もう村に戻って一生懸命頑張っている、そういう姿を拝見したわけなのですけれども、やはり先ほど農業委員会の会長さんのご答弁の中にもございましたけれども、もうかる農業の精神、どのようにしていったらいいのかが大きなテーマだと思います。そういった意味では、私は涌谷の農業振興は他町村には引けをとらないと思っております。といいますのは、これまで施設園芸を本当に重要視し推進してきた、そういう歴史がございまして、特に小ネギにつきましては東日本ではトップクラスの販売額を持っている実績を持った生産物でございます。

そういう背景がございまして、他の町よりも新規就農者の状況は、私は涌谷町においてはある程度実績があるのかなと思っております。特に、昨年お一人町内にハウスを設置いたしまして、農業で頑張るといような方が認定農業者の審査会に出ておりまして、当然これは認定いたしましたけれども、やはりもうかる農業をいかに進めるかということが今後の大きな課題だと思います。当然、そのような状況があれば、いろいろな面での交流活動もおのずとついてくると思います。

ただ、ご指摘のいろいろな交流会活動につきましては、これは自治体だけではなくて、やはりJAグループのお力も当然これは必要なのかなと思っております。今後、みどりの農協とも、いろいろ農協自体としてもこれは非常に重要な課題の一つでございますので、農業振興策の一つにそういったような交流会活動の展開なんかも話題となるように、いろいろお話し合いをしていきたいと思っております。

もう一つ、この場をおかりいたしましてご紹介を申し上げたいと思っておりますけれども、やはり消費者グループとの交流も非常に重要でございます。そういった意味では、昨年の8月に、みどりの農協管内の1市2町、大崎市、涌谷、美里、それからみどりの農協が、「ゆめコープ神奈川」と協定を結んで交流会活動に入っております。やはり、そういう中でいろいろな方々との交流会活動も展開されつつありますので、これも町としては今後の活動の大きな期待として、今後取り組んでいきたいと思っております。

○議長（大橋信夫君） 昼食のため、1時まで休憩します。

休憩 午後0時05分

再開 午後0時58分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

7番。

○7番（鈴木英雅君） 天平の湯ですけれども、先ほど休憩に入ってから、副町長の方に一応話をさせていただきましたので、それはまず了解いたしました。よろしく願いいたします。

小作関係の件ですけれども、とにかく何度も言います若い世代の農家人が就農できる環境づくりが、とにかく今、先ほども言いました、どこの自治体でも、どこの地区でも心待ちにしている。それが現実化すれば、本当

に農業振興の大変すばらしい姿になるのかなというような思いもございますので、その辺農業委員会はもちろんだと思いますけれども、関係機関、要するに先ほども言いましたJA関係でも、今月26日に総代会があるみたいですが、農協そのものの本質を少し軌道修正するような農協の姿になってくると思われます。組合員にとにかく頼られるJAづくりということを目標に掲げ、農協運営をやるような方向性に来ていますので、できればそういうJAそのものをうまく、言い方は悪いのですが、利用した農業振興策を考えていただいて、それで戸別補償云々関係なく、昔の姿、要するに兼業農家が、昔、地方の産業というか、何というのですか、地方をある程度潤した経緯もございますので、その辺昔に全部戻れというわけではないのですが、やっぱり兼業農家があって、そして大規模農家があって、そして農協が農家の要するに営農指導的な本当に存在であるべき、それをバックアップする行政があってというような、そういうのが本来の農業の姿だと思いますので、その辺を構築できるような誘導策と申しますか、そういう誘導策をとにかく担当課というか、町全体で考えていかなければならない、そういうせっぱ詰まったような農業環境になってきていると思いますので、その辺力強い言葉でもう一度答弁いただければいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

(「休憩してください」の声あり)

○議長(大橋信夫君) 休憩します。

休憩 午後1時02分

再開 午前1時04分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長(大橋信夫君) 再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長(大友信一君) それでは、7番の鈴木議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

確かに、昔の農業農村の姿と今の農業農村の姿は全く異なっております。そういった中で、やはり農業を営む方々がお互いにスクラムを組んで、自分たちの農村社会、農村集落を形成していきましょうというような、そういう機運づくりといたしましうか、環境づくりを通して、これからの農業振興も非常に大事なことだと思います。

そういった意味では、みどりの農協管内の中でも涌谷の場合、平成19年の12月に、涌谷営農センターにワンフロア化ということで町と農協が一緒になって、農政の一部門と一緒に事務執行をする仕組みをつくっております。そういった意味では、お互い農業振興にかかわる情報の共有化については、他の地区よりも私は進んでいるものと思っております。この仕組みを、よりいいものに今後展開しながら、涌谷の農業振興の基礎にしていきたいなと思っております。ひとつ今後とも議員皆様方のご支援、ご協力をお願いを申し上げたいと思います。回答にならないかと思いますが、担当課としての思いでございます。

○議長(大橋信夫君) 13番。

○13番(笹木健一君) 一つだけお伺いします。

食育推進経費についてでございますけれども、先ほど町長の提案説明でも補正増額について強調されておられ



ましたけれども、今回の補正で34万5,000円計上されております。当初では、21万1,000円だったと思いますけれども、ここで当初より13万4,000円も増額補正しているということでございますが、このことについてどのような理由であるか、その内容についてお伺いしたいと思います。

この食育につきましては多方面にわたって効果がありますので、小さな経費で、それこそ2桁も3桁も効果があらわれるのかなど、こういうように考えておりますので、担当の方から内容について説明してください。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） それでは、食育推進経費についてお答えを申し上げます。

本来であれば、当初予算においてその予算を計上し、22年度事業として進めるべきものであろうということだと思います。

食育推進計画につきましては、20年の計画で、21年の3月に策定されました。そして、21年度、4月からですね。それから22年の3月まで1年間、いろいろな事業に取り組んでまいりました。その中でも、学校、それから幼稚園、それから各地区の教室、それからイオンスーパーセンターとかヨークベニマルとのキャンペーン、それから標語のコンテスト、それから記念講演等々事業を進めたわけでございます。

それで、私は4月からここの席の課長ということで、今回補正でこれを取りたいということで担当から出てきたときに、これは当初でとるべきではないのかというお話をしたら、食育推進の方では今現在「食育推進懇話会」と、それから「食育推進協議会」と二つの会があって、21年の3月に策定されて、21年度事業、とにかくその懇話会と協議会が手探り状態の中でもいろいろな事業をしてきたので、事業評価をしてから予算に計上したいということで、21年に記念講演ということで、楽天イーグルスの栄養アドバイザー、大前さんという方をお呼びして記念講演をしたということがありまして、その懇話会、それから協議会の中でいろいろ議論をして、やっぱりこういう大会は1年に1回継続するべきだろうと。それも、きちっとしたコンセプトの中でやっていくべきだろうということで、大前さんをお呼びしたときには「選手力と食」ということで、若い人たちのスポーツに関係するものの栄養指導、それから食育というものを考えたのですけれども、今年度食育推進大会ということでここに予算計上しておりますが、今年度のコンセプトについては、親と子の食卓といいますか、そういうのをコンセプトにしてやりたいと。ぜひ6月の補正でお願いしたいということ、担当の方から強く言われましたので、私も事業評価をしながら予算計上するということは、私、第三次行革をつくらせていただいた担当としてすごく喜ばしいといいますか、住民の方々がそこまで自分たちのやっている事業を評価しながら次年度の事業に向かっていくという姿勢、そういうものがすごいなということで、自信を持って、今回6月の補正で提案させていただきました。終わります。

○議長（大橋信夫君） 13番。

○13番（笹木健一君） 今回の補正につきましては、担当の皆さんが、これまでの事業を検査し評価した上で、こういう措置をしたということで、すばらしい取り組みだなと、このように今感じました。

それで、先ほども言いましたように、健康づくりにもつながりますし、青少年の育成、あるいは地産地消の推進とか、大きな効果があります。強いて言ってみれば、町づくりの基本にもなるような、そういうものであるなということで今お聞きしたわけでございますけれども、この事業につきまして検討評価をしながら、今後継続してやってもらえるかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） それで、うちの方のセンター長といろいろ協議をさせていただいて、涌谷町の健康は何で守るということをちょっと議論させていただきました。その際に、センター長のお話の中では「健康は食からだ」ということです。ですから、センターの一つの柱として、その食育については今後もいろいろな事業展開をして、健康づくりの第一歩の、口からですけれども、それを継続していきたいと考えております。終わります。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 財産管理費の、地域振興公社負担金680万円についてですが、きのう地域振興公社の決算書が手渡されました。これは、A4を1枚、片面だけと、余りにも大ざっぱ過ぎるのではないかなと思うのですよ。それで、もう少し議員が質問なんかができるように、もっと詳しく決算書を出すべきではないかと思うのです。

それで、前にも質問していますけれども、これは副町長にお願いします。これは、議会というのは町意思決定機関としてその役割と責任を果たしていく点からも、新たな議決事件とすることで、より充実させたものとして、議会として積極的にその職責を果たしていくことが求められているわけなのです。それで、全国の町村議会議長会でも提言しているのです、既に。町が設立した地域振興公社とか法人に対して、議会が直接関与できるように改めるべきだと。そういうふうな提言がなされているのです。ですから、もう少し、この6月だけにこういう決算書が出るのではなく、議員が常時関与できるように改める考えはないのか、それをお聞かせ願いたいのです。

そして、これは議長にもお願いしたいのですけれども、自治法の96条の2項を活用して、議会の議決が必要なものとして条例でも規定することができるようになってはいるのですけれども、それを議運なんかでいろいろ検討してほしいなど。これを議長にお願いしておきます。

そして、次に教育委員会にお願いします。たまたま、教育振興費の中で、小学校図書システム使用料と出ているのですけれども、学校図書についてちょっとお伺いしておきます。

公立小・中学校の図書購入費というのは、地方交付税で賄われているわけなのです。それで、学校図書費の基準財政需要額というのは交付金の算定基礎となる数字の一つで、図書費に全額充てなければならない、そういう決まりはないのですよね、交付税ですから。使い道は、自治体、町の考えによって、どういうふうにも使われるわけなのですけれども、そして財政事情というのは町としても決してよいわけではないので、ほかに使うのも、これは財政運営上やむを得ないことだと思うのですが、教育というのは人間の一生に影響するもので、町の未来のためにも配慮をする必要があると思うのです。

そこで、たまたまインターネットをしていたら、文部科学省の学校図書館図書関係予算措置状況調べという平成18年度、19年度のやつを見つけたのですよ。それを見ますと、涌谷町のやつも載っているのですよ。私はびっくりしたのですけれども、町のことが文部科学省にも届いているのかなど。そして、それを見ますと、平成19年度、18年度もあるのですけれども、19年度の小・中の図書購入予算額とおおよその基準財政需要額、それから予算措置率というのが出ているのです。それを見ますと、涌谷町の19年度の図書購入費予算額というのが、小学校が57万5,100円なのですね。そして中学校が、163万1,700円なのです。そして、その基準財政需要額

というのが、小学校が206万4,000円、中学校が154万9,300円で、そして予算措置率というのが小学校は27.9%になっています。中学校は105.3%。ですから、小学校は27.9%ということは、72.1%というのは流用していることになるわけなのですよね。中学校はオーバーしているからいいのですが。

19年度でこういうことが出ていますけれども、本年度というのはどういうふうに予算措置をしているのか、そいつをお聞きしたいと。それから、その小・中学校の図書購入費と、現在学校で保有している蔵書数とその充足率というのはどうなっているのか。そして、県平均で見ると、どういうふうに涌谷町のやつはなっているか。まず第一点。

○議長（大橋信夫君） 地域振興公社理事長。

○副町長（安部周治君） それでは、10番議員にお答え申し上げます。

地域振興公社の決算については、昨日行政報告の中でお示しいただいたわけでございます。これにつきましては、地域振興公社という中で対応しております。いわゆる議会の承認をいただいて、指定管理料というような姿の中で地域振興公社に必要な管理料という名目を出していただいているわけでありまして、当然議会の中で、その指定管理料等々については数字等々があらわされておりますので、議会でその姿を議論していただくというようなことになろうかと思っております。

当然、地域振興公社の中には規約に基づいて理事体制をしいておりますので、理事あるいは総会という姿の中で、予算あるいは決算について十分に審議をしていただいて、その結果について町長の方に報告申し上げているという姿でありますので、その辺の流れ等々について、いわゆる町長部局の中ということではなくて、ある程度独立した地域振興公社の姿の経営実態だということでご理解していただければと思っております。

○議長（大橋信夫君） 議会事務局長。

○議会事務局長（安部政志君） それでは、私の方からは、地方自治法第96条第2項のお尋ねでございますが、当然これは議会の最も重要な議決機関として機能していくものでございます。そういったことで、今後も対応は従来と同じように対処してまいりたいと。

○議長（大橋信夫君） 教育文化課長。

○教育文化課長（久道章夫君） 失礼しました。学校図書の関係でございますけれども、当初予算書でちょっとご説明させていただきますと、例えば小学校費の当初の予算、教育振興経費でございます。当初予算書の145ページになりますけれども、ここに教育振興費の中の消耗品費ということで、5校合わせて245万円ほど計上してあります。このうち、小学生児童1人当たり500円掛ける人数分、小学生約900人ということで、掛けますと45万円、これが小学校に渡っている図書費としての金額です。これは、当初町長さんが、小学生には1人500円の図書費をつけなさい、中学生には1人1,000円の図書費をつけなさいよということでやっている内容でございます。

当初は、一番最初は、もともとの消耗品費にそれを上乗せした形で多分配当になっていると思っておりますけれども、年々財政が厳しくなってきた中で消耗品費が少なくなってくれば、当然その中に含まれていますので、それが今は1人当たりどの程度になっているかということは、よくその辺は検証していないところでございます。

それで、一つ、充足率でございますけれども、これは議員さんがお調べになった平成19年度のちょっと1年前になりますけれども、18年度の充足率で、涌一小さんが92.25%、二小が144.37%、三小が70.43%、篁岳小学校が113.21%、小里小学校が97.54%、それから涌谷中学校が79.52%、それから篁岳中学校が109.69%、そう

いった充足率です。特に、三小さんが70.43%というふうに低いところですが、これは学校に確認したのですが、学校を新築移転した際に古い図書については処分したので、こういった形になっているのだというお話でございました。これを見れば、大方の小・中学校ではほぼ充足しているのかなと思います。

それから、これは平成20年5月11日の河北新報にですけれども、学校図書費2割が流用されているのだと。財政難ということで、国が財政措置しているはずのお金が丸々使われていないのだよというような内容の記事も見受けられております。その背景には、ある程度は充足されていると。ただ、よく見れば古い図書もまだ残っているというような状況はあるのかもしれないと考えております。

さらに、議員さんがごらんになった平成18年度、19年度の予算措置状況調べ、これにつきましては私の方で20年、21年度の予算措置状況調べをちょっと手にしておりますけれども、これにつきましては小・中合わせた形で載っているのですが、おおよその基準財政需要額では349万3,700円、これが基準の財政需要額でございますけれども、それに対して図書購入費に使った金額は78万7,000円ということで、図書購入に使わなかった金額は270万6,700円という数字が文科省の方から出されております。これを見ますと、措置率は22.5%ということで、県内では29番目の順位となっております。以上でございます。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） その地域振興公社ですけれども、例えばことしがリニューアルオープンして、改修費が一般会計から温泉の方に出ていると。そうすると、来年度の決算で、当然その大金を投じたやつが、この決算書のどこの部分にどういうふうに載るのかと思うのですが、今まで町からも随分金が入っていると思うのだけれども、どういうふうな会計処理をしているのか。

そして、前にも申し上げましたけれども、議会が関与できるようにすべきではないかということも、かつて副町長も議員さんでありましたから、その全国町村議会議長会で、多分平成10年だと思うのですが、既にこういうような提言がされておるのですから、その辺をもう少し前向きにとらえて、議会がもう少し詳しく内容を調べるようにできるようにするのが必要ではないかと思うのです。そういうことも、もう一回答弁していただきたいと思います。

それから、教育委員会ですけれども、教育委員会は平成20年度、21年度と新しいやつを持っているのですが、私のパソコンは古いから出てこないのですが、こういうように19年度で小学校の措置率、涌谷町のやつが27.9%。そうすると、これだけを見ると72.1%が流用してもいいということで、町としても例えば小学校卒業まで医療費無料にするからということで、そういう独自の政策に使っているからいいと思うのですが、やはり子供の人間性を育てる、そして社会性を養う意味で本というのは重要なのですよね。ですから、その子供の人生を左右するまで言われている読んだ冊数というのが、要するにその子供の心の財産になると思うのですから、その図書を充実させる方に力を入れてほしいなど。それが、結果として学力向上にもつながると思うのですよ。その辺、もう一回答弁をお願いします。

○議長（大橋信夫君） 地域振興公社理事長。

○副町長（安部周治君） それでは、再度お答え申し上げます。

定例会資料の3ページを見ていただけますか。

3ページに、平成21年度の決算、天平ろまん館、わくや天平の湯に区分しまして表示してありますけれども、

収益のところ、営業外収益、いずれもろまん館、あるいはわくや天平の湯の方に数字であらわしております。これは、指定管理料と負担金合わせた数字でございます。この負担金につきましては、ポンプの修理等その都度必要な修理等々があった場合をお願いを申し上げて、一般会計の方から負担金としていただいている姿であります。そのほか、今回のリニューアルに向けました、いわゆる屋根がえの工事等々につきましては、新たな別の姿で一般会計から出ているという状況であります。よろしいですか。以上です。

○議長（大橋信夫君） 教育文化課長。

○教育文化課長（久道章夫君） 図書に関しましては、以前、各学校に、各学年それぞれ子供たちが年間何冊くらい読んでいるのかというような調べをしたことがございます。それを見ますと、小学校に比べて中学生の方は図書を読んでいる冊数は少なくなっています。それから、各小学校の様子を見ますと、平均年間20冊から40冊程度読んでいるようでございますけれども、学年によって大きく開きがあります。多分、これは担任の先生の指導などにもよるものかと思えます。

議員さんがおっしゃられますように、読書によって人間性が養われるとか、あるいは学力向上にもつながるといふことでもございましょうから、今後とも各学校には図書の方に十分力を入れるようにということで指導はしていきたいと思えます。以上です。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 教育委員会はいいです。

副町長に、最後で。（「はい」の声あり）

例えば、営業外収益は、どういうものがこの6,255万4,000円に入っているか。あとは、営業外費用もどういうものでこの金額になっているのか。もう少しやっぱり詳しい数字を出すべきではないかと思うのです。この地域振興公社、二つ合わせて1億8,000万円もの決算なのだから、ただこの半ぴらの紙1枚ではうまくないと思うのです。

そして、再度申し上げますけれども、そういう提言がなされているけれども、涌谷ではこのままのスタイルを続けていくということですか。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君） まずもって、ご理解いただきたいのは、地域振興公社については指定管理者ということで指定しております。これは、条例、随分前の議会ですけれども、指定管理者制度をスタートさせたいということで、その制度でスタートさせたわけでございます。それが根本にはございますので、指定管理者の指定についても議会に諮っております。公社の決算内容についても、こういったことで年度年度で公表しているようでございますし、今議員さんのご指摘のように、営業外収益とか営業外費用、これは商売と関係のない実際には建物の改修とか、またこっちから要請した展示物の展示費用とか、そういったものが含まれるわけですが、そういった内容をもっと詳しい資料にしてほしいということであれば、それは公社の方をお願いして、そういう内容に細かく出していただきたいと考えておりますし、指定管理者制度でございますので、あくまでも町の方で指定いたしましたその契約の中で、そういったやりとりをするという形になっておりまして、予算については予算書を出していただき、そして決算についても決算書をいただくということで指定管理者制度の中で決まっております。そういった制度の中でやっておるということをひとつご理解の上、お願いしたい

というふうに思います。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

12番。

○12番（木村正義君） 17ページの弁護士料についてお尋ねしたいのですが、八雲団地ですね。先ほど、課長の説明によりますと、かなり主管課で苦慮されているということでございます。そこで、何度か家裁に呼び出しが来ても行ったり行かなかったりということの説明もありましたようです。それで、立ち退かないという理由というか、頑として動かないという理由が何なのか。そして、そのことによって弁護士を立てると。それで、弁護士を立てまして、立ち退くようにということだろうと思います。そうでなければ、家賃を入れるというようなことになるのかと思いますが、まずその理由を、どういうことでこれがなかなか落ちが明かないのか。

そして、なぜこれを聞くかということは、弁護士料が29万円これから済むのか。あるいは、ずっとかかるのか。そういう心配も出てくるので、これはどういうことなのか。大変苦勞されているのはわかるのですが、その辺の中身をちょっと伺っておきたいと。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 満君） 弁護士委託料で29万円お願いするわけでございますけれども、先ほど説明申し上げましたけれども、第1回の公判が12月21日にあったわけでございますけれども、たまたまその前に被告となる契約者でございますけれども、この方が暴力ざたを起こして留置場に入ったままだったということで、第1回目の公判については欠席ということで公判には出ておりませんでした。それで、第2回目1月25日があったわけでございますけれども、これにつきましては釈放になりまして、それで出られたということで、その内容で今回訴えましたうちの方の明け渡し、それから滞納金の支払い、それから賠償金等について、うちの方の主張を説明いたしまして、これに基づきまして被告、連帯保証人も出席しておりますので、第3回目の公判が2月22日に行われたのですけれども、その事実について全面的に向こうも認めているという状況でありました。

ただ、今回の場合は、被告、要するに契約者でしたけれども、これにつきましては21年の8月で契約が切れておりますので不法占拠者ということで、不法占拠でありますので、この方については明け渡しということと、それから離婚しましたので、その同居人ですね。その妻とか子供さん、それから妻の実父といいますか、これらの方々について含めて明け渡し請求をお願いしていたわけですが、本人は実家に戻ってしまったということで、その同居人である妻と、それから子供さん、あるいは実父の方、妻のお父さんですね。この方が残られて、出るように判決もお話し申し上げたのですけれども、一時は福祉の方の担当の方のお世話、あるいは民生委員のお世話で、町内でうちを見つけたということもあったのですけれども、ところがその大家さんに内容といいますか、その事情が詳しく知れ渡って、取り消しになったという経緯もありまして、なかなか見つからない状況もあるのですけれども、うちの方も再三こういう状況ですし、不法占拠という状態がこのまま続くということはいまありませんので、判決に基づきまして今回やむを得ず、本当にやむを得ず出てもらうための強制執行をするということで、今回の強制執行については、この議会を通りましたら家裁の方に行きまして、弁護士さん経由でございますけれども、そのかかる費用について供託するような形になるのですけれども、その費用の中で執行官が住宅の方に入ります。それと同時に、運送屋さんというのですか、専門の引っ越し屋さ

んですかね。その方々が参りまして、その荷物、それらについても全部こん包しなければなりませんので、そういう材料、あるいはその見積もりを出すという形になりまして、その後明け渡しの執行と。ですから、早ければ今月末、遅ければ来月末には強制執行がかかるのではないかなと、こういうような段取りでございます。以上です。

○議長（大橋信夫君） 12番。

○12番（木村正義君） さっきもご説明いただきましたが、これはそれでもよけないと。行くところがないから行かないというようなことで、居座るといふ心配はないのか。もし、それができた場合、弁護士をまた立てるとなると、弁護士料というのはこれからかかってくると思うのです。そういった心配などはないのか、あるのか。その辺もどうなのだと。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 満君） 強制執行でございますので、荷物を運び出すということになりますし、家族の方々は別なところに入っていていただくということになりますので、これでこれ以上かかるということはありません。以上です。（「安心していいのですね。はい、了解」の声あり）

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

1番、反対ですか、賛成ですか。（「賛成です」の声あり）ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 1番。

○1番（杉浦謙一君） 今回の補正予算、2億8,498万4,000円増額補正でありますけれども、賛成の立場で討論したいと思います。

今回は、3月議会でもお話ししましたが、消費者相談窓口の拡充をと話をいたしました。その際に、町長は、この措置は恒常的に行うと説明されまして、今回相談員の配置が2名ということで配置されることとなりました。また、これは亡き佐藤文夫議員が、常に携わってきた幼保一元化施設の設計業務委託料でございますけれども、157万5,000円ということで計上されております。場所は違ったところになるわけでございますけれども、この計上に、順調に進んでいるということが思われて胸が熱くなる思いでございます。そして、教育管理費では、第二小学校の校舎の改修工事。そして、小里小学校の校舎の雨漏りも含めまして、耐震改修工事の予算も計上されています。子供たちにとって、安全・安心で学べる環境づくりに力を入れているのがよくわかります。町民にとっても大事な施策でありますので、これをさらに充実させるよう期待をいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号 平成22年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第56号 平成22年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第2、議案第57号 平成22年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、議案第57号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ5,617万8,000円を追加し、総額を21億8,838万7,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、歳入では、繰越金につきましては、平成21年度決算見込みによる計上でございます。歳出では、総務費におきまして、制度改革に伴う国保税軽減措置のシステム改修に係る措置でございます。また、財政調整基金積立金につきましては繰越金に係る措置で、償還金につきましては平成20年度老人保健拠出金の確定における措置となっております。

なお、医療費及び国保税に関してであります。医療費について平成21年度の決算見込みから改めて推計を行いまして、世帯数及び被保険者数についても見直しを行っております。その結果、医療費及び国保税とも幾分不足が見込まれますけれども、税率を据え置き給付の推移を見ながら、今後財政調整基金で補正対応をさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） それでは、議案第57号の説明をいたします。

今、町長の方から提案理由の方でほとんど詳しく説明になってございますので、簡単にだけ説明させていただきます。額の大きいものだけさせていただきます。

まず、歳入でございます。

6ページ、7ページです。

繰越金、前年度繰越金6,000万円につきましては、平成21年度決算見込みによる増額をお願いするものです。

なお、正確な額の確定につきましては、9月の補正で対応するものでございます。

それから、雑入、老人保健拠出金精算金でございます。これについては、先ほど町長の提案理由にもありましたように、平成20年度の老人保健拠出金の精算で、減額となるものでございます。

次のページに移ります。

歳出でございます。

総務費の2の徴税費でございます。電算処理業務委託料131万3,000円の増。これにつきましては、先ほど電算



システムの改修ということで、費用でございます。

それから、次のページにまいります。

基金積立金でございますが、歳入歳出差し引き額を積み立てるものでございます。積立額が5,657万1,000円となりますので、積み立て後の基金残高につきましては2億1,851万8,000円となるものでございます。

それから、最後の償還金でございますが、①ですね。老人保健拠出金償還金ですが、これは平成20年度分の精算が確定いたしましたので、524万1,000円を増額するものでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

2番。

○2番（久 勉君） 町長の提案理由の説明の中で、平成21年度の決算状況から医療費、医療費はこれは決算を見て22年度の推計をされると思うのですが、それとその国保税の見合いを試算して今回は税は据え置きと。説明の中では、若干の不足も見られるけれども、財政調整基金で今後対応することで、税の方は据え置くという説明だったのですけれども、税務課長、一体どのくらいこの不足というのは、金額は幾らぐらいなのか。それから、近隣の市町村の改正状況というのですか、それともう一点、平成21年度の出納閉鎖後の滞納繰越額は幾らか教えてください。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課長（齋藤正俊君） お答えします。

平成22年度の国保税でございますが、あくまでも5月の時点での試算でございますが、当初予算に比較いたしまして約1,800万円ほど現年度分で減少する見込みでございます。

それから、周辺の市町村の国保税の、今年度の税の上げるか下げるかということだと思いますが、大崎管内におきましては大崎市が応益応能割を変更しているようでございます。細部についてはまだ公表されておられませんのでわかりませんが、事務的な話で聞いたところによりますと、若干結果的に1人当たり、世帯当たりとも増額になるということでございます。ほかの町につきましては、据え置きということでございます。石巻市につきましては、ほとんどの世帯は同額ですが、一部の世帯について下げるということでございます。登米市、栗原市については、いずれも上がるということで調査をいたしてございます。

3点目の未納の状況でございますが、大変申しわけございません、ちょっと持ってきておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） 現年度分で1,800万円ということは、その1,800万というのは調定額、それか予算で、どちらですか。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課長（齋藤正俊君） 約1,800万円と申し上げましたのは、予算ベースで1,800万円ということでございます。

○議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） 町長は、もし不足が生じたら、財政調整基金の方でその対応をするという説明だったのですけれども、税務課長、これ1,800万円でしたら、滞納ちょっと幾らあるか、多分2億ぐらいあると思うのです

けれども、大体。徴収の方でぜひ頑張ってください、財調をそれに使うことなく努力していただきたいと思っています。といいますのは、前回は申し上げたのですけれども、結局軽減世帯がもう5割にもなっているということ、それからそのことによって中間層にかなり重い負担になっているので、試算のときは結局その財調をどうするかということもありますけれども、その辺に何とか手だてができる方策を探ってくれないかということも言っていたのですけれども、今回は据え置きということだけで、その中間層への手だてというのは何らされていらないようですので、また引き続きこれは検討事項として、ぜひ納めやすい、この軽減は結局制度の問題ですから、うちの町だけでどうにもなることではないことですから、あらゆる機会にやっぱり国に訴えていただきたいことと、また中で工夫できることはやはり工夫していただきたいと思いますので、とりあえずその1,800万円という金額が、これは医療費のことですから終わってみないとわからないことではありますけれども、現段階ではそう見込まれるということですので、それは徴収努力をして財調を取り崩すことなくやっていただきたいと思いますので、その辺の決意のほどを課長からお願いします。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課長（齋藤正俊君） 今、2番議員さんの方から言われましたけれども、確かに平成21年度の収納率につきましても、前年に比べて現年度分で大分下がってございます。平成22年度につきましても、これから細部の分析をいたしますけれども、その分析に基づきまして、より高い収納率を目指しまして頑張りたいと思います。どうぞよろしくご指導方お願いいたします。

○議長（大橋信夫君） 1番。

○1番（杉浦謙一君） 先ほど収納率の話がありましたが、数字はわからないのですよね。まず、その数字の話です。出納閉鎖になりましたから、下がっているというぐらいしかわからないのかなと思います。ちょっとそこを聞きたいということと、それからいつもお話に出てきますが、国保運営協議会ですけれども、最近の議論はどういった議論になっているのか。この2点、質問したいと思います。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） それでは、私の方から国保運協の方の議論の内容ということでございます。

今、2番議員さんからも出たように、収納率、それから医療費が今後どのように推移していくのかということ。それから、基金残高、今の残高で運営はどうなのかということ。それから、今、国の方で騒がれております国保の広域化といいますか、今年度、22年の12月には宮城県の方でも市町村に指針を示すということになっておりますので、その辺の議論が主でございます。内容をもっと詳しくですか。いいですね。

それから、一番心配しておりますのは、最高基金があった20年ですか、3億円くらいありましたけれども、今回先ほど説明の中で21億円ということで、もう1億円近く減っていると。そうすると、年間大体5,000万円くらいずつ減るような感じになってございますので、その辺が大分……（「21億と言った」の声あり）ああ、そうですか。申しわけございません。2億1,000万円です。その辺で、5,000万円くらいずつ減っていくと、うちの方の国保の会計が、ここ二、三年でもう国の赤信号の率になっていくということが一番心配されているようなことでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課長（齋藤正俊君） まだ最終的な確定ではございませんが、5月末で今とらえています収納率につきましては、国保の合計の現年度でございますが87.29%、前年に比べて1.12%のマイナスでございます。過年度分につきましては24.02%、前年に比べて1.61%上昇してございます。合わせまして、収納率は71.8%、前年に比べまして0.32%の減少となっております。

すみません。それから、第1回目に質問されました未収額でございますが、これもまだ最終確定ではございませんが、未収額につきましては1億7,140万8,000円ほど。前年に比べて116万円ほど増加いたしてございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） 1番。

○1番（杉浦謙一君） わかりました。

現年度の収納率も下がってきていると。この傾向は、どの大体町に行っても共通する問題だとは思いますが、ほかの町というか、ほかの市ですか、隣の市では、栗原市もそうなのですけれども、収納率が落ちているので税率を上げるというような形になって税収を上げる。そういったのが今回の6月の議会に出てきているのですけれども、当町においてはそういった考えはないのかどうか、ちょっと聞いておきます。

今回は税率はやらないと、いじくらないというふうになってはいますけれども、この分収納率が下がると。お金がなくて下がっていくとなると、税率を上げるのかという話には、そういった議論になるのかどうか。今後のお話ですけれども、お聞きしたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課長（齋藤正俊君） 平成22年度の税率については据え置きということでございますが、その間の若干検討した中身の中で、1,800万円ほど予算額で減少する見込みだと申し上げましたが、これにつきましては結果的に所得が前年度に比較しまして16.7%ほど課税所得が下がってございます。この結果、課税所得というか、所得が少なかったことによって、現年度分の税収の徴収率も悪化したと考えてございます。この時点で、どうしても上げざるを得ないという結果になっても、なかなか今後の徴収については、所得が下がることによって、さらにその税率が上がった場合については、さらなる徴収努力をしないと元の税額まで取れないのではないのかと考えてございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） 1番。

○1番（杉浦謙一君） 先ほどの答弁ですと、収納率を上げるためには取るというような話だと思いますけれども、そのほかに税額を納めやすいような形で収納率を上げるとか、これは私の話ですけれども、取るというだけの、この間の未収の分を取るというのは大事なことですけれども、税額をいじくるという議論にはならないということなのですね。最後に。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課長（齋藤正俊君） 現年度分につきましては、毎年新たに出てくる税額でございます。そのほかに過年度分がございまして、極力現年度、これを徴収率を上げることによりまして、翌年度の過年度になる部分を減少させ、できるだけ短期間ではございませんが現年度の徴収率を上げることによって、総合的な徴収率の向上に向けて努力してまいりたいと考えてございます。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

5番。

○5番（伊藤雅一君） 一つお聞きします。

6ページに繰越金がございます。これは当初が2,000万1,000円です。それから、それが補正で6,000万円ということで、計で8,000万円という金額になっています。約4倍でございます。そのことによって、財政調整積立金も1,000万円が6,650万円ほど、約6.6倍というふうになります。非常に結果としては、当初見込んでおったよりもよい結果を生んだということございまして、申し上げるところは別にございませんが、ただやっぱり事業なり経営を管理するというふうな面では、これは特別的な、やはり通常では気づかない何かそのわけ、理由があったのかなど、こういうふうには私は理解します。それとも、これがまたごく一般的なことになることもあるかもしれませんが、ここら辺のこの大きな金額、当初計画と一次補正でこれだけの金額が変わって出てくるわけですから、この違いはどういったわけなのか、理由をお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 国保会計につきましては、年間約22億円くらいのお金が動いております。その中で、医療費、給付分ですね。給付分の金、そういうものをいろいろ1年間通して動かしてくるわけですが、そのほかに国の方の交付金、それから国保の方から出ていく後期高齢者への支援金とか、さまざまなものがありますけれども、額的なもので、医療費が下がれば繰越分も多くなるということでございます。ですから、毎年のご事情ですけれども、五、六千万円の繰り越しという形の中で推移していつているということでございます。

それから、大変これについては、特別調整交付金とか、そういうものが来たり来なかったりということも考えられますので、その辺も涌谷町は1回だけ来なかったことがあるのですけれども、それも当てにしない中での財源の調整をしていかなければならないということで大変難しいところもあるのですけれども、先ほど税務課長の方からもありましたけれども、所得が落ちて税収が落ちる、それから国の方も交付税についても若干減らすという形になると、国保そのものが、涌谷町だけではなくて、県内、それから全国の市町村に関しては大変苦しい状況の中にあるということです。

それで、先ほどお話ししましたけれども、国の方では各県一つの連合体といいますか、そういうのをつくっていく方向の中で今動いているという状況でございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号 平成22年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号 平成22年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時24分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第3、議案第58号 平成22年度涌谷町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、議案第58号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ22万8,000円を追加いたし、総額を262万6,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、平成21年度決算見込みにより、それぞれ精算を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号 平成22年度涌谷町老人保健特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第58号 平成22年度涌谷町老人保健特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第4、議案第59号 平成22年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第59号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ174万6,000円を追加いたし、総額を5億9,395万7,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、歳入では、国庫補助対象事業の制度改正による国庫補助金の減額及び繰越金の補正等でございます。歳出におきましては、人件費に係る所要の補正措置をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号 平成22年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号 平成22年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第5、議案第60号 平成22年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第60号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3,957万4,000円を追加いたし、総額を12億6,130万7,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、平成21年度決算見込みによる精算及び職員人件費に係る措置でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） それでは、議案第60号を説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、事業の見直しと人事異動に伴う人件費の増減でございます。

それから、繰越金、前年度繰越金3,900万円、これにつきましては決算見込みによる増額でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

総務費の介護認定調査費、介護認定調査事務費ということで、臨時賃金の増額をお願いするものでございます。

それから、基金積立金、介護保険給付基金積立金1,551万5,000円、これにつきましては決算見込みによる余剰金を積み立てるものでございます。積み立て後の基金残高は、1億4,152万7,000円となるものでございます。

10ページ、11ページをお願いしたいと思います。

包括的支援等事業費でございますが、職員の人件費につきまして、人事異動による措置でございます。

それから、12ページ、13ページをお開きください。

償還金でございます。決算見込みにより、平成21年度の国及び県の介護給付費負担金の返還でございます。それから、一般会計繰出金につきましては、同じく平成21年度精算戻しでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

2番。

○2番（久 勉君） すみません、11ページの包括的支援等事業費の中に、手数料で成年後見手数料とありますけれども、これはだれがどこに払うお金なのですか。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） 地域包括支援事業の中で、成年後見人という制度がございます。その方々をお願いしなければなりません。例えば、独居老人等で年金の貯金通帳とか、そういうものについて、そういう方を任命して、そのものを管理していただくというもの。ただし、資格がありまして、社会福祉士だったり、今5件くらいの方をお願いをして、その後見人の形をとっていただいていますけれども、そういう方々に払う手数料でございます。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号 平成22年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第60号 平成22年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第6、議案第61号 平成22年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第61号の提案の理由を申し上げます。

本案は、ご可決をいただきました議案第53号による料金改定に伴う営業収益における水道使用料の減額及び営業費用における料金等処理ソフトの改修費用の増額、資本的収入において建設改良費に充てる出資金として、水道管路耐震化事業一般会計出資金の補正をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課澤田統括主幹。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） それでは、議案第61号についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきます。

第2条、収益的収入及び支出の補正でございます。水道料金の改定によりまして、営業収益1,064万円の減額と、営業費用57万8,000円の増額でございます。

第3条、資本的収入の補正でございます。出資金90万円の増額をお願いするものでございます。また、資本的収支の不足額7,039万3,000円は、消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんいたすものでございます。

4ページ、5ページをお開きいただきます。

ただいま、町長の提案理由の説明にございましたが、今回の水道料金の引き下げによりまして補正をお願いするものでございます。

営業収益、給水収益でございますが、水道使用料1,064万円の減額をお願いするものでございます。それから、営業費用、総係費でございますが、料金の改定に伴いまして、収納業務電算システムの改修費用として委託料57万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入の出資金90万円の増額をお願いするものでございますが、出資金につきましては、過去3カ年の平均事業費に対しまして、上積みとなった事業費、これの単独費の4分の1を出資金として繰り入れをお願いす



るものでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

1 番。

○1 番（杉浦謙一君） 料金改定の関係なのですが、去年県議会で受水費の引き下げを議決しておりまして、はて、いつから安くなっていたのかなというのがありますけれども、その料金改定はいつから始まっていたのかということが一つです。

それから、委員会の中で建設水道課の説明では、料金引き下げはしないという話をこの間説明をしておりますけれども、3月の議会では、施政方針の中にも入っておりますけれども、料金引き下げという話になったと。3月議会で、2番議員さんも一般質問の中でやっておりますけれども、その中で初めて引き下げの改定の話になったわけですが、その間のいきさつというのは何かあったのですか。この2点、お聞きしたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 澤田統括。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 1点目の、広域受水費の引き下げの時期でございますけれども、昨年の秋に県議会の方で決定されまして、平成22年4月1日から広域の受水費が引き下げられております。

それから、2点目の常任委員会の方でいろいろ試算ということでお示しした中では、当初は私の方の算定期間というのもちょっと長くとっておりました。平成22年から10年ということで一応算定したわけでございます。その後、上司ともいろいろ相談したところでございますけれども、広域料金の算定期間が平成22年度から5年間という期間であるということでございまして、町といたしましても、その広域の算定期間に合わせた料金設定をすべきではないかという結論に達したわけでございます。以上でございます。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

1 番、賛成ですか、反対ですか。（「賛成です」の声あり）ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 1 番。

○1 番（杉浦謙一君） では、またやります。

今回、平成22年度涌谷町水道事業会計補正予算と料金改定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

前回料金改定されたのは、平成12年6月でございまして、10年ぶりの料金改定です。平成12年は、料金値上げの改定でございましたけれども、それから10年がたっております。この間、首長連名での要望書が提出され、宮城県に出されました。そのほかに、各議会で意見書が提出されました。いち早く涌谷町議会も意見書を出したということで、県の受水費の引き下げ、高い水道料金の引き下げを、県の受水費を1トン当たり17円引き下げということを、宮城県を動かしてきたというのがやっぱりこの間の取り組みだったと思います。

私自身も、大崎市の水道事業所に行きましたり、県の企業局で直接お話を聞いた経緯もありますけれども、この大崎地域ではどこも今回引き下げはありませんけれども、その間涌谷町のみがこの引き下げに、町長の英断

だとは思いますが、そう考えております。

まだまだ経営は大変だと思いますけれども、引き続き町民の皆さんの生活に役立つ水道でございますので、今回賛成討論ということで参加させていただきました。ありがとうございました。

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号 平成22年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号 平成22年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第7、議案第62号 平成22年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第62号の提案の理由を申し上げます。

本案は、年度内見込み所要額を精査し、収益的支出、資本的収入及び支出をそれぞれ補正いたすものでございます。

収益的支出につきましては、給与費のほか、病院改革プラン評価委員会委員の報酬、費用弁償等、4月に採用いたしました大西律人先生の紹介業務委託料を補正いたすものであります。

資本的支出につきましては、その他建設改良費において、全身用エックス線CT装置の更新と医師住宅改修の増額をいたすものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 医療福祉センター総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（高橋宏明君） それでは、ご説明申し上げます。

予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

第4条、企業債予定額の補正でございます。

まず、医師住宅改修事業につきましては、予定額を3,200万円増額し、限度額を5,600万円にいたそうとするものでございます。次に、医療機器整備事業につきましては、3,080万円を新たに予定いたすものでございます。

10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

収益的支出、4報酬と、経費の3旅費交通費につきましては、ただいま町長の提案理由でございました、医療福祉センター改革プラン評価委員会開催に伴う経費を今回お願いするものでございます。それから、経費の15委託料につきましては、民間会社による医師紹介に係る委託料をお願いするものでございます。

資本的収支につきましては、全身用エックス線CT装置が老朽化したため、現在の機種よりも精度が高く、また診療報酬も高く請求できる機種に更新しようとするものでございます。また、医師住宅改修事業につきましては、当初年次計画により今年度3棟の改修を予定いたしておりましたが、7棟築年次が同時期なため、全部の改修に変更しようとするものでございます。事業費6,800万円のうち、企業債を6,280万円充当し、不足する520万円は過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものですが、エックス線CT装置につきましては、国民健康保険の特別調整交付金の対象に該当することが見込まれるため、国民健康保険の調整交付金決定後に資本的収入の補正を予定するものでございます。以上で終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号 平成22年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号 平成22年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第8、議案第63号 平成22年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第63号の提案の理由を申し上げます。

本案は、今年度の人件費を見込み、収益的支出の給与費を補正いたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号 平成22年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号 平成22年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第9、議案第64号 平成22年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） 議案第64号の提案の理由を申し上げます。

本案は、今年度の人件費を見込み、収益的支出の給与費を補正いたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号 平成22年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第64号 平成22年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第10、議案第65号 平成22年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）を議題といたしま

す。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、議案第65号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ126万円を追加いたし、総額を62億8,606万8,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、歳入では、まず県支出金において内示をいただきました消防施設等整備事業補助金について増額し、歳出におきましては、涌谷町の篁岳出身の映画監督大和優雅氏のデビュー映画「つるしびな」の完成披露式、試写会経費及び消防ホース乾燥塔設置工事等について増額をお願いするものであります。

詳細につきましては、担当課長並びに統括主幹から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課高橋統括。

○町民税務課統括主幹（高橋勝一君） それでは、議案第65号を順次説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

15款県支出金、2節消防費補助金、②消防施設等整備事業補助金で126万円の増額でございますが、平成22年度の市町村振興総合補助金の消防防災施設等整備事業の対象として申請しておりましたが、今回消防ホース乾燥塔設置事業が補助内示をいただきましたので、予算措置をいたそうとするものでございます。補助率につきましては、事業費の3分の1となるものでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） 順次説明してください。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 企画費の共済費、雇用保険料34万円の増額でございます。雇用保険料につきましては、前年の実績に基づいて前払いする仕組みになっているのですけれども、平成21年度緊急雇用におきまして、多数の臨時職員を雇用した関係で増額する必要が出たために補正をお願いするものでございます。終わります。

○教育文化課長（久道章夫君） 児童館運営事業経費で修繕料をお願いしております。児童館の職員室の部分の屋根に雨漏りがありましたので、修繕をお願いするものでございます。

○産業振興課商工観光室長（村上芳行君） 7款商工費、観光振興対策経費でございますが、先ほど町長の方から説明がございましたが、涌谷町の篁岳出身の映画監督が、昨年夏から涌谷町内で撮影しておりました映画「つるしびな」が今月初めに完成いたしました。この完成に伴いまして、天平の湯リニューアルオープンを記念して完成試写会をお願いしたところ快諾をいただきましたので、監督及び主演女優等の旅費、謝礼、食糧費、放映機材借上げ料、総額51万2,000円をお願いするものでございます。

なお、上映に関しましては、あすの6月19日に3回、6月26、27日に各2回、合計7回放映する予定でございます。以上でございます。

○町民税務課統括主幹（高橋勝一君） 次に、消防施設整備事業費で378万円の増額でございますが、先ほど歳入でご説明いたしました消防ホース乾燥塔設置に要します工事経費をお願いいたすものでございます。さきの3月定例会でお認めいただき、本年度実施いたします火の見やぐらの現状調査等を踏まえた結果、計画的に現在ホース乾燥に利用しております火の見やぐらを、溶融亜鉛メッキ仕上げの鋼管製ポールのものに交換いたそう

とするものでございます。本年度は3基を見込むものでございます。終わります。

○教育文化課長（久道章夫君） 11ページです。

小学校費の学校管理経費で、備品購入費、乗用草刈り機購入費をお願いしてございます。小学校としましては、宮城県一校庭が広いと言われている涌谷第三小学校ですが、その校庭の草刈りを効率的に行うということで、平成17年に乗用タイプの草刈り機を購入して配備したところでございます。ただ、今月に入りエンジンに故障が生じまして、使用不能ということで、備品の部分の見積もりをとりましたところ相当の費用が見込まれましたので、今回更新をお願いするものでございます。以上です。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 予備費でございます。歳入予算が不足する分の財源としまして、予備費を減額するものでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

6番。

○6番（門田善則君） それでは、児童館運営経費の修繕料3万3,000円についてなのですが、あの児童館につきましてはかなりの年数がたっておりまして、毎年修繕、修繕で恐らく今後もいかなければならない状況にあるのではないかと推察されます。

そういった中、今後児童館のあり方として、また今後建てかえとか、そういった状況というか、考えがあるのかないのかということ、あわせてお聞きしておきたいと思います。

次に、観光振興対策経費の中で、今室長の方から説明がありましたけれども、涌谷の観光ということで、3月の当初の議会の中でも9番議員さんの方から一般質問等もありましたが、今後この映画をつくった機会をどういうふうな涌谷の観光に生かしていくのか、室長としての考えをお聞きしたいと思います。その2点です。

○議長（大橋信夫君） 教育文化課長。

○教育文化課長（久道章夫君） 八雲児童館に関しましては、涌谷神社の方から土地をお借りしているということもございまして、建てかえといっても、そのお借りしている人との話し合いも出てこようと思います。今後、それは検討していく必要があるものかなとは考えております。

○議長（大橋信夫君） 商工観光室長。

○産業振興課商工観光室長（村上芳行君） この大和監督の映画「つるしびな」は、まだ完成試写会ということで、まだ料金を取ってお見せする段階ではないというようなことで、来年の春に国内の映画祭に出品いたしまして、それから全国的に放映になるというような予定なそうでございます。

この映画は、映画の90%ぐらいが涌谷町でロケしておりますし、あとは映画に出られた方も、涌谷の町民の方も結構エキストラで出ていますので、この映画で涌谷町を全国に売っていただきたいと考えております。以上です。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号 平成22年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第65号 平成22年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

ここで若干の休憩をいただきます。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時05分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

お諮りいたします。

議発第3号が提出されております。これを日程に追加し、日程第11とし、直ちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議発第3号を直ちに日程に追加することに決しました。

---

◇

### ◎議発第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 追加日程第11、議発第3号 子宮けいがん予防ワクチン接種の公費負担を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。

○議会事務局総務班長（小関文恵君） 朗読します。

議発第3号

平成22年6月18日

提出者 涌谷町議会議員 笹木健一

賛成者 同 木村正義

賛成者 同 菅原富士郎

子宮けいがん予防ワクチン接種の公費負担を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

（提出の理由）

子宮けいがんはワクチン接種が効果的であるとされているが、接種料金が高額であるため、全額公費負担、または公的医療保険制度適用を要望するもの。

別紙

#### 子宮けいがん予防ワクチン接種の公費負担を求める意見書

子宮けいがんは、がんの中でもただ一つ予防できるがんです。しかしながら、現在20歳代から30歳代の若い女性に罹患者が増えています。子宮けいがんは、ほかのがんと違って自覚症状がないため発見が遅れ、国内では年間15,000人以上が発症し、約3,500人にもものぼる大切な命が失われています。

子宮けいがんは、性交渉でHPV（ヒトパピローマウイルス）に感染することによって、約10年かけてがん細胞に変化すると言われていています。このため定期的に検査を受けていれば、がんになる前に発見が可能であり、HPV予防ワクチンの接種によって予防できます。すでに世界100カ国以上でワクチンが承認され、わが国でも昨年9月29日に正式に承認されたところです。

女性特有のがんの一つであり、80%程度予防でき、早期発見治療で治すことができる子宮けいがんを撲滅するため、政府においては下記の事項に取り組むことを強く要望します。

#### 記

1. 国による全国一律の公費負担、あるいは公的医療保険制度の適用により、ワクチン接種にかかる費用負担の軽減措置を講じ、HPVワクチン接種の普及を図ること。特に、全額公費負担による10歳代前半の女兒への接種を早期に実現すること。
2. 細胞診とHPV検診を併用した子宮けいがん検診の普及と受診率向上のため、国として公費による検診の実施を進めるとともに、積極的な広報活動による意識啓発に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月18日

宮城県涌谷町議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

文部科学大臣

厚生労働大臣

朗読を終わります。

○議長（大橋信夫君） ただいまの朗読で意見書の内容が理解できたものと判断いたし、提出者の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

これより提出者に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕



○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号 子宮けいがん予防ワクチン接種の公費負担を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議発第3号 子宮けいがん予防ワクチン接種の公費負担を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

◇

◎請願・陳情

○議長（大橋信夫君） 日程第12、請願・陳情。

今期定例会において、本日まで受理した請願・陳情はお手元に配付した請願・陳情文書表のとおりです。陳情第4号は配付といたしましたので、ご了承願います。

---

◇

◎委員会の閉会中の継続調査・審査について

○議長（大橋信夫君） 日程第13、委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から、目下各委員会において調査・審査中の事件につき、会議規則第70条の規定により、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することに決しました。

---

◇

◎閉会の宣告

○議長（大橋信夫君） 以上をもって今期第3回涌谷町議会定例会の会議に付された事件は、すべて議了いたします。

した。

よって、今期第3回涌谷町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後3時16分